

平成23年 9 月宮崎県定例県議会
環境農林水産常任委員会会議録
平成23年 9 月14日～16日

場 所 第4委員会室

平成23年 9月14日（水曜日）

午前10時0分開会

会議に付託された議案等

○議案第1号 平成23年度宮崎県一般会計補正
予算（第2号）

○議案第2号 平成23年度宮崎県就農支援資金
特別会計補正予算（第1号）

○議案第6号 公の施設に関する条例の一部を
改正する条例

○議案第19号 国営都城盆地土地改良事業執行
に伴う市町村負担金徴収につ
いての議決内容の一部変更につ
いて

○議案第20号 国営綾川二期土地改良事業執行
に伴う市町村負担金徴収につ
いての議決内容の一部変更につ
いて

○報告事項

・県が出資している法人等の経営状況について
財団法人宮崎県環境整備公社

社団法人宮崎県林業公社

社団法人宮崎県林業労働機械化センター

社団法人宮崎県農業振興公社

財団法人宮崎県内水面振興センター

一般財団法人宮崎県口蹄疫復興財団

社団法人宮崎県肉用牛枝肉価格安定基金協会

社団法人宮崎県家畜改良事業団

社団法人宮崎県畜産公社

財団法人宮崎県水産振興協会

○環境対策及び農林水産業振興対策に関する調
査

○その他報告事項

・「みやざき県民の住みよい環境の保全等に関す

る条例」の一部改正について

・社団法人宮崎県林業公社について

・環境放射能水準調査の結果について

・浄化槽の法定検査について

・植栽未済地対策について

・平成23年産早期水稻の生産概要及び農業者戸
別所得補償制度について

・平成24年以降の葉たばこ廃作に伴う今後の対
応について

・口蹄疫からの再生・復興状況について

出席委員（8人）

委 員 長	田 口 雄 二
副 委 員 長	二 見 康 之
委 員	福 田 作 弥
委 員	坂 口 博 美
委 員	中 野 廣 明
委 員	押 川 修 一 郎
委 員	新 見 昌 安
委 員	岩 下 斌 彦

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

環境森林部

環 境 森 林 部 長 加 藤 裕 彦

環 境 森 林 部 次 長
(総 括) 金 丸 政 保

県 参 事 兼
環 境 森 林 部 次 長
(技 術 担 当) 黒 木 由 典

部 参 事 兼
環 境 森 林 課 長 山 内 武 則

み や ざ き の 森 林
つ づ くり 推 進 室 長 福 満 和 徳

環 境 管 理 課 長 橋 本 江 里 子

循 環 社 会 推 進 課 長 福 田 裕 幸

自然環境課長	森	房	光
森林経営課長	佐	藤	浩一
山村・木材振興課長	水	垂	信一
みやざきスギ活用推進室長	武	田	義昭
工事検査監	山	下	英一

事務局職員出席者

議事課主幹	阿	萬	慎治
総務課主任主事	押	川	康成

○田口委員長 ただいまから、環境農林水産常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてであります。

お手元に配付いたしました日程案のとおりであります。今日は、環境森林部関係議案等について審査を行い、あした、農政水産部関係議案等について行うこととしております。また、採決については、すべての審査が終了した後に行うこととしております。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時0分休憩

午前10時3分再開

○田口委員長 委員会を再開いたします。

初めに、今回、当委員会に付託されました補正予算関連議案等について、部長の説明を求めます。

○加藤環境森林部長 環境森林部でございます。よろしく願いいたします。

お手元に配付しております常任委員会資料の

表紙をごらんください。今日は、予算議案が1件、特別議案が1件、報告事項が3件、その他の報告事項が、表紙にあります4件のほか、本日1件を追加いたしまして計5件であります。

まず、Ⅰの予算議案といたしまして、議案第1号「平成23年度宮崎県一般会計補正予算（第2号）」についてであります。エコクリーンプラザみやざきの浸出水調整池補強工事に要する経費について、宮崎県環境整備公社に追加貸し付けを行うなどの補正でございます。

Ⅱの特別議案といたしまして、議案第6号「公の施設に関する条例の一部を改正する条例」をお願いしております。環境森林部関係では、宮崎県林業技術センターの森とのふれあい施設宿泊室の使用料を利用料金制に変更するための改正を行うものであります。

次に、Ⅲの報告事項は、地方自治法及び宮崎県の出資法人等への関与事項を定める条例に基づきまして、県が出資している法人の経営状況について御報告いたします。当部の所管の法人としましては、社団法人宮崎県林業公社、財団法人宮崎県環境整備公社、社団法人宮崎県林業労働機械化センターの3法人であります。

Ⅳのその他の報告事項につきましては、「みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例」の一部改正について、社団法人宮崎県林業公社について、環境放射能水準調査の結果について、植栽未済地対策についての4項目のほかに、表紙には記載してありませんが、浄化槽の法定検査についての合わせて5項目について御報告いたします。

1ページをお開きください。この表は、議案第1号に関する歳出予算を課別に集計したものでございます。今回の補正につきましては、一般会計で、表の中ほど、9月補正額Bの列の小

計の欄、網かけをしているところですが、2億2,858万8,000円の増額をお願いしております。補正後の一般会計予算額は、その右の欄、248億5,483万2,000円となります。この結果、補正後の予算総額は、一般会計と特別会計を合わせまして、表の一番下の合計欄、網かけをしているところですが、254億3,867万5,000円となります。

私からの説明は以上であります。詳細につきましてはそれぞれの担当課長・室長が御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○田口委員長 部長の概要説明が終了いたしました。

初めに、議案に関する説明を求めます。

○山内環境森林課長 環境森林課の補正予算につきまして御説明いたします。

お手元の平成23年度9月補正歳出予算説明資料の45ページをお願いいたします。環境森林課の補正額は、左から2列目の補正額の欄にありますように、一般会計で20万円の増額補正となっております。この結果、補正後の額は、一番上の行の右から3列目にありますように47億5,616万9,000円となります。

それでは、内容について御説明いたします。

47ページをお開きください。上から5段目の(事項)森林づくり応援団活動支援事業費で20万円の増額をお願いしております。これは、県民参加の森林づくりを推進するため、ボランティア団体等が行う森林づくり活動を支援するものであります。今回、森林づくりに役立ててほしいという民間企業からの寄附を受け入れ、具体的には植樹活動の苗木代として活用するものであります。

環境森林課の説明は以上であります。

○福田循環社会推進課長 循環社会推進課の補

正予算について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の49ページをお開きください。当課の補正額は、左から2列目の補正額の欄にありますように、一般会計で1億6,900万円の増額であります。補正後の額は、右から3列目にありますように16億4,969万6,000円となります。

それでは、内容について御説明いたします。

51ページをお開きください。上から6行目の(事項)産業廃棄物処理対策推進費で1億6,900万円の増額であります。その内容は、説明の欄にありますように公共関与支援事業であります。具体的には常任委員会資料で御説明いたします。

常任委員会資料の2ページをお開きください。まず、1公共関与支援事業の事業目的であります。エコクリーンプラザみやぎの運営・管理主体である宮崎県環境整備公社に対して、運営費の補助や浸出水調整池の補強工事に要する経費の無利子貸し付けなどを行い、公社の安定した運営を推進するものであります。

2の事業概要の(1)予算額であります。②にありますように1億6,900万円の増額をお願いしております。この結果、公共関与支援事業の補正後の予算額は、③のとおり8億4,900万円となります。

次に、(3)の事業内容であります。今回増額をお願いしておりますのは、公共関与支援事業のうち、エコクリーンプラザみやぎの浸出水調整池補強工事に要する経費の追加貸し付けであります。①にありますように、現在、県は、関係市町村との間で締結した「確認書」に基づき、6億8,000万円を公社へ無利子貸し付けしております。②にありますように、補強工事はことし12月末には完了する予定であります。公

社では、防食防水材の見直しなどの設計変更を行ったことから、工事費用3億3,800万円の増額が必要となり、県及び関係市町村に追加の支援を求めているところであります。これに対し、③にありますように、県及び関係市町村は地元住民の安全・安心を確保することを最優先に考え、補強工事に支障のないよう協力して対応することを改めて確認した上で、既貸し付けと同様に取り扱うこととし、④にありますように、増額分について県と市町村とで折半して貸し付けることとし、県は1億6,900万円を貸し付けるものであります。

なお、資料には記載しておりませんが、確認書におきましては、工事費の最終的な負担割合は、今後の損害賠償請求訴訟等の法的な手続を経て責任の所在等を踏まえながら、引き続き協議をしていくこととしておりますので、最終的な負担割合が整うまでの間は単年度貸し付けを繰り返しながら継続していくこととなります。このため、資料2の(2)事業期間につきましては平成23年度からとしておりまして、終期を設定していないところであります。

参考といたしまして、現在の浸出水調整池補強工事の進捗状況をお示ししております。調整池を構成する4つの水槽のうち、第1-1、第1-2水槽は既にことし3月末から使用を開始しております。第2水槽は、8月に水張り試験を実施し異常がなかったことから、現在、防食防水工事を行っており、10月末までに使用を開始する予定であります。第3水槽は現在、底版や側壁の補強を進めており、ことし12月末までには使用を開始して補強工事のすべてを完了する予定であります。

私からの説明は以上であります。御審議のほどよろしく申し上げます。

○佐藤森林経営課長 森林経営課の9月補正予算につきまして御説明いたします。

歳出予算説明資料の53ページをお願いいたします。今回の補正予算は、表の森林経営課の欄の左から2列目の補正額にありますように9,416万7,000円の増額をお願いしております。この結果、森林経営課の補正後の予算額は、右から3列目にありますように106億1,189万9,000円となります。

それでは、補正内容について御説明いたします。1枚めくっていただきまして、55ページをお願いいたします。まず、5段目の(事項)森林計画樹立費で5,922万円の増額をお願いしておりますが、これは国庫補助決定等に伴うものでございます。

なお、下にございます1の(1)森林再生のための森林情報精度向上事業につきましては、後ほど委員会資料で御説明させていただきます。

次に、その下の(事項)林業普及指導費で16万8,000円の増額をお願いしておりますが、これにつきましても国庫補助決定に伴うものでございます。

最後に、その下の(事項)森林機能保全対策総合整備事業費で3,477万9,000円の増額をお願いしておりますが、これは、一番下の行にございますように間伐推進加速化事業の間伐面積の増加に伴うものでございます。なお、この事業は宮崎県森林整備加速化・林業再生基金を活用し、間伐や作業路の開設を行うものでございます。

続きまして、新規・重点事業について御説明いたします。

委員会資料3ページをお願いいたします。森林再生のための森林情報精度向上事業についてでございます。

この事業は、1の事業目的にありますように、本県は、伐採可能な森林が増加している一方で、木材価格は長期に低迷しておりまして、林家経営は一段と厳しさを増しております。このような中で、地籍調査等に基づく森林境界や所有者名などの森林情報を、本県の森林資源情報を管理しております森林GISに入力し、その情報をもとに施業の集約化や高密路網の整備を推進し、生産コストの低減を図ろうとするものでございます。

次に、2の事業概要についてであります。まず予算額でございますけれども、(1)の②にございますように、今回の補正額として5,046万4,000円の増額をお願いしております。補正後の額は4億2,533万1,000円となります。

次に、(2)の財源につきましては、全額、緊急雇用創出事業臨時特例基金によるものでございます。

(3)事業期間につきましては平成23年度限りでございまして、(4)の事業主体は県であります。県内8つの森林組合に委託して実施するものでございます。

次に、(5)の事業内容でございますけれども、現在、この事業として委託している内容につきましては、①のア～エにありますように、地籍調査による森林境界データや地番、所有者名などの森林GISへの入力でございます。今回の補正につきましては、②にありますように、林地生産力調査により地位指数を調べ、新たに森林GISシステムに入力することにしております。

ここで、具体的な調査の内容につきましては、右の4ページをごらんいただきまして、真ん中あたりにあります2の「補正で行うもの」というところをごらんいただきたいと思っております。

2の(1)林地生産力調査、これを言いかえますと、成長がよい森林であるかどうかを判定するための調査でございます。これは、図にありますように、杉などの高さや太さがどのくらいか、土壌や標高などの立地条件はどうかなどを調べるものでございます。その調査結果をもとに、立地条件による成長の度合いを3段階の地位指数としてデータ化します。そのデータを森林GISに入力いたしますことで、その森林は成長のいい山なのか、どのぐらいの蓄積量が見込めるのか、また、どんな樹種を植えたらいかなどの精度の高い情報を森林所有者に提供していこうとするものでございます。

順番が戻りますけれども、3ページに再びお戻りください。最後に、(6)の雇用創出人数であります。新たに中山間地域を中心に24人を追加雇用することとしております。

9月補正については以上でございます。

続きまして、資料を1枚めくっていただきまして、5ページをお願いいたします。議案第6号「公の施設に関する条例の一部を改正する条例」について御説明いたします。

まず、1の改正の理由でございますけれども、美郷町西郷区にあります県の林業技術センター内に併設された森とのふれあい施設は、「県民に対する林業に関する知識及び技術の修得、並びに森とのふれあい等の場を提供すること」を目的とした施設でございます。当施設は平成18年度から指定管理者制度を導入し、現在、24年度からの第3期の指定管理者の指定に向けた準備を行っているところでございますが、宿泊室の使用料につきましては、指定管理者に経営努力へのインセンティブを与えることにより、施設の利用者を増加させ、広く県民に開かれた施設として有効に活用するため、利用料金制に変更

するものでございます。利用料金制と申しますのは、施設の利用料金収入が一定額以上になった場合に、その一部を指定管理者の収入にできる制度でございます。

改正の内容といたしましては、2の(3)にございますように、森とのふれあい施設宿泊室の使用料を利用料金制に変更するため、条例の別表第4に宿泊室の利用料金を追加するものでございます。

なお、施行期日につきましては、3にございますように、第3期の指定管理業務がスタートする平成24年4月1日としております。

なお、別表第4の備考欄の下から3行目、「専門学校」と表記すべきところに余計な字が入ってございました。おわびして訂正させていただきます。申しわけございませんでした。

森林経営課からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

○水垂山村・木材振興課長 山村・木材振興課の補正予算につきまして御説明いたします。

歳出予算説明資料の57ページをお開きください。当課の補正額は、左から2列目の補正額の欄にありますように、一般会計で3,477万9,000円の減額をお願いしております。この結果、補正後の額は、右から3列目にありますように、一般会計、特別会計合わせまして38億6,079万2,000円となります。

補正の内容につきましては、59ページをお開きください。(事項) 林業・木材産業構造改革事業費ですが、具体的には、説明欄の1森林整備加速化・林業再生事業の(1)から(4)までの4つの事業の増減によるものでございます。

まず、(1)の事業による増額は、素材生産に必要な高性能林業機械の導入などを追加決定したことによるものでございます。

(2)の事業では、木質バイオマスの活用を促進するため、未利用の間伐材等の買い取りに対して補助しておりますが、買い取り量が減少したことによる減額でございます。

また、(3)の事業においては、計画しておりました木造公共施設の建設が、地権者の都合により取りやめになったことなどによる減額でございます。

(4)は、素材生産等の資金借りに係る利子助成の事業でございますが、借入金の減少に伴う減額であります。

山村・木材振興課の説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○田口委員長 議案に関する執行部の説明が終了しました。

議案についての質疑はありますか。

○坂口委員 予算関係なんですけど、この中で基金事業が幾つかあったんですよね。きのう一般質問であったんですけど、今の説明で2つ説明いただいたのかな、山村・木材振興課、素材生産とバイオマス関連の補正ですね。もう一つが森林経営課だったですね、55ページ、間伐推進加速化。2つとも基金事業が、森林整備の加速化が21年創設のことしまで。これは今後ずっと続けていかんといかんような事業だと思うんです。まだ始まったばかりでこれからですね。それと、商工サイドだけど、緊急雇用創出を活用して、こちらですき間産業に投入されているというのが一つあったですね。こんなものに対して、ことしこの事業は終わりなんです。打ちどめ。来年からに関しての考え方と、今、いよいよ概算要求、国のほうでは始まっていったんですけど、1カ月延ばしたから、10月からは具体的に県との調整が始まると思うんです。基金事業が終わることに対してどう対応されようとしてい

るのかというのと、継続されなかった場合に、
こういう事業は今後どう対応されていくのか。

○水垂山村・木材振興課長 森林整備加速化・
林業再生基金事業でございますけれども、平成21
年度から23年度、今年度までの3カ年というこ
とで、国のほうから総額56億円の配分を受けま
して、間伐の実施、あるいは路網の整備、木材
関係の施設の整備に重点的に取り組んでいると
ころでございます。非常に有効な事業だと思っ
ております。今年度で終了しますことから、今
後も林業・木材産業の地域産業の再生を整備す
る必要があるということで、次年度以降の基金
の継続、拡充がどうしても必要でありますので、
既に国のほうに継続の要望を出しているところ
でございます。

○坂口委員 一応これは緊急経済対策だったん
です。臨時的な措置だったんです。それをやっ
てみて、この基金を継続してくれ、事業を継続
してくれという要望をやられているのか。今回
の議会でいろんな視点から議論された臨時財政
対策債もそうなんですけど、臨時とか緊急だか
ら、これは一定期間やって、モデル的にやるの
と、応急措置としてどうしようもなくやるもの
とあるんですけど、これから何かを生み出さ
にゃいかん。そしたら今の環境森林部が持つ
ている大きな課題と、今後向かうべき方向からい
ったときに、恒常化された制度として確立してい
かにゃいかんところにつなげるものをこの3年
間に培ってこんといかんかったと思うんです。
だから、基金を続けてくれ、基金を続けてくれ
と言ったって、今度の野田総理なんていうのは
財政改革をやるよという急先鋒ですから。どこ
に財源があるのかということから始めないと
基金なんてやれないんです。前もって金をばら
まいておいて、それからやっていくわけでしょ

う。裁量で。教えてほしいのが、それで継続し
ていけるのかいけないのかということです。だ
めでしたとなったときどうやっていくのかとい
うことです。

○水垂山村・木材振興課長 この事業は国の10
分の10ということで非常に有効で、間伐の整備
等に大きく寄与しているということから継続い
たしておりますが、今、委員がおっしゃいまし
たように、仮に来年から取りやめになるという
ことになると、本県としては大きな痛手とい
いますか、それにかわるものを何とか工面し
ていきたいというふうには考えておりますが、
実質的には非常に厳しいととらえております。

○坂口委員 恐らく20ぐらいあるんじゃないか
と思うんです、経済対策でつくった基金が。そ
の中で今のところ何とか延ばせられるかなとい
うのは緊急雇用対策ぐらいなんです。これにつ
いては昨年の委員会でも言い続けたんですけど、
国に対して必要性を訴え続けてきた。だから、
これは何とか延ばせるだけは延ばせるでしょ
うけど、財源をだれがどうやっていくのかとい
うところまではまだ出てないですね。だから、こ
れは相当深刻な状況にあると思うんです。その
ほかにも、環境森林部関係では環境保全基金と
か地域活動支援基金とかいう基金事業が2つあ
りましたよね、これも最終年度。これらは、あ
るにこしたことはないけど、どうしてもだめだ
となったら、あしたから宮崎の山とか環境をど
うするんだというところまでは追い込まないけ
ど、今の基金というのはそこまで追い込まれる
から、相当腰を据えて、我々も必要なら意見書
なりを国に出したり、それぞれまた自分が所属
している政党もあるから、ここら総力を挙げて
でもやっていかないと、これは絶対継続させて、
だめになればほかので交付税措置でもやらせる

ぐらいのことをやっていかないと問題じゃないかと思っています。そこらまで答弁できるかどうかだけ、とにかく恒常化していく必要があるんじゃないかと思うんです。どうですか、今後の必要性というのは。

○加藤環境森林部長 今、委員おっしゃったとおり、経済対策でたくさんの基金をつくりました。3年でそれなりの効果が出ればよかったですけれども、今の日本の状態はそうなおりません。それで、各種の基金について、私も何度も、国のほうには地方の実情を訴えながら要望していつているんですけれども、一つには、やっぱり東日本大震災がありまして、国の予算そちらのほうを向いているようでございまして、正直言って非常に厳しい状態でございます。東日本大震災の復興支援はもちろん大事ですけれども、特に山林のことについては、地方の実情を訴えながら粘り強く国に要望していきたいと思っております。

○坂口委員 これは相当魂入れてやってほしいと思うんです。今言われたように東日本への対策とか……。これまで国の考え方としては、それは別途、全く違った財源で責任持って対応していくんだと、ほかにしわ寄せはやらないんだということで、それに向けての作業というのは今進んでいつているから、一応そこと絡めての厳しさまでは我々が心配すべき点じゃないんじゃないかと思うんです。

今度の野田さんの考え方としては、一律10%の中で1兆2,000億を浮かせて、それを社会保障の増加分に充てるというんですから、400億ぐらいが浮く勘定なんです。それと別個にまた努力をしていつて、例の去年からつくれた総理大臣枠と言えいいんでしょうか特別枠、こういったものでも対応するというんですから、その中

には、緊急性もある、必要性もある、費用対効果を見たときに効果もあるものを優先的にやっていつてはめ込むと思うんです。だからいろんなパターンを考えていきながら、地域の特性として必要なもの、あるいは全国の共通課題として必要なもの、これがあれば知事会あたりの問題とか個別の問題とかあるんでしょうけど、これはぜひ努力してほしいと思うんです。

○押川委員 森林再生のための森林情報精度向上事業で今回の補正に上げてあるものが、林地生産力調査による地位指数を森林GISに入力するというので5,000万の予算であります。今回、24名の追加雇用ということですが、これは8森林組合に分けられるということがあります。この調査をやられて一定の面積の成長状況とか立地状況の土壌とか標高、傾斜等を調査されるということでもありますけれども、今回、この事業をすると、8森林組合に委託されて、調査というものはほぼ終わるということでしょう。

○佐藤森林経営課長 この調査は、もともとの発端が、今度、森林計画制度が大きく変わりました。より森林情報の精度の向上が求められております。現在、何年生の山がどのぐらいのボリュームなのかというのは、昭和30年代に、宮大等の研究者にお願いして国有林等の資料をもとに作成されたものでございます。そのころは拡大造林の始まりということで、今は50年、60年の山は珍しくないですけれども、特に大きい山が余りなかったことから、その辺の資料が足りないと思っております。それと、木の高さをはかる機械等がかなり向上いたしまして、常任委員会資料の4ページの2補正で行うものの下に木の絵がかいてございまして、今は光波で10センチ単位ぐらいの精度ではかれますけれども、

昔は、測桿と申しまして竹を何本も重ねたようなぶらぶらするものではかっておりましたが、精度向上もありましてその辺の情報をやりたいと思っております。

それで、今回につきましては、2,400ポイントを各森林組合に割り振ってやろうと思っております。完全とはいきませんが、分布的には、一定の水準に達したレベルに今回の調査で達するのではないかと考えておるところでございます。

○押川委員　そしてこの24名の方の振り分けというのは、8森林組合にはどういう形で振り分けになっているんですか。追加雇用者。

○佐藤森林経営課長　各森林組合3名ずつの、8組合24名ということになっております。

○押川委員　ほとんどがこの24名の方の人件費ということで理解してもよろしいでしょうか。

○佐藤森林経営課長　そのような理解でいいと思います。

○押川委員　本日の歳出予算説明資料の47ページ、森林づくり資材提供事業20万ということで、ボランティアの皆さん方が森林づくりのための苗木代ということでありましたけれども、苗木の種類と、どのくらいかということがわかれば、場所もですね。

○福満みやぎきの森林^{もり}づくり推進室長　この20万円の寄附金は、宮崎市の企業から、森林づくり、緑化の推進に役立てていただきたいということで御寄附をいただき、その意向に沿う形で一般寄附金として補正をして、森林づくり応援団活動支援事業の中の資材提供事業として活用させていただこうとするものでございます。この事業につきましては苗木等の資材を提供するというので、イロハモミジとかヤマザクラといった広葉樹が中心になりますけれども、それ

らを県内各地のボランティア団体あるいは企業等の要請を受けて配付することになっておりましたので、まだ第1次募集をしておりませんので、9月には要望を締め切って、要望に応じて配付する予定にしております。

○押川委員　55ページの間伐推進加速化事業の3,477万9,000円、これをもう少し詳しく説明をお願いしたいと思います。

○佐藤森林経営課長　この事業は普通の造林補助事業と違い限度額が決まっておりますので、定額の間伐ということで、非常に人気がある需要の高い事業でございます。これにつきましては当初の計画で各森林組合や事業体から要望をいただいておりますけれども、要望額に達していませんでしたので、再度、要望額に応じ配分することにしております。面積につきましては139ヘクタールの増加ということで計画しているところでございます。

○押川委員　要望額というのはどういうものなんですか。面積の要望ですか。

○佐藤森林経営課長　基本的には、どのくらい間伐が必要かということで要望をとっているんですが、この事業は、先ほど申しませんでしたけれども、限度額として25万円が上限額となっておりますので、それに基づいて要望額というのは算出されております。

○押川委員　これは県内、そういう要望をとって上がってきたところに対しての事業ということでよろしいですか。

○佐藤森林経営課長　当初の計画の要望量に達していませんでしたので、不足分を状況に応じて配分するという格好になろうかと思っております。

○押川委員　できるだけ、今言われたように再度要望を求めていただいて、計画に基づいて実施していただきますようお願いをしておきた

いと思います。

○中野委員 今の関連ですけど、47ページ、この20万の寄附金、寄附者は毎年かわっていますか。

○福満みやざきの森林^{もり}づくり推進室長 この寄附金につきましては、平成16年度から毎年同じ企業が御寄附いただいているところがございます。

○中野委員 私、ちょっとわからんのだけど、森林は、国有林、県有林、市町村有林、それから個人がありますよね。今、押川委員が説明した森林再生のための森林情報精度向上という事業があるんだけど、今回のこの事業は、景気浮揚策の一環として見ればそれでいいんですが、この調査にずっと金が入っておるけど、これをして最終的には何の目的があるんですか。現計予算3億7,400万ついていますけど、GISで杉のずっとやっていくけど、最終的にはこれでもって何をやろうとしておるのがわからんとですよ。

○佐藤森林経営課長 今回の補正では、先ほど申しましたように立木の調査ということですがけれども、例えば山の中の道、作業路がどのように入っているのかとか、林層区分というのもやっているんですけども、杉とヒノキが今まで分けられた線が間違っていたらそれぞれ違いますので、どこまでがヒノキなのか杉なのかというのを今、まさに森林GISですけれども、写真を見ながら簡単に区分ができるようになっております。先ほど申しましたように森林簿というのがございまして、どこの位置の山が何年生の山で、だれが所有者で、どのぐらいのボリュームがあるというのが出てまいりますので、トータルで内容を精密にしていこうというねらいでございまして、基本的には、今度、森林・林業

再生プランの中で森林計画制度が変わりまして、ことし、市町村森林整備計画という市町村の森林整備に関する計画を変えまして、来年から、今までありました森林施業計画が森林経営計画というものになります。その中では、道からどのぐらいの距離なのかとか、道がどの辺に入っているかを図示した上で、一定のまとまりを持った、例えば間伐をまとめてやるとか、その辺の計画が必要になりますので、当面は、今の計画制度の流れに乗った計画の樹立に必要な不可欠な情報の整備ということで考えております。将来的には、精度向上を図ることで、補正以前の取り組みでございすけれども、地籍調査で境界がわからなかったところとか、組合が独自に所有界を測量したところを入れることによりまして、今後の森林管理がスムーズにいくことに役立っていくのではないかと考えております。

○中野委員 今、行政予算も苦しくなっておる段階で、例えば分収林だったら58年先が最終年度になっておる中で、全般的に国有林——この調査は民間もやるわけでしょう。GISに入れようとしているのは。

○佐藤森林経営課長 今ここで対象にしておりますのは、宮崎県の国有林を除きました民有林の山だけを対象にしております。

○中野委員 民有林というのは、幾ら行政が調査しても、売るか売らんかというのは持ち主が決める話で、別にそういうのをして悪いことはないけど、杉山を売るのも個人の自由だし、県でこの結果でどうのこうのという話ではない。後に杉を植えるか混交樹林にするか、個人の意思じゃないの。何でそこまで県が金入れて、後何にも使えないようなのをするのかと思って。私は素人だからわからんのだけど、今、金が窮屈だというのに、個人の許可をもらってしても、

将来、これに基づいて持ち主に売りたいとかどうのこうのという話じゃないでしょう。林業政策というのはこういうところがわからんとよね。個人の山まで勝手に調査して、後何をするのか。今、必要な金というのがあるはずだから。

関連で聞きたいんですけど、今、全国どこに行っても杉ばかり。今度の台風12号、壊れたところを見ると大体杉が植わっているようなところばかりだけど、今後、国の政策がどうなっておるのか。かなり杉を減らす政策になるだろうと思うんだけど、そうなったら、ここまで金をつぎ込んで個人の山を調べて、後何するのか。単純な疑問ですけど、もうちょっとしっかり目的を持って……。今回のはいいにしても、将来的に、どんどん予算が減ってくる中で、GISに入れる作業とかは将来もまだ続いていくわけですか。

○佐藤森林経営課長 今後、このデータ調査、GIS入力が続いていくのかということですが、この件につきましては、先ほど来申しましたように雇用対策の基金で大分お金をいただきましたので、一応今回で所期の目的は達成されると思っておりまして、先ほど申しました路網のデータなどはほぼ完全なものになると思っております。それと、個人の山につきましては、基本的に経済行為ですので、強制的に切らせないということとはできないんですけども、今後、先ほど申しましたように森林計画というのが大きく変わります。森林経営計画ということができます。その中では、それぞれ間伐を幾らぐらいまとめるとか、成長量に応じて切っていくとかいうことに関しまして補助金が出るようになっておりますので、その辺の基礎データとしても役立つと思っております。

○押川委員 今回、代表でもさせていただいた

んですが、GISあたりに導入されるということは、森林経営計画のはしりということでは理解しておいてよろしいですか。そして間伐5ヘクタール以上の中で面積をまとめなさいとか、里山はこういうものから外してほしいということで私、要望したんですけども、今後の森林経営計画に沿ってこの事業も導入しているということでは理解していてもよろしいでしょうか。

○佐藤森林経営課長 基本的には、先ほど申しましたように森林経営計画とか市町村森林整備計画がスムーズに行くようにという目的で、このデータ整備をしているところでございます。

○坂口委員 中野委員の関連ですけれども、全体を見てこういうのをはめ込まなかったからいけないと思うんです。これは原点が雇用創出なんです。森林経営計画がどうのこうのの中に必要だということでそちらから出てきたんじゃないかと、緊急雇用創出で。だから、この事業は正解だと思っているんです。国費でこれだけの人をつぎ込んで、生活の一部にでもその費用がなったというのはですね。

ただ、そのときどこに公益性があるのかという視点が、森林経営計画というところが余りにも無理があった。これは保安林あたりからかぶせるべきだったと思うんです。水源涵養のため、防備のため、潮害防止のため、いろんな意味を持った保安林です。ここに本当に適地適木なのかということから、こういった公益的な機能を持っているから、ここのところはどういった特性があるから、ここがいつも災害に遭いやすいのはこういうことをやっているからなんだというところで樹種を変えるとか、新たに指定をするとか、経済行為に生かしたほうがもっと適地だった、保安林としての必要性なかったというのを仕分けるためのものに、せっかくならや

ればよかったなという気がするんです。これがなかったら市町村の森林整備計画困ったり、あるいは致命的な欠陥が出るという事業じゃないです。そこらにどうも釈然としないものが僕らの中にあるわけで、これは緊急雇用創出の視点からやったという単純なものだったら正解だったと思うんです。そのところを中野委員はじっくりこんなことを言われるんだと思うんです。

ひつつければ何でもひつつきます。汗を流したことは何かで効果はあります。だけれども、発想を——せっかくこういったものを、しかも県の単独でしょう。そのときにもうちょっと、台風が来るたびに、あれだけ毎年毎年、環境の保全だ、災害の防止だ、やれこういった機能だということをやっけていながらも災害が出るかといったら、そのときに致命的な部分を探すべきだったと思うんです。GISを活用して今後にかすデータとしてそこにキープしていくのなら。だから、傾斜地なんかを調べられるとか、水というものに対してどれぐらいかしらんけど、地下の部分、ここにはどういった水がどういぐあいにある、あるいは土質がどうなっている。だから壊れやすいとか、風当たりが強い、だから壊れやすい。こういうところは将来ずっと切らせない山として残しておかなきゃいかんとか、杉みたいなものじゃなくて、根を張る、風に余り影響を受けない樹種に変えないかんとか、そういうところに生かせばよかったと思うんです。これを公的に生かせなかったところに問題というか、公費を投入することが本当に必要だったのかという疑問は残るんじゃないかと思うんですけど、どうですか、事業の選択をもうちょっと公的なものに向けたほうがよかったんじゃないんですか。

○佐藤森林経営課長 委員がおっしゃるように、保安林等を中心とした公益的機能の発揮のための調査ということですが、先ほどちょっと説明が足りなかったかもしれないんですけども、今度、森林計画制度の中で、森林がどういう機能を持っているか、どういう機能を果たすべきかというゾーニングを見直すことになっております。それは市町村森林整備計画の中で決めていくんですけども、それにつきましては、ここは木材生産に適した山だとか、ここは傾斜が急になっていて成長もよくないんで保安林として残すなり伐齢の更新を図るなりというようなのがわかるようなことに最終的には結びついてきます。今回の市町村森林整備計画のゾーニングの中に路網のデータとか傾斜のデータを、GISで駆使して一定の基準をつくるような形で今後進めていきたいと思っておるところでございます。

○坂口委員 だから、そういうところを全面に出された説明をされたほうがよかったんじゃないか。公的な役割のところは国費でもって何とか就職の場を確保しようというところから始まった事業ですよ。公的な部分を全面に出された説明をすると、なるほどなと思えるけど、中野委員の指摘に、本当に釈然とせん部分があるよなという受けとめ方したですもんね。

○森自然環境課長 坂口委員の御質問で保安林の話が出ましたので御紹介させていただきます。昨年度、山地災害危険地区というのが4,410カ所県内にあるわけなんですけど、これは保安林を中心としまして。その再点検を緊急雇用対策でお願いしまして実施しております。そのデータをもう一度活用して災害対策に対応していきたいと思っております。

○岩下委員 関連でお聞きするんですけども、

G I Sのデータ、森林組合を通じて緊急雇用を使って調査されるんですけども、県と森林組合がデータを共有するというふうに見ていいんですか。

○佐藤森林経営課長 今、県内の8つの森林組合にデータの整備をお願いしているところがございますけれども、基本的には、それを一度うちのほうで県下全体のデータとして整理し直しまして、森林組合に再度提供する形で、データの共有という形になります。

○岩下委員 そうすると、民間業者の皆さんもかなりいるわけです。民間業者のほうもそのデータを見れば伐採計画とか予定が立つんじゃないかと思うんですけども、民間のほうにもデータは無償提供できるんでしょうか。データで、インターネットなり何なりをのぞけば見られるのかどうか。

○佐藤森林経営課長 基本的には、森林所有者名等が入っておりますので、現在のところ個人情報という形になっておりますので、一応森林組合、市町村でとめております。ただ、今、委員がおっしゃいました伐採計画につきましてはデータとして入っておりませんので、その辺は森林組合等を通じて情報の提供をやっていきたいと思っております。

○岩下委員 木の大きさとか何年ものだというのが民間業者でもわかれば、伐期が来ているというのがわかるわけですね。山を買いたいとか、当然民間の経営としては参考になるという気がするんです。森林組合は情報を持っていると、同じ業者として民間業者のほうはそういったデータは手に入らないとなれば、不利じゃないかという気がするんです。素人ながら。

○佐藤森林経営課長 今度の森林法の見直しによりまして、今、委員がおっしゃいましたよう

なデータの提供についても広めていきなさいということもございましたので、今のところ取り扱いは、先ほど申しましたように森林組合どまりになっているんですけども、昨年調査いたしましたときにそれほど素材生産業者等も必要という声なかったものですから、一応見送りにはなっておりますけれども、今後その件につきましては検討してまいりたいと思っております。

○新見委員 関連で1点だけ。今年度でこれだけの雇用創出しながら、G I Sシステムをきちっとしたデータベースとして構築されるわけですけども、今後、情報の内容が変わってくると思うんですが、システムのデータベースの内容変更ができるのは、どの組織、どの方たちなんですか。

○佐藤森林経営課長 今回、雇用対策の金が使えらるということで、今までちょっと不足しておりました、何年に間伐したとかその辺の情報も10年間ぐらいまとめて入れましたので、今後は、県内に5つの森林計画の区域がございまして、それを毎年調査するんですけども、その流域分については小まめに、森林計画を樹立する費用の中で有効に活用して計画してまいりたいと考えております。

○新見委員 年度ごとに収集したデータを入れかえるのは県の方々のみですか。

○佐藤森林経営課長 先ほど申しましたデータの調査、入力につきましては、地域森林計画を立てるときの調査の事項になるんですけども、それは基本的に森林組合に委託しておりまして、実際の作業は森林組合にお願いしております。

○押川委員 エコクリーンプラザみやぎきであります。今回の補正額1億6,900万円はわかりますけれども、今までトータルの県の貸し付け

ほどのくらいになっていますか。

○福田循環社会推進課長 既に現在13億6,000万円貸し付けをしております。今回1億6,900万円を認めていただければ16億9,800万円になります。県の分はその半額の8億4,900万円になります。

○押川委員 先ほどの話では、貸し付けでありますから回収が必要なんですけれども、今のところ裁判とかの関係で、それが終わってからということでの回収になるということでしょうか。

○福田循環社会推進課長 県と市町村で結びました確認書の中で、最終的な負担割合については、法的な裁判等の手続を経て負担割合を決めるということになりますので、それまでの間は単年度の貸し付けを繰り返していかざるを得ないという状況であります。

○押川委員 その後に返済計画が立てられるということでは了解してよろしいですか。

○福田循環社会推進課長 最終的に負担割合が決まれば、当然、民間事業者の損害賠償がいかほど取れるのかという問題もありますし、その辺を含めまして、最終的には負担割合を決めた額で県と市町村がその時点で負担をするということになりますので、それについてはまた議会のほうには予算案件として上程して審議をいただいてというふうな手続になると思います。

○田口委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 なければ、報告事項に移りますが、よろしいですか。

それでは次に、報告事項に関する説明を求めます。

○福満みやぎきの森林づくり推進室長 それでは、常任委員会資料の6ページをお開きください。Ⅲ報告事項の1 社団法人宮崎県林業公社に

ついてであります。

地方自治法第243条の3第2項及び宮崎県の出資法人等への関与事項を定める条例第4条第3項の規定に基づく社団法人宮崎県林業公社の経営状況等について御報告いたします。なお、林業公社の概要につきましては6ページに記載しておりますので、参考にごらんください。

それでは、平成23年9月定例県議会提出報告書の55ページをお開きください。まず、平成22年度事業報告書であります。1の事業概要をごらんください。林業公社は、平成19年度に策定した経営方針及び第3期経営計画に基づき、経営改善を行いながら業務に取り組んでおりますが、木材価格の低迷等により計画どおりの主間伐収入が得られていない状況にあります。

次に、56ページをお開きください。平成22年度は、2の事業実績にありますような各事業に取り組む収入の確保に努めるとともに、下のほうにあります(7)の森林施業受託事業により植栽未済地の解消等にも取り組んだところであります。

次に、経営状況等の詳細につきまして、出資法人等経営評価報告書により御説明いたします。

恐れ入ります、報告書の177ページをお開きください。まず、林業公社の概要でございます。上から4行目の総出資額は1,160万円で、このうち県出資額は500万円と全体の43.1%を占めております。なお、特記事項にありますように、林業公社は昭和60年に分収林特別措置法に基づく森林整備法人として知事認定を受けております。

次に、県関与の状況でございます。人的支援といたしましては、本年4月1日現在で、15名の役員のうち、常勤役員として県退職者が1名、非常勤役員として県職員2名及び県退職者1名が就任しているほか、職員として2名の県職員

を派遣しております。

また、財政支出等といたしましては、22年度は森林整備等に関する補助金として2億3,350万円余の支出を行っているほか、公社へ11億9,246万円余の無利子貸し付けを行っており、22年度末現在の県からの借入金残高は211億202万円余、また、県の損失補償契約に基づく債務残高が128億440万円余でございます。

次に、実施事業でございます。林業公社の事業としましては、分収方式による造林及び育林を行う分収林事業や、植栽未済地を解消するため森林所有者から施業を受託して再造林等を行う森林施業受託事業等を実施しております。

次に、その下の活動指標でございます。林業公社におきましては、長伐期施業転換面積を活動指標とし、毎年度の伐採量の平準化を図るために分収林契約の契約延長を進めております。平成22年度は400ヘクタールの目標に対しまして270ヘクタールの変更契約を締結しており、達成度は67.5%となっております。

次に、178ページをお開きください。財務状況でございます。まず、表の左側、正味財産増減計算書の平成22年度欄をごらんください。経常収益は9億1,565万円余、経常費用は14億1,126万円余となっており、当期経常増減額はマイナス4億9,560万円余となっております。これは、伐採した森林に投下した経費に見合った収入が得られなかったこと等によるものでございます。これに当期経常外増減額を加えた当期一般正味財産増減額はマイナス4億9,556万円余となっており、一般正味財産期首残高がマイナス22億9,697万円余でありますので、正味財産期末残高はマイナス27億9,253万円余となっております。

次に、表の右側、貸借対照表の平成22年度欄をごらんください。流動資産と固定資産を合わ

せた資産の合計は355億1,135万円余となっており、このうち約349億円が造林から育林にかかった投下経費の累積であります森林勘定でございます。次に、流動負債、固定負債を合わせた負債の合計は383億389万円余となっており、このうち約339億円が県及び金融機関からの長期借入金であります。なお、資産から負債を引いた正味財産はマイナス27億9,253万円余となっております。

次に、財務指標をごらんください。林業公社においては財務指標として、総収入に占める自主事業収入比率、役員報酬、職員給与等の人件費、使用料賃借料等の管理費の3つを指標として設定しており、いずれにつきましても目標値を達成しております。

次に、直近の県監査の状況について御説明いたします。昨年度の監査におきまして、「物件購入等に係る検査員による検査が行われていないものが散見された」との指摘を受けましたことから、林業公社におきましては、物品等の確認及び書類の整備を行いますとともに、再発防止のため、適正な事務手続を図るよう職員に対し周知徹底を行いました。また県におきましても、公社が物品の購入等に係る書類の整備を行ったことを支出伝票により確認しますとともに、支出伝票決裁時のチェックを徹底し適正な事務処理に努めるよう指導を行ったところであります。

次に、総合評価をごらんください。これまで御説明いたしました状況を踏まえた県の評価でございますが、林業公社は、平成20年度を始期とする第3期経営計画に基づき経営改善に努めているところでありますが、長期借入金残高が339億円に達するなど、木材価格が低迷する中で引き続き厳しい経営状況が続くものと思われまます。そのため、公社におきましては平成23年

度に第3期経営計画を1年前倒しして見直し経営改善に取り組み、計画的な事業収入の確保に努める必要があると考えております。なお、さきの本会議において申し上げましたとおり、現在、県では、林業公社の存続、廃止を含めた検討を行っているところであります。また、プロパー職員の減少と高齢化が進んでおりますので、公社を存続させる場合には、円滑な公社運営と収益確保を図るため、機動性の高い組織・人員体制を整備する必要があると考えております。

続きまして、23年度の事業計画について御説明いたします。恐れ入りますけれども、同じ報告書の62ページをお開きください。1の基本方針及び次のページの2の事業計画にありますとおり、林業公社では、計画的な主間伐の実施や保育、路網の整備とともに植栽未済地の解消等に引き続き取り組むこととしておりますが、経営計画どおりの主間伐収入が得られていない状況でありますことから、先ほど御説明したとおり、第3期経営計画の改定を行うこととしております。

次に、64ページをお開きください。3の収支予算書でございます。まず、Ⅰの事業活動収支の部は、表の中ほどの事業活動収支差額にありますようにマイナス1億1,457万円余であります。次に、Ⅱの投資活動収支の部は、表の中ほどから下の投資活動収支差額にありますようにマイナス155万円余であります。また、Ⅲの財務活動収支の部は、表の下から4行目の財務活動収支差額にありますようにマイナス1,381万円となっており、この結果、当期収支差額はマイナス1億2,993万3,000円となり、次期繰越収支差額は7,018万1,000円となります。

環境森林課からは以上でございます。

○福田循環社会推進課長 財団法人宮崎県環境

整備公社について御報告いたします。

まずは委員会資料の7ページをお開きください。公社は、エコクリーンプラザみやざきの運営を通して、(1)の設立目的にありますように、産業廃棄物や一般廃棄物の処理等の事業を行うことによって、本県のすぐれた自然環境の保全や県民の生活環境の保全等に取り組んでいるところであります。

(2)の組織につきましては、①役員は16名で、副理事長及び理事は県環境森林部長と県央地区10市町村の長で構成しております。また、②職員は総務課など4つの課で14名となっております。

次に、(3)の基本財産は1億110万円で、そのうち県は45.6%に当たる4,610万円を出捐しております。

なお、公社は、(4)の特記事項の①にありますように、廃棄物処理法に基づき、公共関与による産業廃棄物処理を行う「廃棄物処理センター」として、平成12年12月に厚生大臣の指定を受け、②にありますように廃棄物処理施設エコクリーンプラザみやざきを整備し、平成17年11月から操業を開始しております。

それでは、地方自治法及び県の条例に基づき、公社の経営状況について御報告いたします。

次に、「平成23年9月定例県議会提出報告書(県が出資している法人等の経営状況について)」という資料の65ページをお開きください。まず、22年度の事業報告書について御説明いたします。

1の事業概要であります。 (1) 日常の廃棄物の円滑かつ適正な処理につきましては、県央10市町村の一般廃棄物の広域処理及び県内の産業廃棄物の処理を円滑かつ適正に行っております。

次に、(2) 諸課題の解決であります。①の安

心・安全なシステムの構築につきましては、浸出水調整池の補強工事に鋭意取り組んだところではありますが、水槽の底版等に発生したひび割れの原因調査とその対策に相応の日数を要したことなどから、工期をことし12月末までに延長することとなったところでもあります。また、浸出水処理水対策につきましては、下水道接続のための実施設計や各種手続を完了するとともに、工事費に対する県及び関係市町村の支援のめどがついたことから、工事発注に向けた準備を行ったところでもあります。

②の原因のさらなる解明と責任の所在の明確化につきましては、22年4月に業者に対して損害賠償請求訴訟を提起するとともに、背任容疑で告訴した元役職員の不起訴処分に関して檢察審査会に審査申し立てを行いました。審査申し立てにつきましては、不起訴相当との結果が出ております。

次に、66ページをお開きください。2の事業実績につきましては、表に記載しておりますように、一般廃棄物及び産業廃棄物の処理を行うとともに、環境学習啓発や温浴施設の管理運営を行いました。

次に、経営状況等の詳細につきまして御説明いたします。

同じく報告書の175ページをお開きください。まず、上段の表、左端に「概要」と記載された表につきましては、先ほどの委員会資料の説明と重なりますので割愛させていただきます。

次に、中ほどの表、左端に「県関与の状況」と記載された表をごらんください。まず、人的支援の状況ではありますが、表の右側、「平成23年度（4月1日現在）」をごらんください。一番上の行が役員数ですが、役員数は16名で、そのうち県職員が1名、県退職者が3名となっており

ます。その3つ下の行が職員数になりますが、職員数は14名で、そのうち県職員が5名、県退職者が1名となっております。

次に、人的支援の下、財政支出等のところをごらんください。その3列目ですが、22年度は県委託料として1,360万円、これは環境学習啓発事業の委託であります。また、県補助金（運営費補助金）として8,000万円を支出しているほか、その下の「その他の県からの支援等」にありますように、浸出水調整池の補強工事などの費用の貸し付けを行っております。

次に、「県関与の状況」の下、左端に「主な県財政支出の内容」と記載された表をごらんください。先ほど御説明いたしました①の環境学習啓発事業や、②の運営費補助金のほかに、23年度は、③浸出水処理水を宮崎市の公共下水道へ放流するための公共下水道接続工事費負担金9,400万6,000円や、④環境学習啓発施設改修事業として展示施設の改修費補助金1,000万円の支援を行っております。

次に、ページの下段の表、左端に「実施事業」と記載された表をごらんください。公社では、産業廃棄物や一般廃棄物の処理などのほかに熔融スラグの有効活用のための調査研究事業も実施しております。

次に、その下の活動指標をごらんください。公社では2つの活動指標を掲げております。①の産業廃棄物搬入量につきましては、目標値1万2,199トンに対し実績値は6,778トン、達成率は55.6%、②の施設見学者数につきましては、目標値1万1,220人に対し実績値は5,993人、達成率は53.4%となっております。

次に、次のページ、176ページをお開きください。上段の表、左端に「財務状況」と記載された表をごらんください。表の左側半分は正味財

産増減計算書、右側半分に貸借対照表をそれぞれ記載しております。

まず左側、正味財産増減計算書の22年度の列をごらんください。1行目の経常収益は、市町村からの運転委託料や産業廃棄物処理料金収入などで27億6,785万円、その下の行、経常費用は施設の運転経費や管理費などで27億7,865万円余となっておりますので、その下の行にあるとおり、当期経常増減額はマイナス1,080万円余となっております。これに当期経常外増減額を加味しますと、表の中ほどの行、当期一般正味財産増減額はマイナス9,070万円余となっております。また、表の下から4行目になりますが、当期指定正味財産増額額は、宮崎市や国富町が実施する周辺環境整備事業への補助金支出などによりマイナス9,919万円余となっております。この結果、一番下の行にありますように、22年度末の正味財産期末残高は11億7,789万円余となっております。

次に、右側の表、貸借対照表の22年度の列をごらんください。まず、1行目の資産は47億1,532万円余となっており、その内訳は、1つ下の行、流動資産、これは現金預金や未収金などですが、これが10億4,365万円余、その下の行、固定資産、これは土地・建物などの不動産や機械装置などですが、これが36億7,166万円余となっております。次に、その下の行、負債は35億3,742万円余となっており、その内訳は、1つ下の行、流動負債、これは施設運転委託会社に対する未払い金や銀行からの短期借入金などですが、これが20億796万円余、その下の行、固定負債、これは銀行からの長期借入金などですが、これが15億2,946万円余となっております。次に、表の中ほど、正味財産は、資産から負債を差し引いた11億7,789万円余となっており、その内訳は、1つ

下の行、指定正味財産、これは基本財産と周辺環境整備基金などですが、これが5億8,204万円余、その下の行、一般正味財産、これは指定正味財産を除く正味財産のことですが、これが5億9,585万円余となっております。

次に、財務状況の下、左端に「財務指標」と記載された表をごらんください。公社では財務指標として3つ掲げております。①の自己収入比率は、目標値8.7%に対し実績値6.4%、達成率は73.6%、次に②の人件費比率は、目標値4.8%に対し実績値5.1%、達成率は93.8%、③の自主事業比率は、目標値7.7%に対し実績値6.0%、達成率は77.9%となっております。

次に、中ほどの表、左端に「直近の県監査の状況」と記載された表をごらんください。昨年10月に事務局、11月に委員による監査があり、ここに記載しておりますように、設計委託手続の不備など3点の指摘を受けたところでありますが、これらの指摘に対しては既に是正や改善がなされているところであります。

最後に、下段の表、左端に「総合評価」と記載された表をごらんください。表の右側上段に記載しております県の評価であります。一般廃棄物の処理は順調に行われておりますが、産業廃棄物の処理については、昨今の景気停滞に伴う産業活動の低迷や企業のリサイクル意識の高まりなどから、搬入量が計画値を大幅に下回っており、今後とも産業廃棄物処理料金収入の確保のため新規顧客の開拓を図る必要があることや、運営体制の抜本的な見直しに向けた検討などが課題であると指摘し、特に財務内容には厳しい評価をしております。

次に、また少し戻りまして、同じ報告書の71ページをお開きください。23年度の事業計画書について御説明いたします。

1の事業概要についてであります、(1) 日常の廃棄物の円滑かつ適正処理につきましては、県央地域10市町村の一般廃棄物と産業廃棄物について、自然環境や生活環境の保全に留意しながら、これまで同様に円滑かつ適正な処理を行うこととしております。

(2)の諸課題の解決につきましては、①安心・安全なシステムの構築に記載しておりますように、浸出水調整池の補強工事につきましては、安心・安全な施設の年内の完成に向けて確実な施工を進めることとし、また、下水道接続工事等につきましては、早期着工と本年度内完成を図ることとしております。なお、下水道接続工事は既に7月に着工しております。また、②の原因のさらなる解明と責任の所在の明確化につきましては、引き続き、業者を相手にした損害賠償請求の裁判に全力で取り組み、システムの機能不全に係る原因の解明と責任の所在を追及することとしております。

次に、72ページをお開きください。2の事業計画についてであります。本年度も、一般廃棄物や産業廃棄物の処理を円滑かつ適正に行うとともに、環境学習啓発事業や温浴施設の管理運営を行うこととしております。

次に、右側の73ページをごらんください。3の収支予算書についてであります。まず、事業活動収支の部ですが、1の事業活動収入としては、②の補助金等収入29億1,630万円余、④の廃棄物処理収入1億6,500万円余などがあり、表の中ほど、少し上の行になりますが、事業活動収入の合計は31億5,100万円余と見込んでおります。

次に、2の事業活動支出としては、①の管理運営費2億1,039万円余、②の施設運転管理事業費22億8,809万円余、次のページ、74ページになりますが、③の産業廃棄物処理事業費1億1,075

万円余、④の周辺環境整備事業費3億円などがあり、表の中ほど、少し上の行になりますが、事業活動収支の合計は29億4,701万円余と見込んでおります。この結果、1つ下の行、事業活動収支差額は2億399万円となっております。

次に、その下、投資活動収支の部につきましては、1の投資活動収入として①にある周辺環境整備積立金取崩収入、2の投資活動支出として①にある建設仮勘定支出などがあり、投資活動収支差額はマイナス3億436万円余となっております。

その下、財務活動収支の部につきましては、1の①にある短期借入金収入、2の①にある短期借入金返済支出などがあり、表の下から5行目、財務活動収支差額は4億708万円余となっております。

これらの結果、下から3行目、当期収支差額及び一番下の行、次期繰越収支差額は2億9,934万円余となっております。

私からの説明は以上であります。

○水垂山村・木材振興課長 それでは、常任委員会資料の8ページをお開きください。社団法人宮崎県林業労働機械化センターの経営状況等について御報告いたします。

当センターは、(1) 設立目的にありますように、高性能林業機械の共同利用や林業事業体の雇用管理等の改善、新たに林業に就業しようとする者への就業支援など、低コスト林業の促進や林業労働力の確保を目的として平成7年に設立されております。

会員は、(2) にありますように、県、宮崎県森林組合連合会及び宮崎県造林素材生産事業協同組合の3団体により構成されております。

(3)の組織といたしましては、役員8名、職員1名であります。

出資の状況は、(4)にありますように、総額が900万円で、このうち県が400万円を出捐し、その比率は44.4%であります。

(5)の特記事項にありますように、当センターは、林業労働力の確保の促進に関する法律に基づきまして、「林業労働力確保支援センター」として平成8年に知事の指定を受けております。

なお、当センターが行っております林業にかかわる相談・指導業務や高性能林業機械の共同利用等の業務は、この法律に基づく業務であります。

次に、報告書の179ページをお開きください。当センターは、地方自治法第243条の3第2項には該当いたしませんので、出資法人等経営評価報告書により経営状況等の詳細を御説明いたします。

一番上の枠「概要」につきましては、先ほどの委員会資料の内容と重複いたしますので省略いたします。

次に、その下の枠「県関与の状況」であります。人的支援といたしましては、平成23年度にありますように、役員数は8名で、このうち県職員は非常勤の副理事長として1名、また県退職者が非常勤の理事長と常勤の専務理事2名となっております。

その下の財政支出等につきましては、平成22年度の欄にありますように、委託料が989万1,000円、補助金が463万円でありまして、その内容は、その下の枠「主な県財政支出の内容」にありますように①から④までの4事業でございます。①の事業は新規就業を希望する人たちへの相談・指導等を行うもの、②は林業に必要な資格等の取得を行うもの、③は就業相談会の開催等を行うもの、そして④は高校生を対象とした林業体験研修を行うものでございます。

その下の枠「実施事業」につきましては、(1)の林業にかかわる相談・指導業務から、(6)の林業機械の共同利用事業まで6つの事業を実施しております。

その下「活動指標」としては、一つには、①の相談件数及び職業講習会・研修会等参加者数を挙げておりまして、目標700人に対し、平成22年度の実績は704人であります。また2つ目に、②の共同利用機械実働平均稼働月数を挙げておりまして、目標6カ月に対し、平成22年度の実績は8.0カ月となったところであり、いずれの指標も目標を達成しております。

その下「指標の設定に関する留意事項」でございますが、①の相談件数等につきましては、就業者を雇用する事業体への指導強化のための指標として設定し、②の共同利用機械につきましては、高性能林業機械の共同利用に当たって経営上必要な稼働月数を目標として設定しております。

次に、180ページをお開きください。財務状況についてであります。左半分の表の正味財産増減計算書の22年度の状況であります。上から10行目の当期一般正味財産増減額として2,028万1,000円を計上しております。また、その3行下の当期指定正味財産増減額として2,732万2,000円を計上しており、この結果、財務状況の一番下、正味財産期末残高は1億262万7,000円となったところでありまして。

なお、当期指定正味財産増減額2,732万2,000円のところが20年度と21年度がゼロとなっておりますが、これは、1つ下の枠「直近の県監査の状況」にありますとおり、貸借対照表の資産の計上額が21年度までは誤って計上されていたとの注意を受けまして、22年度決算において適正に処理した結果でございます。

次に、財務状況の右半分の表であります。貸借対照表の22年度の状況であります。上から2行目の資産につきましては、流動資産と固定資産を合わせまして1億2,023万7,000円であり、その下の負債につきましては、流動負債と固定負債を合わせまして1,761万円となっております。資産から負債を差し引いた正味財産は1億262万7,000円となっております。

その下の表、財務指標につきましては、①の自己収入比率を挙げておりまして、目標50%に対し22年度の実績は63.7%と、目標を達成したところであります。

最後に、総合評価であります。枠内の右側の県の評価の1つ目のポツにありますように、平成22年度を初年度とする経営計画は初年度の目標を達成しております。また、4つ目のポツにありますように、財務関係では県関与の割合が低くなり自立性が高まっていること、また、活動指標や財務指標については目標値を上回る実績を上げていることを評価しております。

説明は以上であります。

○田口委員長 ありがとうございます。報告事項に関する執行部の説明が終了しました。

報告事項についての質疑はございませんか。

○福田委員 林業公社の関係ですが、何回も委員会で説明を受け、また本会議でもそれぞれの議員の皆さんが質問をされまして、回答がなされておりましたが、その後、方針がどうなるのか確信持てないんですが、私ども議員がいろいろな判断をする段階でいろいろお話を聞いておりますが、方針をしっかりと県としてお示しにならないと、他力本願的な第三者の委員会とか研究会で聴取された意見、内容をもとに私ども議員に説明をされるのはどうかなという気がするんです。丁寧に説明を事前にいただいたというこ

とで感謝をするのが本当かもしれませんが、正直言いまして、私は、長い間県政の重要事項を見てきまして、最終的にはやっぱりトップ、林業関係、皆さん方がそれになるわけですが、その決断が大きなウエートを占めなくてはいけないと考えております。どここの先生がとか、どういう専門家がとかいう言葉で私どもに説明を受けましても、長い間同じようなことを御説明を賜っておりますから、私はどうかなという気持ちがいたしております、せんだって説明を受けたときも、「それではもう、いわゆる存続・廃止という問題は、存続の方向にハンドルを切られるんですね」ということで念を押したんですが、そういう判断を私どもがせざるを得ないような説明の仕方というのはどうかなと思うんです。

部長、本会議の我が会派の中野議員の代表質問、そしてその後、皆さん方がお示しになった研究会の報告書をあわせて、私は白紙ですから、ぜひ部長のトップとしての本当の考えをお聞きしたい。特別な大きな項目、数字を指摘するわけでもありません。そこをお聞きしたい。

○加藤環境森林部長 今回は、後ほどその他の報告のところで、公社につきまして研究会からの提言を一応説明させていただきます。これは、今、委員のおっしゃったように専門家の意見として報告を受けましたので、それをきょうは御説明させていただきます。この提言を踏まえまして、県としての考え方を内部で慎重に検討いたしました。その検討結果について、また改めて説明、御報告させていただきたいと考えております。

○福田委員 後から説明いただくようではありますが、私は、きょう報告を受けた数字、バランスシートの見方はいろいろあると思います。私

は議員になってからこの数字をずっと追いつけてきましたが、私が議員に初当選してから負債が100数十億ふているんです。1回も好転をしたことはないんです。私ども期待感を持っていました。いつかは材価が復帰をして必ず累積欠損金は解消するという自信を共有していましたから、もう少し見守ろうということで来ました。

数字を見ますと、短期間——短期間というのは5年とか10年という感じで私は思っているんですが、そういう状況は無理だろうなという感じをしていますし、先回の委員会でもお尋ねをしましたが、借入れの数字にしましても県以外の金融機関に対する利息の減免等についても余り動かれた形跡はないのではないかなという気がします。私は過去の委員会でそういう質問を何回かしているんですが、そのときいつもこういう答弁をいただきました。「特に公的な金融機関、当時の農林漁業金融公庫（現政策銀行）等から借りたお金を一たん——余裕資金があったとき低利息でしたから——繰り上げ償還をすると後の借入れができないから、高利率の利息等についても借入れを継続しなくてはいけない」、こういうような表現がありました。私も、福祉法人等で公的な医療公庫から借入れをしている責任者の一人ですからよくわかるんです。しかし、そこは交渉のしようだと思います。今、社会的な目が全国的に林業公社に向いているわけですから、その辺は公的な金融機関等についてもそんなに抵抗はないのではないかと。むしろ、破産をしバンクruptやるよりも、利息の減免等に応じて、皆さん方が存続を志向されるなら、それに向かって金融機関は今の金融情勢から協力するものだと思いますが、圧倒的に県のやつを無利息にしていますから、後の影響は小さいとおっしゃればそれまでですが、私はその姿勢

がこれからの皆さん方の林業公社の対応につながっていくのではないかと考えております。この辺、林務部長は新しいですから責めちゃいかんと思いますが、過去どうでしたか、そういうのは。全然私はそういう経過がないと見ています。一例ですけどね。

○金丸環境森林部次長 利息の軽減措置についてのお話ですが、林業公社の問題については、結構長い歴史がある中で、平成17年度から平成19年度までを集中改革期間としまして、そのときに3年間かけてかなり検討しております。その検討の中の一つとしまして、現在の日本政策金融公庫から借入れている利息の軽減についてかなりの努力をしております、全体で7億円程度の利息軽減の実績を上げているということの一つでございます。今、委員からほとんど努力がないのではないかとのお話がありましたので、一応それについては御紹介しておきたいと思っております。

ただ、今、福田委員おっしゃるように、今もなお借入金の中には利率の高いものも確かに残っております。6%台とか5%台というのも残っておりますので、これらについてはいろんな方々に相談しながら、今後、おっしゃるような努力を一生懸命してまいりたいと考えております。

○福田委員 かつて高金利時代は、公的な金融機関からの借入れは非常に大事であったと思います。私ども民間においてもそういうことをいろいろ工夫してきました。しかし今、ゼロ金利時代で、民間の貸し付け利率が1%ないし1%を切るような状況の中で、依然として高利率の借入金が残っているというのはやっぱりおかしいと思います。

さらに、バランスシートをどういうふうに理

解されるかわかりませんが、民間の企業から見ますと、これは債務超過で完全な破産企業になるんです。しかし、行政、公的機関ですから、民間の金融機関もそこまで踏み込まない。しかも一番の貸付先が行政そのものですから、ここが動かない限り民間の金融機関は動かないんです。損失補償契約も結ばれていますからですね。だから、みずから動かない限り、金融機関からも存続か廃止という問題は起こってこないと思います。だからこれは県自身の問題、林業公社の問題ではありません。県自身がどう判断されるか、ここに来ていると思います。議会も何も責任を回避するわけではありませんが、過去、温存についてもそれなりに議決をしてきているわけですから。そこを今回は、もう一回精査をして私どもにお示しいただく時期にもう来たんではないか、だれしもこの数字を見ますとそのように考えると思います。もう一回その辺、中野議員に本会議場で答えられたことはかなり重みのある答弁だと見ていますが、どういう気持ちで答弁されたのか、林務部長お聞かせ願いたい。

○加藤環境森林部長 19年度に計画を立てまして、これまで公社並びに県としましてもいろいろな努力はしてきたところでございますけれども、端的に言いますと、木材価格の低迷によりまして、3年後において今のような状態になっております。それで、先ほどから委員からもおっしゃっていますように、県としてどうするのかということでございますので、先ほども御説明いたしましたとおり、民間等の各方面の方の意見もいただいて、そして議会のほうにも説明した上で、県としてどうするのかということを慎重に検討して、また御報告させていただきたいと思っております。

○中野委員 本件についてはいろいろ検討して再度出すということですから、それで。

要望しておきます。例えば178ページ、22年度の財務状況がありますが、聞きたいのは、固定資産は立木だけでいいんですか、中身。

○福満みやざきの森林づくり推進室長 ここにあります平成22年度の380億の大きなものは、長期借入金の……。

○中野委員 固定資産、349億。

○福満みやざきの森林づくり推進室長 森林勘定の349億円になります。

○中野委員 森林勘定の中身を言ってくれんとわからん。

○福満みやざきの森林づくり推進室長 森林勘定は、これまで公社が植栽とか保育とかずっとやってきた経費を、伐採するまでは収益が確保できませんので、それまで森林勘定という資産勘定にストックしているということでございます。

○中野委員 もう一つ、分収林としての杉は、勘定は何で上がるんですか。杉の単価、現在の杉の資産額。

○福満みやざきの森林づくり推進室長 森林勘定の評価ということでございましょうか。

○中野委員 今植わっておる杉の評価はどうなるわけ。この決算上では。

○福満みやざきの森林づくり推進室長 いろいろな資産の評価の仕方があるんですけども、林業公社が自主的に全国の林業公社と2年前ぐらいから評価の基準を研究してきました。そのときの試算では約280億というような試算評価の数字があります。

○中野委員 普通、民間の損益で考えれば、投下資本に対して物が大きくなっていくわけでしょう。本当はその資産というのも出てこんど

おかしいわけですね。

今、分収林の杉の所有権はどうなっているんですか。

○福満みやざきの^{もり}森林づくり推進室長 これは、地上権として公社が所有しております。上物を地上権設定して分収契約を結んでいるということです。

○中野委員 こういう資産評価、損益の中には、現在の杉、これだけ投下資本があつて……。今、高千穂辺の人に聞いたら、1ヘクタール30万でもとにかく買い手もないというような話だったから、その辺の資産評価はどれぐらいあるのか。今、投資経費しか出ていないけど、杉の現況を見ないといかんのかなと思います。

もう一つ。私はこの事業はだれがいいとか悪いとかいう話じゃないと思う。結局、戦後45年、全国で分収林制度をやつて、そのころはみんな杉材で家をつくるのが普通です。そのときに不燃材とかツーバイフォーとかあつたわけじゃない。これは基本だけど、何ぶ専門家を集めても、物の値段というのは需要と供給で決まるわけです。そこを幾らしても、時の流れと一緒に、売れない。それに杉材を使つて下さいといつてその補助金も出ているわけだから、貸付金以外に。この中で、今後もどんどん補助事業も入れてやりなさいと言っているけど、造林とか伐採、間伐材を切ったりするには県の補助金出ますよね。

○福満みやざきの^{もり}森林づくり推進室長 保育もあるんですけれども、間伐とかの補助事業を導入しています。その補助事業には、国庫補助だけではなくて県の上乗せも入っております。

○中野委員 今度検討するときには、今、我々は貸付金だけ言っておるけど、貸付金プラス補助事業でも販売促進とか出しているわけです。

こんな世界はないですよ。マンゴーが売れないからといって、マンゴー買ったら何ぶかあげますからマンゴー買って下さいと、農産物はない。こんな政策があるのは杉だけだ、極端な言い方すると。そういう金も入れて今後の計画はちゃんとしてもらわんといかんとします。

それと、資料2の8ページ、経営改善の方向、いつもこれが出てくる。「災害発生頻度の低い県土の保全等森林の公益的機能の発揮や森林整備に伴う山村地域の雇用創出に寄与して」、これはもうだれでもわかつておるわけですね。機能というのは、国土保全とか多面的機能とか公益性とか言っているけど、もともと杉を植えなかつたら自然林でそれ以上の公益性があつたはずですよ。それを政策的に杉に変えてきたからこういうことが今言えるだけで、要は失敗策がそういう結果を生んでいるという話。私は、自然林に返せばまだこれ以上の国土保全とか公的機能というのは出てくると思うんです。私はそんな考え方はおかしいなと思つて、「伐採跡地造林の受託などに積極的に取り組むよう検討していく」とか、結局、また県の補助金として事業をやりなさい、貸付金以上にまだ補助金をとつて入れましょう。こんな抜本的経営改善、改革という考え方はないと思う。要は今後を見込んで、みんな2～3年したらかわるけど、無責任じゃなくて、しっかりそこ辺も考えて……。また次回でしょうけど、一応要望しておきます。

○坂口委員 要望書類、借入先と金利の高い部分だけでもいいんですけど、借りかえの問題がずっとなつて、国のほうも5%ぐらいを基準に繰り上げ償還いいですよというので、県債とかすべて含めて例外的にやつたことがあつたですね。今聞いていると5%、6%がまだあると言われるから、高い金利の部分、どこからどれだ

け借り入れているのかというのを、午後の委員会で資料として。

○田口委員長 暫時休憩します。

午後0時2分休憩

午後1時1分再開

○田口委員長 委員会を再開いたします。

引き続き、質疑はございませんか。

○坂口委員 まず、さっきの金利の問題です。今、例えば臨時財政対策債なんかでも、財政需要額決定のときの基準金利でさえ2%ぐらいだと思っんです。本県が運用する実際の金利は、宮銀あたりの引き受けでも20年もので1%ぐらいのものだと思っんです。算定のときの金利よりも安く運用しているというのが各自治体の実態で、ましてや政府系金融機関あたりに出している財政対策債なんていうのは1%を割るぐらい、これが公的金融機関の実態。民間金融機関もそれなんですよね。保証されている債権ですから。政府系金融機関、6%なんていったら高利貸しより悪い金利です。先ほどのように、これを繰り上げ償還したら次の必要な金を貸さないよなんていう、そんなばかはないと思っんです。だから、やっぱり福田委員が言われるように、そここのところへの努力は徹底してやっていくべきではないかということが一つ。今までそこらが欠けていたんじゃないのか、姿勢の問題として。ぜひそこらは強く取り組んでほしい。

それで、お尋ねなんですけど、ここに研究会から、やっぱりこういうことだから今後も公社を存続させるほうが一番賢い選択じゃないんでしょうかという提案が上がってきているんですけど、そもそも公社を残すか残さないかというのを、県の財政負担という損得で判断していくことができるのかできないのか。今、公社を廃

止したほうがいいですよ、県民負担はそのほうが軽く済みますよということになったら、本当に公社を解散するのかどうかということです。どうなんですか、こういう協議をずっとやっていって、よし公社をなくそうとか、県有林化をしていこうという選択があり得るんですか、そのほうが得となっても——まだここは入っていない。答弁は後からでいいです。

○押川委員 57ページの貸借対照表ですけれども、問題になっております長期借り入れ、339億円の内訳を再度教えてください。市中銀行はわかるんですけれども、市中銀行ではなくて、339億は県は幾らになりますか。市中銀行は、この資料でいくと67億7,900万ですよ。339億の中からこれを引いた残りは全部県でいいんですか。

○福満みやざきの^{もり}森林づくり推進室長 それと、上のほうにあります日本政策金融公庫が60億ほどございます。残りの211億が県の貸し付けということになります。

○押川委員 これで一番問題なのは、返済する金額がどのくらいになるかということですよ。これが存続でもやめられても、県の分の211億は別としても、金融機関から別のものを含んだときの残高約117億はどうするのかということです。その考え方をお聞きしたいということで、今質問しています。

○福満みやざきの^{もり}森林づくり推進室長 県の貸し付け以外の外部資金の残高が117億円ということでございます。将来にわたって発生するであろう金利を17~18億と今のところ見込んでございます。単年度で申し上げますと、22年度が2億5,800万ほどの利子を返済しているということになります。

○押川委員 本日の資料に載っていますけれども、339億全額、県が市中銀行あたりに返済をやっ

ていかなくちやならないという事態は発生しませんか。最悪の場合。

○福満みやざきの森林づくり推進室長 現在、単年度の計画といたしましては、約12億の県の貸し付けを毎年度公社に行っております。その内訳としましては、市中銀行と公庫資金の償還財源に充てております。それを今のところは毎年度無利子の貸し付けで補って利子の負担軽減につなげていることとなります。

○押川委員 今のところは償還がなされているということではないですか。

○福満みやざきの森林づくり推進室長 今のところ償還は毎年約定どおり行っているということでございます。

○福田委員 175ページの県の環境整備公社、この中で産業廃棄物の搬入量の関係が記載されています。私は当初、スタート時点で、県が環境整備公社に関与する一つの大きな要因が産廃にあったと思うんです。産廃がなければ市町村が単独でやってもいいと思っていたんですが、産業廃棄物の処理の大きな役目がありましたから、県としては中心的になって公社を設立し施設をつくっていったわけです。176ページに県の評価の中でそこを危惧することが書いてございます。今、実態経済が縮小均衡の中にありまして、一方では県の公社と産廃の処理で競合する民間の施設もあります。語弊がありますかね、産廃の奪い合いのような格好になるんです。半分ぐらいの稼働ですから、もう少し対策を講じないと将来の運営にかなり厳しいなという感じがするんですが、その辺はどういうふうにお考えでございますか。

○福田循環社会推進課長 委員おっしゃるとおり、活動指標に対して55.数%という達成率になっております。22年度の1万2,199トンという

目標値は、エコクリーンプラザの整備計画を立てる時点で将来の搬入量ということで立てた計画がございました。それに基づいて整備をしてきたわけですが、そのときには、おっしゃるように民間の産業廃棄物処理施設も今のようにできていなかった状況の中で立てられた計画の目標値が、そのまま目標として立てられたというところがございまして、結果的に実際の搬入量が、景気の低迷や大企業のリサイクル意識の高揚などで少なくなってきたということで、目標値と実績値の乖離が出てきているところであります。

しかしながら、おっしゃるように公社の安定的な経営のためには座して待っているわけにはいきませんので、県のほうからも指導してハッパをかけまして、今年度は200社程度に営業をかけて、大きな企業から大口は取れなくても、小口でもいいです、たくさん企業から取って、それを積み重ねて100トンでも200トンでも上積みをして少しでも収支を改善していくような方向に持っていくということで公社も努力をしておりますので、そこに期待をしているところであります。

○福田委員 かつて例の公社の浸出漏れ等で大騒ぎになったときに、市と県の責任のなすり合いが発生しました。そのとき議会でも何人かの方がお話しになりましたが、産廃の問題がなければ宮崎市が単独でやっておっていいということですね。私は、1回お聞きしたと思いますが、宮崎市が90数%ですから、当時の市長から地元県議に対して意見を求められました。私はそのとき、当時の市長にストレートに聞いたんです。「どうですか市長、もうこの際、そんな責任のなすり合いをするよりも、市のやつを圧倒的に処理している施設だから、市で責任持って

運営されたら」ということもお話ししたんです。そこで、産廃の量が少ないということになれば、県が関与する理由が非常に薄れてくるんです。むしろ県としては、その中心的な処理をしている市にすべてを任せて責任を持ってもらったほうがいいんです。こういうなすり合いなんかせんでいいですから。その辺からも、私はこの産廃の確保というのは大事だと思います。民間と比べて処理施設が非常にグレードが高いくから、努力をして100%稼働しないともったいないと感じます。

○福田循環社会推進課長 おっしゃるように、今、エコクリーンプラザで処理をしているごみの一般廃棄物と産業廃棄物の割合というのは、96%が一般廃棄物、4%程度が産業廃棄物というふうになっています。さらに全体の8割程度は宮崎市の一般廃棄物という実態がありますので、このことについては外部調査委員会の報告の中でも、実態を踏まえた抜本的な運営体制の見直しをなさという指摘も受けておりますので、今年度あたりまではエコクリーンプラザ問題というものが大きな課題としてありました。これの見通しがほぼ立ってきた状況ですので、次のテーマとしては、エコクリーンプラザが産廃を扱っているわけですが、一方で営業努力をしながらも、産廃の取り扱いについてどうするかも含めて抜本的な検討を始める時期に来ているというふうには思っております。

○中野委員 ちょっと教えてください。58ページ、経常費用のうちの費用が2億9,500万、そのうち植栽費というのが1億5,400万入っているんです。これは、分収林契約した、そして切った後に植栽しておるわけですか。

○福満みやざきの森林づくり推進室長 この植栽費というのは、再分収造林ではなくて、先ほ

ど来御説明しましたけど、植栽未済地対策の中で所有者から施業受託を受けて実施した造林事業の分でございます。

○中野委員 これは分収林とは関係ない話。

○福満みやざきの森林づくり推進室長 分収林事業ではございません。

○中野委員 林業公社の中の事業収益を見ると植栽費が1億5,400万とか出ているけど、これは受託事業……。これはもうかっているんですか。

○福満みやざきの森林づくり推進室長 森林施業受託事業会計だけを見ても、収入が2億4,000万、支出が2億3,900万余りということで、収支としては74万ほど公社に収益として残っております。

○中野委員 その70万というのは、上の経常収益のところではどこに上がってきているんですか。

○福満みやざきの森林づくり推進室長 森林施業受託事業の収入の分につきましては、補助金収入が一番多うございまして、(1)の③受取補助金の受取造林補助金というのがございまして、この2億3,300万のうちの約2億ほど、施業受託に係る補助金収入、これが一番大きゅうございます。

○田口委員長 ほかに質疑はありませんか。

その他の報告事項に移ってよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 それでは次に、その他の報告事項に関する説明を求めます。

○山内環境森林課長 それでは、常任委員会資料9ページをお願いいたします。「みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例」の一部改正についてであります。

まず、(1)の改正の目的であります。現在、この条例では、一定量以上の温室効果ガスを排

出する事業者に対し排出抑制計画書等の提出を義務づけておりますけれども、今回の改正は、産業部門に加え、業務及び運輸部門での取り組みを強化し、着実に温室効果ガス排出量を削減することを目的とするものであります。

(2)の経緯であります。ことし3月に環境審議会に諮問しまして、その後、事業者、関係団体への説明会等を開催し、そのときいただいた意見を踏まえて、7月には条例改正検討専門部会での2回にわたる審議がなされ、また、条例の一部改正に係る素案について、7月の常任委員会で説明をさせていただいたところでもあります。その後、8月末には、答申案を環境審議会に審議いただきまして、このたび、(3)のとおり答申がなされたところです。本日は、その概要について報告いたします。

①の見直しの概要であります。1)のとおり、新たに、コンビニエンスストアなどの連鎖化事業者や運輸事業者へも対象を拡大することとしております。

お手数ですが、1枚めくっていただいで、11ページをごらんいただきたいと思います。これは条例の対象となる事業者の基準を示したものであります。上段が現行の基準、下のほうが改正案であります。改正案の上から2つ、(改)A、(新)Bとあるところですが、この対象となる事業者の基準は、エネルギー使用量の合計が1,500キロリットル以上、その下の(改)Cというところですが、これについてはエネルギー起源CO₂以外の温室効果ガス3,000トン以上を対象事業者としております。これらは、省エネ法とか温暖化対策の温対法と言っておりますが、これの法令と整合性を持たせた基準としております。その下の(新)Dとある運輸事業者については、県独自の基準として、ト

ラック、バスはそれぞれ35台以上、タクシーは70台以上、加えて、トラック、バスなど2種類以上所有している事業者の方については、係数を乗じて得た数値の合計が35以上と設定をしているところでもあります。

基準については、簡単ですけど以上であります。

申しわけないんですが、もう一度戻っていただきまして、10ページをごらんいただきたいと思います。事業者の拡大以外のその他の見直し項目についてであります。2)の提出された「計画書」及び「報告書」を県のホームページで公表すること。その下の3)の温室効果ガス排出削減目標を達成する手段として、森林の整備・保全に伴うCO₂吸収量などの環境価値を活用すること。4)の勧告に従わなかった場合の事業者の公表、この4点が改正の主な内容であります。

今回の答申では、特に、②その他のところですが、条例の運用に当たって配慮すべき事項について、環境審議会のほうから要請があったところでもあります。まず、1)条例の見直しの内容について、わかりやすく県民及び事業者の方に周知をすること。次に2)としまして、事業者に対し、必要な情報をきめ細かに提供するとともに、事業者の取り組みを引き出すような仕組みを検討すること。最後に、3)としまして、取り組みの推進に当たって、事業者が過度な負担を強いられることのないよう配慮することです。今後、この答申に基づきまして条例案を作成し、11月議会に議案を提出させていただきたいと考えております。

なお、詳細な報告書については、資料1として添付をしておりますけれども、この内容は7月の常任委員会で説明いたしました内容とほと

んど変更ありませんので、申しわけないんですけど、説明は省略をさせていただきます。また後ほどごらんいただきたいと思います。

説明は以上であります。

○福満みやぎきの^{もり}森林づくり推進室長 続きまして、常任委員会資料の12ページをお開きください。社団法人宮崎県林業公社についてであります。

まず、(1)の林業公社の今後のあり方に関する検討状況についてであります。公社は、19年度に策定した第3期経営計画どおりの事業収入が確保できていないことから、2段目にありますように、県では、公社のあり方を含む経営計画の見直しを検討するため、本年4月に、学識経験者等で構成する宮崎県林業公社改革研究会を設置しました。今般、研究会から県への提言がなされましたので、その内容を御報告するものです。

(2)の今後の検討スケジュールですが、本日の研究会の提言の御報告や今議会での本会議での御意見を踏まえるとともに、この常任委員会での委員の皆様方の御意見をお聞きしたいと考えております。そのような手順を踏んだ上で、10月以降に公社のあり方に関する県執行部における方針案を決定し、11月以降に県方針案を県議会に御説明したいと考えております。

恐れ入りますが、説明は別添の資料2の「林業公社のあり方に関する意見とりまとめ」で行わせていただきたいと存じます。

1ページをお開きください。1のはじめにあります。林業公社のあり方については、平成19年3月に林業公社基本問題等研究会において、県あるいは県民の負担を最小限に抑制、国等の支援措置が最大限活用可能、分収林を最も効率的に管理・運営できる形態という3つのポイン

トを総合的に勘案し、この段落の下から2行目にありますように、公社が、「森林管理の公的担い手としての役割を果たすことを前提に、その機能を充実、強化しながら公社を存続させる」との提言がなされております。

次に、2ページをごらんください。2の林業公社経営の現状であります。(1)は本県公社の特徴及び第3期経営計画と実績の乖離についての記述であります。公社が管理します1万473ヘクタールのうち、上から3行目にありますように、杉の67%、ヒノキの32%は標準伐期齢に達するなど、収穫を伴う間伐や主伐対象の森林が大半を占め、平成16年度からは本格的な主伐が開始されております。

表の1には、20年度から22年度までの主伐等の収入や年度末資金残高などの計画と実績を対比してまとめてあります。左上網かけの区分の下の主伐の欄で、上の面積の行から3行目の売上収入の一番右端のH20～H22合計の欄をごらんください。計画では11億4,164万2,000円となっておりますが、実績は7億1,120万8,000円と約4億3,000万円の減収となっております。特に22年度末では、一番下の行の年度末資金残高をごらんいただきますと、4億841万7,000円の計画に対し、2億7,545万7,000円と減少しております。

3ページをお開きください。(2)計画と実績における主伐収入乖離の要因であります。平成20年度から22年度における主伐の売上収入の約4億3,000万円の収入減の要因としましては、①木材価格低迷による影響が約70%、②収穫材積が計画どおり得られていないことによる影響が約30%と考えられます。①の木材価格低迷では、世界同時不況などによる市場の変動によるものと、計画策定時よりも運搬コストが大きく、条

件の不利な森林の伐採が多かったことにより、売り払い価格が低かったことも原因と分析しております。これらの条件不利地域は、路網整備しながら長伐期施業による収穫を計画していましたが、所有者の意向もあり、早期に伐採せざるを得ない団地が多かったようでございます。②の収穫材積が計画どおり得られていない要因も、当初計画していなかった成長の悪い奥地の伐採を行わざるを得なかったことによるものと考えられます。

次に、(3) 資金残高の見通しであります。第3期経営計画では、長期借入金の償還を県の無利子貸付金だけでなく公社の自主財源で賄うこととなっております。しかし、一番下の段落の「なお」書きにありますように、平成24年度以降の経営収支の試算に当たりましては、(2)で述べましたとおり、計画と実績の乖離の要因が木材価格及び収穫材積の違いによるものでありますことから、木材価格については、これまでで過去最低であった平成21年度の県森連の原木市場の木材価格や、20年度から22年度の公社の公売実績に基づいた収穫材積を用いて試算しております。

ここで、木材価格の説明をさせていただきます。恐れ入りますけれども、資料の12ページをお開きください。附表の2に、県森連の杉の共販実績や5カ年及び3カ年平均と最低価格(H21)の3種類をお示ししております。研究会でいただきました「厳しい条件で試算を行うべき」との意見を踏まえ、今回の試算では右端の最低価格を採用しております。例えば、A材の16～22センチでは1万1,429円を採用してございます。

13ページをお開きください。附表の3に同じくヒノキの価格を示しておりますが、ヒノキに

つきましても杉と同様、右端の最低価格を適用しております。

次に、14ページの附表の4をごらんください。収穫材積は、このような5年ごとの年齢別の蓄積区分で材積を算出してございます。

15ページ以降には、このほかの収支を試算する際の基礎といたしました丸太の利用率や素材生産経費等を19ページまで載せておりますが、今回の試算にはこのようにさまざまな要因を加味したところでございます。

恐れ入ります、4ページに戻っていただきたいと存じます。表3の年度末資金残高等の計画及び実績見込みをごらんください。これは、ただいま御説明いたしましたように、これまでの最低価格を採用するなど厳しい条件のもとで、さらに現在考えられる細かな要因を含めた試算をした結果でございます。表3にあるように、平成23年度末の資金残高は、上段の計画4億800万円であったものが1億600万円まで減少する見込みで、さらに、このまま推移しますと24年度末には8,000万円の資金不足が生じ、公社の運営ができなくなることが見込まれます。

なお、一番下の行の年度末資金残高の24年度以降の見込みにつきましては、7月20日の閉会中常任委員会よりも少し下がっておりますことを御容認いただきたいと存じます。これは、先ほど来御説明したように、研究会での「より厳しい試算を行うべき」との意見を受けてまして、材積の見込みを厳しい条件で見直したことによるものでございます。

次に、(4)の平成80年度までの長期収支の見通しであります。平成19年度の長期収支の試算では、2行目にありますように14年度から18年度までの公社の公売実績に応じた立木価格の平均値で試算してございましたが、今回、過去最低

の平成21年度の木材価格と実績に応じた収穫材積で試算したところ、次の段落にありますように、平成80年度の公社の最終収支は約205億円の赤字となっております。しかしながら、3段落目にありますように、公社設立の昭和42年度からこれまでの44年間に木材価格が大きく変動していることを考えても、今後60年間の木材価格の変動を正確に予測するのは至難でございます。そのような中で、木材価格を一定額に固定した上で超長期の試算として得られた数字は極めて不確実なものでありますので、冷静に見る必要があるとの意見を研究会からいただいております。

次に、5ページをお開きください。こうした超長期の見通しは現実的でなく、むしろ短期の試算が必要であるとの研究会の意見を受けまして、3林業公社の存廃に係る平成24年度以降の県財政収支の試算をいたしたところでございます。平成24年度から29年度の県財政収支を改めてより正確に検証するための試算でございます。

その試算結果を表4の今後の県財政収支としてまとめております。中央の試算1では、価格は過去最低価格であった平成21年度の木材価格を使用し、公社を存続した場合と公社を廃止して県営林化した場合を対比しております。試算2は、実績であります14年度から18年度の公社公売平均価格による同様の試算でございます。なお、収穫材積については、いずれの試算においても20年度から22年度の公社の公売実績に基づいた収穫材積を用いております。表の上段の①には、24年度から29年度までの6年間に県の歳入として見込める額を、下段の②には、逆に県の歳出が必要な6年分の額を計上しております。

試算1の公社存続の場合の県の歳入と歳出で

ございます。まず、県の歳入として見込める額は、これまでの県からの貸付金に対する償還額が24年度から29年度までの6年分で9億円を計上しております。なお、6ページには表4の試算内容を解説してございますので、参考にしていただきたいと思います。

もとの表4にお戻りいただきまして、次に、貸付金償還額9億円の2つ下の行に括弧書きで10億円とありますのは国からの特別交付税で、年度末における県の無利子貸し付け残高に対しまして年度ごとに交付される一定の財政支援額の6年分でございます。

また、表の中ほど、②の公社営林に係る今後の県歳出は、公庫等の長期借入金に係る償還額を県の貸付金で賄っておりますことから、29年度までの必要額として69億円を見込んでおり、また、県の派遣職員を現行の2名分をそのまま維持する費用として人件費1億円を計上しております。この結果、平成29年度までの6年間の県財政収支はマイナス61億円となっております。

その下の参考には、平成80年度まで見通した試算を示しております。公社存続した場合の24年度から80年度までの県財政収支はプラス9億円、無利子貸し付け残高に対する特別交付税を見込んだ場合は、括弧書きの106億円になるとの試算結果となっております。

現在の公社経営の現状から、24年度以降とはいえ、なぜプラスになるのかということにつきましては、表の枠外の（注4）にありますように、今後、立木の成長による材積の増加に伴う販売増益があり、県貸付金への償還の増加が見込めること、また償還額自体も減少することから、平成38年度または40年度以降は単年度の県の財政収支が黒字に転換することによるものでございます。

一方、公社を廃止して県営林化の場合を説明いたします。まず、①の県の歳入としましては、公社から引き継ぐ分収林の伐採に伴う事業の収支8億円があります。次に、特別交付税（三セク債利息分）2億円であります。公社の廃止に伴いまして、公庫等の借入金に対する損失補償契約に基づきます県の財政負担が必要になりますが、県の一時的な財政負担を緩和するため設けられました国の支援措置である第三セクター等改革推進債（三セク債）を活用しまして損失補償契約を履行し、起債分を10年間で償還するという前提で試算しております。その際見込まれます三セク債の利息に係る特別交付税2億円を計上しているところでございます。

次に、その下の試算1の県営林化した場合の②今後の県歳出です。元利償還金89億円とあるのは、ただいま説明しました損失補償の財源として起債した三セク債の償還金で、10年で返済する全体額の6年分を計上しております。その下には、損失補償する際に、公庫等から損失確定までの日数に応じて年率14～16%程度の遅延損害金が請求されることから、その額を9億円と見込んでおります。また消費税5億円は、公社の森林を県で受け入れた場合、森林資産をもって公社が県からの借入金の一部を返済するというので、対価を得て行う資産の譲渡とみなされ、課税される見込みの消費税額であります。なお、人件費は、県営林化することで事業量が増加することから、県職員の増員を見込み、計5名分の必要額2億円を計上しております。その結果、平成29年度までの6年間の県財政収支はマイナス97億円と試算しております。

その下の参考にありますように、公社廃止して県営林化した場合の24年度から80年度までの県財政収支はマイナス5億円、無利子貸し付け

残高に対する特別交付税を見込んだ場合はマイナス2億円との試算結果となっております。

表4の右、試算2では、試算1よりも高い木材価格である14年度から18年度の公社公売平均価格で試算しておりますが、試算1と同様に県の歳入歳出を試算してみますと、県財政収支が、公社存続でマイナス49億円、県営林化でマイナス85億円となり、その下の参考の80年度までの収支は、プラスの170億円、156億円となっております。特別交付税を加味した額は括弧書きのとおりであります。

ここで御注目いただきたいのは、公社存続と県営林化の差額でございます。試算1のH29までの県財政収支（①－②）をごらんいただきますと、その差が36億円。存続の場合のほうが県の負担が少なくなっていますが、試算2の14年度から18年度の木材価格が高い場合の差額を見ていただきますと、その差も36億円と同じ差額でございます。これは、木材価格が高くなれば、県営林化した場合、県歳入となる分収林事業収支がふえますが、公社存続の場合には、木材価格が高いので、その増額分ほどが県の貸付金が減額されることとなり、両者の差額は変わらないということになります。ちなみに、試算1が過去最低での試算でしたが、価格がこれよりも下がった場合でも同様に、公社存続と県営林化の差額は同額の36億円になると考えられます。

以上のような試算結果から、5ページの下から5行目にありますように、試算1・2ともに公社を存続させた場合のほうが県財政にとっては負担額が小さいことがわかります。これは、県営林化した場合、県は、公社の日本政策金融公庫及び市中銀行からの借入金に対し、損失補償契約に基づく負担や遅延損害金の支払いを行う必要があることや、県債務の代物弁済時に課

税される消費税など、公社存続の際には必要のない負担が生じることの影響額が大きいためでございます。

7 ページをお開きください。4 林業公社のあり方に関する意見であります。一番上の段落にありますように、今回、19年の検討ポイントである、①県負担を最小限、②国の支援活用最大限を中心に公社存廃の議論を行いました。これまで御説明したとおり、公社を廃止した場合、損失補償契約に基づく負担や遅延損害金、消費税の負担が発生し、さらには県の無利子貸し付け金に対する特別交付税措置が適用されなくなることから、短期的にも長期的にも、公社を存続する場合より大きな県（県民）負担を生じさせる結果となりました。なお、特別交付税は、平成19年度の公社存続決定時よりも措置が拡充されていることから、当時よりも県財政面での公社存続のメリットは高まっております。

一方、3段落目になりますが、公社を廃止した神奈川県、大分県及び廃止を決定した群馬県の状況との比較をしてみますと、各県とも若齢林が多く、引き続き森林整備に多額の費用を要することのほか、素材生産コストが高いことなどがわかり、本県の場合、既に主伐期に入っており、保育経費に多くの金額を必要としないことなどから、他県と比べ公社営林の価値が高く、これらの県の公社を先例または参考として廃止の判断を行うことは適切でないとしております。

公社は県内唯一の森林整備法人で、通常よりも高率の補助を活用した森林整備を行えるとともに、公社営林の1団地当たりの面積がまとまっていることから、施業の集約化による生産コストの低減が期待できます。それらのメリットを生かして、高率補助を活用した複層林施業や伐採跡地造林を初め、新たな森林経営計画におい

ても間伐の集約化が必要となるので、公社営林を核にして民有林を取り込んだ団地を対象に路網整備や間伐の集約化を図ることが考えられますので、公益性の高い森林整備や林業の生産性向上を牽引していく役割を担うことができるとしております。

このように、県財政負担が最も小さいことや、森林整備及び林業生産活動における公益性の面での高い役割が期待できることなどを総合的に判断すると、当研究会としては、公社を存続させて、不断の経営改善が行われるよう、県民の監視のもと、常に経営改善しながら透明性の高い効率的な経営を継続すべきとの結論に至っております。

8 ページをごらんください。最後になります。5 経営改革の方向といたしまして、公社のこれまで果たしてきた森林の公益性の発揮や山村地域の雇用創出などの役割をさらに発揮させるために、公益的機能の高い複層林施業や伐採跡地造林の受託などに積極的に取り組むことに加え、複層林施業の導入に当たっては、裸地ではなく複層林として所有者に返地されるほか、補助制度の活用により通常の主伐と比べ多くの収益が見込めますことから、当該所有者との間で分収割合の見直しについての検討を行うべき、あるいは公社の収益増加を図るための木材の有利販売に向けた方策について検討を求めたいとしております。

最後に、県においては、公社の自助努力について指導・監督はもちろん、その努力を行ってもなお公社の資金が不足する場合には、一定程度の運営資金が確保できるよう支援を行っていくことを強く望むということがつけ加えられております。

研究会から提言のあった「林業公社のあり方

に関する意見とりまとめ」の報告は以上ですが、冒頭申し上げましたように、この提言を受けまして、県では今後、公社のあり方等方針について検討してまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○橋本環境管理課長 環境管理課からは2項につきまして御報告させていただきます。

恐れ入りますが、常任委員会資料の13ページをお開きください。まず、環境放射能水準調査の結果につきまして御報告させていただきます。

県におきましては、文部科学省の委託を受けまして、昭和63年から環境放射能水準調査を行っているところでございます。これまで御報告しておりますとおり、福島原発事故以降、降下物及び茶につきましてごく微量の放射性物質が検出されておりますが、その値は過去10年間と同じレベルであり、健康への影響はございません。また、水道水や大気浮遊じんからは放射性物質は検出されておらず、空間放射線量率は過去5年間の調査結果と同じレベルであります。本日は、7月20日の当常任委員会以降調査を行いました土壌及び牛乳につきまして、その結果を御説明いたします。

初めに、(1)の土壌についてであります。表にありますとおり、毎年、宮崎市の総合農業試験場の土につきまして、0～5センチ及び5～20センチの深さで調査を行っております。結果につきましては、表右端の欄のとおり、1キログラム当たりセシウム137がそれぞれ1.7ベクレル及び2.1ベクレルとごく微量検出されておりますが、下の欄にありますとおり、過去10年間の調査結果と比較いたしますと同じレベルとなっております。

次に、(2)の牛乳についてであります。例年どおり高原町の畜産試験場で調査を行いまし

て、放射性物質は検出されておられません。

環境放射能につきましては、今後も文部科学省と連携を図りながら、正確な状況把握とわかりやすい情報提供に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、浄化槽の法定検査についてでございます。

大変恐れ入りますが、右肩に「別紙」として枠で囲んでおります1枚紙の資料をごらんいただきたいと思っております。浄化槽法定検査につきましては、昨年度より、検査を受けておられない方々へ文書等で啓発を行っているところでございますが、県に対しまして問い合わせ等も多く、また委員の皆様方のところにも近隣の方々から御意見等が多く寄せられていると伺っております。本日、少々お時間をちょうだいいたしまして、改めて御説明させていただきたいと存じます。

浄化槽の維持管理につきましては、浄化槽法におきまして保守点検、清掃及び法定検査を行うことが義務づけられております。1のとおり、保守点検は、ポンプの点検や消毒剤の補充などを年3回以上行い、清掃は、不要な汚泥の除去などを年1回以上行うものであります。法定検査は、これら保守点検と清掃が適正に行われ、浄化槽本来の機能が十分に発揮されているかを水質検査などにより確認するもので、年1回の検査が義務づけられております。この法定検査におきまして、処理後の排水のBOD値が高いなどによりまして不適正と判定された場合は、県におきまして必要な助言・指導を行うことができることとなっております。

次に、2の検査の実施状況についてであります。表にありますとおり、本県、全国とも低い状況が続いております。本県につきましては、

今回の文書等での啓発を行いました結果、実施率につきましては、平成21年度の14.2%から平成22年度は22.4%と上昇しております。

次に、3の受検率が低い主な理由ということですが、法定検査の意義や法律への理解不足、保守点検と法定検査との区別がわかりにくいといったことなどが考えられているところでございます。

このように受検率が低いということにつきまして、国におきましては平成17年度に、法定検査についての都道府県知事の監督権限の強化を主な内容といたしました法律の改正が行われたところではありますが、県におきましては平成18年度から浄化槽台帳の点検、精査を行いまして、その台帳をもとに昨年度から、4にありますように緊急雇用創出基金を活用しまして浄化槽適正管理強化事業を行い、検査を受けておられない方への文書等による指導を行っているところでございます。

今後は、5にありますとおり、市町村等と連携しましてさらに指導啓発を行いますとともに、指定検査機関や保守点検業者等と連携いたしまして検査を受けやすい仕組みを構築するなど、浄化槽管理者の方々に法定検査の意義を十分に理解していただき、できるだけ早くすべての方にこの法定検査を受検していただくよう取り組んでまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○佐藤森林経営課長 もう一度常任委員会資料に戻っていただきまして、資料の14ページをお願いいたします。植栽未済地対策について御報告させていただきます。

まず、(1)でございますけれども、背景につきましては、植栽未済地は全国的に問題が顕在化しております、本県でも、林業採算性の悪

化等により平成19年度末には民有林の植栽未済地が2,523ヘクタール確認されておりました。このまま放置いたしますと森林の有する公益的機能の低下が懸念されることから、植栽未済地総合対策を平成20年度から22年度まで3年間、県の重点施策として取り組んできたものでありますので、今回、御報告するものでございます。

次に、②の年度別解消実績でございますけれども、平成22年度までに2,523ヘクタールすべて解消することを目標に各種の施策を講じてきたところでございます。再造林につきましては、公益上重要な森林を対象に、林業公社が市町村のあっせんを受けて植栽を代行する植栽未済地解消対策事業を実施いたしますとともに、広葉樹を植栽する「水を貯え、災害に強い森林づくり事業」などに取り組んできたところでございます。また、地形が急峻で路網からも遠く、杉などの植栽が不向きな場所などでは、天然更新による広葉樹への転換も図ってきたところであります。この結果、対象とする森林につきましては更新を完了したところでありすけれども、再造林等につきましては、一番右の欄の「%」というところを見ていただきたいんですけれども、率として61%となったところでございます。

次に、(2)の今後の課題でございますけれども、木材価格が引き続き低迷していることなどから、新たな植栽未済地も発生しております。県では平成17～18年度に、伐採された森林の植栽未済地につきまして衛星データを活用した調査を行った結果、平成21年度末で476ヘクタールの発生が見られ、今後も発生する可能性が高いため、公益的機能を発揮するという観点から、引き続き取り組みが必要と考えております。

最後に、(3)の今後の対策等であります。植栽未済地総合対策は、県、市町村、森林組合、

林業事業者など林業関係者が一丸となって取り組んだものでありますけれども、この動きを契機といたしまして、素材生産業者と森林組合が、伐採、地ごしらえ、造林の一連の作業を連携して行い再造林コストを低減するといった取り組みも始まったところでございまして、今後も関係者が連携して以下のような取り組みをしていくことにしております。まず、①にありますように、「水を貯え、災害に強い森林づくり事業」による広葉樹への転換や再造林に対するかさ上げ措置、②にありますように、伐採時における高性能林業機械等での地ごしらえと、年間を通して植栽が可能でございますコンテナ苗の導入による再造林コストの低減等に取り組むこととしております。また、④及び⑤にありますように、人工衛星データを活用した伐採跡地の的確な把握・監視を行いますとともに伐採パトロール等にも取り組みまして、今後、植栽未済地対策に取り組んでいくこととしております。

報告は以上でございます。

○田口委員長 ありがとうございます。その他の報告事項に関する執行部の説明が終了しました。

その他の報告事項についての質疑はございませんか。

○坂口委員 一つは金利の問題です。姿勢として、損得の金額の多寡じゃなくて、それが欠けてきていたということが、特に政府系の金融機関5%、6%なんていう話にならん金利ですよ。その姿勢を福田委員も言われるんだと思うんです。

まず、木材価格は将来見通せんから3年ぐらいでとか、それはテクニックの問題ですよ。そのときに、こういうことだったら破綻させたほうが県民への負担は少なくて済むよと、そう

いうことが判断できるような木材価格というのが仮にあったとき、そこに当てはまったとき、だから公社として存続するのが得ですよ。県民への負担の損得計算をやられたときに、そういう数字を出して判断ができるのかというのが一つ。一つは解散させる、破綻させるということ。もう一つは、県が買い上げたほうが得ですよということができ得るのか、県有林化することとはですね。木材の価格とか今後の投資金額の多寡で、判断が分かれるようなことがこの検討で出る可能性があったのかということです。最初から存続ありきでいくしかなかったんじゃないのかということ。そこらはどんなんですか、価格次第ではほかの判断が出ることもあり得たんですか。だから、今なら破綻させたほうが負担が少ないとか、今なら県有林化で買い上げたほうが県費の負担が少ないし、県民への負担が少ないよということが出るようなことがあるのかということです。木材の価格次第で。

○金丸環境森林部次長 まず、1点目の金利につきましては、午前中も申し上げましたけれども、努力をしてみたいと思います。

2点目につきましては、5ページ、非常にわかりにくい資料かと思うんですけれども、今、坂口委員がおっしゃった県営林化する場合としない場合を比較した表でございまして、試算1と試算2の2つのやり方をとっているんですが、簡単に言えば、試算1は木材価格が低い場合、試算2は木材価格がそれよりも高い場合、そういう条件だけが違います。ほかの条件は全部一緒です。そういう場合において、先ほど福満室長のほうからも少し申し上げたんですが、試算1、試算2いずれも公社存続のほうが県民の負担は小さいということが、まず第1点言えます。

もう一つは、今度は公社存続と県営林化を比

較するのではなくて、試算1と試算2を比較した際に、「H29年までの県財政収支(①-②)」という欄を見てみますと、三角の61億円と三角の97億円、三角の49億円と三角の85億円の関係ですが、いずれの場合も36億円、公社存続のほうが県民負担が小さいという結果が出ております。ここでは2つの試算しかしておりませんが、試算3、試算4、試算5とした場合、すなわち木材価格を別の木材価格に設定したとしても同じ結果が出るということが言えます。そういう意味で、委員がおっしゃった、いずれの場合でも、この計算方式を理詰めにやっていると、今は少なくとも公社存続ということが県民にとっては一番影響が小さいという研究会の報告でございます。

○坂口委員 当たり前の中からくりださるんです。足りん分を補てんするわけだから。当たり前なんです。どんなことをやったってこれは存続なんです。こんなばかなことを我々に一生懸命汗かいて検討させる、そのことです。数字の中からくりです。途中で制度が変わって、県がどういうことをやったって国は一切補てんしませんよ。それは何か、一括交付金でやっているじゃないかという場合に、今後いろんな仕組みが変わったとき、県の一般財源から補てんしていかんやいかんなるわけです。今は使っただけ補てんするから、からくりで36億は変わっていかんんです。だからそこを言うんです。木材価格、木材価格と言われるけど、価格が幾らになったら県費が小さくなりますよとなるのがあるのなら、木材価格を中心に議論させてもいいけど。怒っているんです。ばかにするなと言いたい。

それで、今度は県有林がいいですよとなったら、じゃ共有林ですね。明治何年登記の何の何々兵衛外何名の所有林ですというのがいっぱいあ

るじゃないですか、そこで県の登記にできるんですか。地上権だけ持っているけど、土地の権利を県に変えるんですか。どれだけの作業が何十年かかるんですか。そんなのを詰めていったら、これは公社でやっていくか破綻させるしかないということと、今後の見通しを——専門家の先生方か何か知らんけど、国の補助金制度がどう変わるのかを勉強して出直してこいと言って、この人たちはもう一回委員会に出さないで、我々は少なくともこの人より知識持ってますよ。本気で議会にこれで検討させるんですか。我々が出した意見が尊重できるんですか。そこです。もういい加減にしてくれと言いたいわけ、こんな資料を出すのは。その見通しをどんなぐあいにしたわけ。36億円の判断なんてからくりです。補助率が変われば、38になったり20になったり、ゼロになればどうなったりというのは出てくるんですよ。そうじゃないんですか。僕の考えがおかしいかな。

○金丸環境森林部次長 現行の制度で特別地方交付税制度等もございますので、現行の制度の枠の中で試算1と試算2という両方のことをやりましたらこういう結果が出たということで、これは委員がおっしゃるとおり、どういう木材価格を設定いたしましてもこういう結果に、現行制度ではなるということでございます。

○中野委員 この検討委員の名簿も出してください。どういう専門家か、存続派ばかりのメンバーか。それとこの検討委員会、民意とか県民協働とか言っておるけど、こんな問題は、本当に県民納得するかという話です。この検討委員会はオープンでやったのか。密室でやったわけ。記者やら投げ込みしてやったわけ。

○福満^{もり}みやざきの森林づくり推進室長 今回の研究会のメンバーにつきましては、大学教授が

2名、それと弁護士が1名、公認会計士が1名、公社の監事が1名と県の職員が2名という7名構成でございました。この研究会につきましては非公開で議論をしております。

○中野委員 こういうのを非公開というのはおかしい、無責任な発言ばかりしておる。公開にして、そういう先生たちがどう言ったかしっかり公開しなさい。でないと、あと58年、無責任だ。現状でといたら、20年先でも、長期計画見てごらん、人口は減ってプラスになるような話は何もない。そういう中で現行の考え方がそのままいけるか。材木の需要と供給、価格設定が、ここ何年かの最低価格が58年先まで通用するかというその議論をはっきりさせないと、前提を、ただ過去の平均でやったと言ったって、これは何も根拠はない、今の社会情勢からいって。ただ確かに、いろいろ見たけど、個人住宅だけはふえておる。人口は減っているけど。だけど、それが木造かという、そこ辺も含めて、今後需要が何が出てくるか。今、30年ものが台湾やら行って高く売れるとか、40年以上になったら高く売れるか、そんな保証はどこにもない。

例えば県の補償分、330億ぐらい。整理しても後の木材がどうなるかだけど、民事再生でやっているところだってある。民事再生でやれば——県が保証人になっているからだめなわけ。結局、最終的には県で責任とらんといかんという話で。私たちはまだ長いけど、あなたたちは1年で部署がかわってしまうでしょう。結局、無責任になってくるわけ。これはどこかで線を引かんと。

今、言われたように研究会の意見、議事録を出して、どんな委員がどんな発言しておるか、そこまで責任とってもらおうような公開にせんとだめ。今後の条件として、その委員会を公開に

して記者も呼んでオープンの中でやらない限りは、密室でやったやつなんか、ここだけ公の場でやって、それはおかしい。

そういうことで、私が言いたいのは、この前提、過去の平均値でいいかどうか、将来の需要と供給、ここをしっかりと研究会で議論して、絶対それ以上最低はないという保証があれば。交付税でもあと58年続くとは限らない、今の財政の中で。これは、今後2月の予算が出てきますね。そのときが最終段階になるから、一応要望しておきます。何かあれば。

○田口委員長 その前に、名簿が要りますか。

○中野委員 名簿を出してください。

○福満みやざきの森林づくり推進室長 研究会のメンバーにつきましては、7月20日の閉会中の常任委員会の際に提出させていただいております。

○加藤環境森林部長 先ほど予算の審議という話がありましたけれども、まず、これは専門家の意見を聞いたことでもありますので、先ほど福田委員からもありましたように、これを受けて県としてどうするのかという方針を立てて御説明をしたいと思っております。

それから、その前提の話ですけれども、木材価格とか社会情勢いろいろあります。これは正直言って不透明でございます。だから、ある一定の条件のもとに計算をせざるを得ない。それから、60年近く後のことをとおっしゃいました。試算上は、最終が80ですから80年までをやらざるを得ないんですけれども、今、県財政収支で計算していますのは、5ページにありますように24～29年度ですしております。あとはそのまま延長した段階ですしているということでございまして、これはそのときそのときで判断するなり、いろんな前提条件のもとに経営計画を見直さざ

るを得ないと考えます。

○中野委員 いずれにしても、専門家というのは公にして自信を持って言ってもらいたいわけです。要望として、そんなのをオープンにしない限り、密室でやった研究会なんかを出されて、私はそのまま、はいそうですかとは言えませんよということです。

それと、いずれにしても、過去の平均価格がこれから5年の中で通用するかというと、わずかな差かもわからんけれども。これも県営林にした場合は10年返済、さっき説明であったよね。県の負債が、10年の借入金で計算した場合どうのこの説明があったけど、いずれにしてもこんな簡単なものじゃ納得できんということで、別途詳しい研究会の資料を出してもらって検討するか。次は12月にありますから。これでは私は納得できんということだけ。

○坂口委員 今言ったように、交付される金、これが交付されますよというけど、それはそのために出ますと。だから、ここに入れるとこんがらかるばかりです。まず、県有化することが可能なのかどうなのかです。県有化がいいという結論を我々が出したときに、執行部もなるほどそれがいいなと判断できるのかどうか。こういうネックがあるというところで、一番単純なのは、我々が道路改良をお願いするだけでも、道路を曲げんといかんぐらい所有権の移転というのは難しいんです。それを山となったら、神社庁の山から、何の何兵衛外何十人という山から、相続が3代前ぐらいにさかのぼる土地とか、地権者は全世界に散らばっています。そんなことが可能なのか。そんなばかなことを我々に一生懸命検討させているんじゃないのか。だから、県有化の結論が仮に出たとき、県有化は物理的に可能なのかということです。不可能となれば、

それはこの選択の中から外さなきゃしょうがない。

今のように2つ数字を比較しろと言うけど、こうすれば入ってきますよ。しかし、その金はそうしたときは出ていっているんです。それを損得の比較の中に入れるとなれば、数字を膨らませておかしなからくりになっていくですよ。だから36億円と一緒に。絶対得という結論が出るよなからくりです。だから、単純に、まず一つには、何十年先のことはわからんから、損益分岐点として木材価格がこうなったときはどちらがいいですよという2分の1ずつの判断です。これ以下のときは破綻させたほうが県民負担が大きくなりますよとか、今なら破綻させたほうが県民の負担は小さくて済みますよという損益分岐点が出るのか出ないのか、木材価格の。出るのか出ないのかということです。

もう一つは、それは置いておいて、今、いいことを言われました。県が持つことが最後にはプラスになるし、県費としても得だという判断。そのほかにも公的な機能も果たせるとか、管理していくのにもそのほうが有利だと言われたけど。もう一つ、そうしたほうが、これが続く続かないにしろ、100%県が責任を果たすべき債務をすべて果たしていったときですけど、所有者は物すごく得をしますよね。物すごく得をします。だから、県民で分収育林にかかわっていない人たちとの公平性、これは物すごく差が出る。県として、やっぱり公社が管理して分収林化したほうが得だという結論、県費でも得だというなら、今から全部、そうでない人も入れてしまって公平性確保したほうが、こういう計算していったら得だということが出るんです。この数字のからくりじゃ。そうじゃないから、破綻させるなら、木材価格が何ぼになったときにやれば、

そのほうが対等で将来の重みを背負わないで済みますよと、今なら。そのために損害遅延金だ、やれ違約金だというのを銀行に払わんならん、どこに払わんならんけど、そんなの交渉すれば、それは相手の考えでどうにでもなることじゃないですか。「取ることができる」で「必ず取る」ということじゃないじゃないですか、それが整理するときの常識の交渉事です。そんなのまでやっていけばその分得するんです。今比較して、ここでやれば、県費は将来破綻させたほうがまだ損が少なくて済むよという線が出る。でなければ、我々が破綻という方法はとれないです。判断ができない。まして今後道州制になる何だと、いろんな行政的な政治的な要素というのはあるんです。道州制になったとき、そんなの受け入れるかどうかというのものもある。だから、そんないい加減なことを入れずに、単純に何ぼなら破綻させたほうがましというのを出したほうが、僕はわかりやすいと思う。

○押川委員 この中に、木材価格もそうですが、立方当たりの試算もかんがみて出してほしいということと、御案内のとおり、川上、山元がどうもならないような状況です。川下になってくるとある程度経営というのは見えてくるんですけども、今後も山元に返す金というのは、私はそう期待できないという判断をしています。今2つ、我々に提示されているんですけども、もっと深くそこらあたりも試算を入れてみてもう一回出してもらわないと、この状況だけでは私たちもどうも納得いかなんというふうに思います。今までもそうですから、今後も、企業のいろんな部品等と一緒に、安いところから供給しようということが今の日本社会のシステムでしょうから、恐らく山においてもそういうことが言える。現場はそれだけ困ってお

るという中で、今後も期待できない中での今後60年を見据えるわけですから、もう少しそこらあたりのものまで入れて、もっと厚みのある、我々が判断ができる資料でないと、今、坂口委員や隣の中野委員が言われるように、私も言いましたけれども、数字のからくりは幾らでもできるわけですから、現状にあって、そして今の流れの中でどうなんだというのまで見えてこない、これは判断ができないし、今やめたほうが県費を投入するのが安いかもしれんと私も思っていますので、そういう判断ができる資料をお願いしたいと思います。

○福満みやざきの^{もり}森林づくり推進室長 今回、2つの選択肢として比較させていただいたのが、このまま存続と、県営林化というのは、公社を廃止して分収造林をそのまま県が引き受けて県営林化、県行造林ということになりますけれども、その2つの比較をしたところでございます。ほかに破産という選択もあったわけですが、それは弁護士等の意見から、破産管財人に渡っての処置になっていくということで、その経費が多額になるというのはもちろんあるんですけども、それよりも資産を短期間に処分していくというようなことが出てくるということで、通常の例ですと時価評価の10分の1以上で売れることはまず考えにくいという評価を受けております。ということは、資産価値が物すごく目減りしてしまうということで、場合によっては土地所有者との債務不履行ということで損害賠償請求ということも可能性がありますというような御指摘を受けておりまして、今回の選択からは外しておるところでございます。

○坂口委員 それを詰めていったら、今のままでいく方法しか選択肢はないんじゃないのかということです。幾ら詰めてもそれしか選択肢が

ないんじゃないの。そうならそれで、どうやって今後の負担を小さくしていったらという努力をやっていくか。それには金利の交渉もあるでしょう。1番は、さっき公平性を僕が言ったんですけど、徹底して、知事が出向いていってでも、分収割合を変えてくれ、常識的にこれはあり得ないぐらいのことなんです。今の世間とあわせてですね。そのために何百億という金をつぎ込んでいるんだ。そこらのところの理解はできないのかという交渉をやったり、やっぱり実のある努力をしていかないと、幾らこんなことやって、絶対これはやめろ……。

僕は県営林というのを勘違いして、土地まで県のものにして財産としてそれを持つのかと思ったけど、だれがやるかの名義変更みたいなものです、事業主のですね。そうなるとその選択は、さっき言ったように分岐点でどうしていくかだけど、将来のことを見据えられないとか、破綻すれば、県が保証しているから1円も負けないという主張を通したらそれを通さざるを得ないとか、売れば10分の1でしか処分できない、当たり前のことです。当たり前のことなら、その選択は出てこないということです。損益を比較しても、数字として。ということは公社を存続していくしかありませんということじゃないですか、結論は。現実的にですよ。理屈で比較すればこっちが得かなというのがあるけど、実際やってみたら、やっぱり損ですよというようなことしかあり得ないのが今の経済の実態です。

もうちょっと努力して、こういう負担を減らしていこうとか、何ぶ経費節減しようとしたって、一番ネックは、昔の物すごくよかった、将来ももっとよくなるだろうといったときに、何対何でもうけを分けようやというもうけの分け前の話です。実態が違って来たんだから、こう

なったときはまた四分六に戻しましょう、今のところは五分五分、あるいは6：4にやりましょうという交渉をやっていって、それで納得ができる人たちはその都度判こもらなければいいじゃないですか。それでも、いいやだめだという人たち、得する人たちがどこにいてどんなことをやっているかという、宮崎にいないんじゃないかと思う。そういう宮崎の立場をわかってくれない人はですね。それは余談だけど。

だから、やっぱり県として責任持って、今までのミスはミスだった、公社を存続するしかないんだ、その理由はこうだと。現実的に物理的な壁がある。不確定要素が余りにもある。不確定要素があったときは知事は判断できますか、こういうことで県有林化していくことが得ですということを出して、あるいはここで成立することが得ですということを出して、それができないということが予測されたら、よう踏ん張り込まんです。もし買い手がつかんかったらどうしようとか、もし同意がもらえなかったらどうしようということで、その方向は絶対、行政の責任者はよう出し切らないと思うんです。そのところは県民の皆さんに説明して、かくかくしかじかで続けるしかないということを決断していって、そのかわりこういう努力をするという実のある判断をしたほうが、僕は得だと思うんです。それしか結論出せないと思うんです。出せますか、部長、これを詰めていってほかの判断が。公社からどういう方向をとろうというのが。出せる条件というのが出てきますか、現実的な条件。

○加藤環境森林部長 先ほどから言っていますように、私ども、専門家の意見も聞いて県として慎重に判断したいというふうに思っておりますので、正直なところ、今はまだ県としては

検討中でございます。今の段階でこの場で方針は出しかねますので、いましばらく時間はいただきたいと思いますが、坂口委員やほかの委員の意見も十分参考にさせていただきたいと思っております。

○坂口委員 だから、何をもって専門家の意見と、こんなものに重きを置くのかわからんけど、専門家がこんなばかな判断材料を示すわけがないんですよ。さっきの36億円のからくりとか、木材価格がどうなればどうのこうのとか。わかっているのをやったときに、そういうことが実際履行できるかできないか、そこまで判断するような人と、それからこういった補助金だ何だどこにのっているときは、将来の行方がわかるような人たちであればけど、県職員の2人と職員の1人、3人じゃないですか、行政がわかっている、あるいは交付税なり補助事業なり制度がわかっている人たちというのは。弁護士だ大学の先生だでしょう。だから、こんなものを尊重して検討していくじゃなくて、現実的な選択というのはどうあるのか県の責任においてやらないと、いかにも大層なものみたいに出すけど、これなんて全く絵にかいたもちだと僕は思うですよ。わかっている人はこんなばかなことは書かないですよ。

○中野委員 今ここに出ている平成24～29年度、いずれにしても県から10億以上出資し続けないと回らないという話ですね。それは間違いないですね。ここで県の貸付金が69億ということは、毎年10億ぐらいは従来どおり出していかんとやっていけんという話でしょう。

○福満みやざきの森林^{もり}づくり推進室長 はい、そのとおりでございます。

○中野委員 要は、そんな考え方できたら、今のところ木材価格が一番安い価格をとって10億

ずつは出していかんといかんということであれば、木材の売り値が上がらない限りは、今のような経費節減しても、どっちみちは県費をつぎ込んでいかんといかんということだと思えます。債権というか整理の方法というのは、県有化の方法だけど、民もいろいろあるし、ほかの例、法的にやると単なる裁判に出るという話とか、どっちみち最終的には、今の借金というのは遅かれ早かれ県が負担せんといかんです。債務保証しておく。だからいつするか。今言ったように、ちょっとでも値上がりを期待してずっとずらして借金が膨れるか、思い切ってここで何とか出さん方法を考えるか、それしかない。くどいようだけど、今後検討する場合は、これは財政改革にも透明性がどうのこうのと書いてあった。そういうことで無責任なことを言わないように、研究会はオープンでやってください。そんなやつじゃないと、密室でやったやつを私は信用できん。要望しておきます。

○福田委員 それぞれの委員から御意見出ましたが、私もその方向かなと思っているんです。先ほど借り入れ残高の利息が出ましたが、これは長期借り入れ資金で、期間が同じじゃないと思うんです。起算のとり方がありますから。これと、例えば民間銀行、政策銀はピッチが小さく刻んで利率が書いてございますけど、宮銀あたりは50億を2%未満ということで大きくくってありますが、ここあたりは委員会に出す資料としては不親切かなと思うんです。今、0.02の世界ですから、1%というのは大変な金利なんです。その辺を考えますと、かなり荒っぽい資料づくりだなということを感じました。

それと今、委員のそれぞれの意見を聞いてまして、やっぱり嫌なこと、つらいことを避けて今日までお互いが来た。これが林業公社の現

在に至っておる、こういうふうを考えるんです。利息の減免等についてもかなり前から委員会、あるいはそれぞれ指摘があったと思うんです。努力はされたとおっしゃっていますが、今、民間の対金融機関との交渉を見ても、血の出るような取引をやっているんです。県のいろんな借り入れ利率を見る機会があつて見せてもらいましたが、民間の借り入れの利率からするとかなり甘いという感じがいたしまして、特に公社についてはそういう感じがいたします。ぜひ、これは公社任せではなくて、林務のほうもサポートしてやってください。当面、廃止をするわけじゃないんですから、存続の方向の意見が強いんですから、一番できることは金利の減免なんです。これ以外にコスト削減する道はないと思います。これを頑張ってください。

それから、試算の中で、県の210億はずっと継続して無利息の前提条件で計算をされているんですか。

○福満みやざきの^{もり}森林づくり推進室長 無利子貸し付けという前提で試算をさせていただいております。

○福田委員 そうしますと、県は県債等で調達していますから、恐らく平均の調達コストが1コンマちょっとかかっていると思うんです。公社の数字では無利息かもしれませんが、行政全体としてコストがかかっているんです。その辺も私は、おつとって考えたんですが、これは資料は出ていませんからお聞きしないとわからない。無利息前提ということは。

○福満みやざきの^{もり}森林づくり推進室長 県の無利子貸し付けの残高になるわけですが、この特別交付税というのは、私の説明漏れがあつたかもしれませんが、県の無利子貸し付け残高に対する国の財政支援ということで金利

の負担をしております。平成22年度の実績で申し上げますと、約1億2,000万円が特別交付税で県のほうに交付されているということになります。

○福田委員 現時点ではそういうシステムがありますから、先ほど坂口委員がおっしゃつたとおりそれは未来永劫ではないんです。私はいつも東京からお見えになる財政課長にお話を聞いていました。「これは続くんですか」と言ったら、歴代の東京から来られた財政課長で、最後は逃げられました。「それは厳しいかもしれん」と。最後はこういうことを言われた方がありました。「さあ、政権がかわればわからんでしょうね」と。しかしそれは冗談でしょうけど。私は未来永劫じゃないと思うんです。無利息資金とはいえ、現時点の制度を適用しているだけですから、数十年先の問題ですから、ぜひその辺も念頭に置いて——恐らく坂口委員がおっしゃつた内容は、我々も本当、毎回毎回こういう問題を議論してきてむなしく思います。やっぱり最終的にはトップが責任を持って、トップというのは林務と思います。責任を持って関係者を説得する、それが大事であろうと思います。もうお答えは要りません。御苦勞が多いと思いますが、ひとつ私どものほうからもよろしく願いをしておきます。

先ほど浄化槽に対する御説明いただきました。法定検査でございます。ちょうど委員会に出向く前に、何人かの会派の議員から、「ぜひ環境管理課長にお聞きをしてください」と。課長は高千穂の出身だそうですが、そこまで聞いてまいりましたからお尋ねをしておきたいと思います。これは法定検査ですから、当然実施をしなくてはならないと思います。法律条項ですから。そこで、実施率が22.4%、かなり前年度より引き

上がってはおりますが、会派の中で言われたことは、いわゆる料金についてももう少し安価にして実施率を高めたほうがいいのではないかと、これをぜひ聞いてくれと、こういうふうにかかれたんです。私も以前の委員会で課長に質問したことがあったんですが、どうでしたか、これも法定条項でしたか。

○橋本環境管理課長 法定検査の料金につきましては、法定検査機関であります環境科学協会と県のほうで相談するという形で決めているものでございまして、先般御報告はしたかと思えますけれども、3,800円というのは九州の他県と比べましても一番安くございます。ちなみに一番高いところは、九州内では福岡県、長崎県あたりが6,000円となっております。全国平均で申しますと5,100円程度となっております。

○福田委員 これは単独槽も合併槽も同じだと思うんですが、そこで関係する委員にいろいろお話を聞きますと、合併処理槽の場合、都市下水と同じ効果があるわけですけど、年間、標準的な5人槽で幾らと試算をされていますか。こういう法定検査費、年1回完全にくみ取りをしなくちゃなりませんね。それから平均的なプロウを回す電気料金、それから維持管理費、これはどういうふうに試算されていますか。

○橋本環境管理課長 おっしゃるように維持管理には3つの義務がございます。それぞれ料金がかかるわけでございます。電気料金を除きまして、この3つの維持管理を行いますためには、業者さんによりまして料金設定違うところもございまして、1年間3万円から4万5,000円程度というふうになっているところでございます。

○福田委員 その方は6万円近い金額を試算されておりましたが、都市下水と比較をした場合

にかなり不公平感が出る。あるいはまた法定検査を拒絶している人——河川の浄化はみんなが協力しないと効果が上がらないんです。ぜひ工夫されまして、これは環境科学協会が一手に引き受けてやっておられますが、これについてもいろんな意見があります。それはさておきまして、ぜひ、唯一の検査機関でありますから、県民が受けやすいように、そして河川の浄化も効果が上がりますようにやっていただきたいと、こういうふうをお願いをする以外ないです。22%じゃ寂しいですよ。

○橋本環境管理課長 法定検査の受検率につきましては、確かに昨年度は22.4%となっておりますが、ことしも未受検者の方々に対して文書等でお呼びかけをさせていただいております、その効果は上がってきているものと考えております。今年度末には受検率はさらに上がってくると考えておりまして、せっかく受検率上がってきて、皆様方の御理解もいただけてきたところでございますので、この機会をとらえて、今後もしっかり法定検査を受けていただくように、この受検率がどんどん上がっていくように、それによって河川の浄化が進みますようにやっていきたいと思っております。先ほど説明いたしましたように、例えば、受検料につきましてはいきなり引き下げることにはできないかもしれませんが、保守点検業者さんなどさまざまなノウハウを持っていらっしゃる方々もおられますので、そういった皆さんのお力もおかりしながら法定検査を受けやすい仕組みをつくっていきたくて考えております。

○福田委員 河川の浄化を考えますと、これは非常に大事な仕事なんです。ぜひそのようお願いをしたいと思います。

それと、受検率の向上のために、はがき一本

でおどかしめいた文書よりも、検査機関が巡回をされる。浄化槽台帳は市町村にあるわけですから、ぜひこれを実施してもらいたい。もうやられているところがあるかもしれませんが、これをやりますと非常に相手の受け方も違うと思うんです。ああ、そういう大事な件ですかと。はがき一本でおどかしめいた文書では感情の逆なでになりますから、その辺は御配慮賜りたい、このように考えております。以上でございます。

○橋本環境管理課長 委員のほうから御意見いただきましたように、やはり1対1で顔を見合わせて丁寧に御説明する、それは大変必要であると考えております。今後そのような努力もやっていながら、さらに検査率の向上に努めていきたいと考えております。

○押川委員 同じく法定検査です。7条検査というのはあるわけだからいいんですけれども、何回も言うように、11条検査というものは不公平が発生しているわけですから、科学協会だけでは手が回らないというのが現状ですから、今後の取り組みの中で、保守点検業者にモデルでもいいから、特に遠隔地あたりをやらせていただいて、検査率が上がってくるということになれば、お互いがすみ分けをしていけば、おのずから検査率は上がってくるわけです。検査機関一つだけに固執しておるがゆえに不公平が出ている。これは前から言っているじゃないですか。だから、そういう方向の中で、やるということではやってみないと……。何遍もこれは聞いています。平等性は欠いたらいかん。平等にするためにはみんなが受けるということが——これは法定化されておるわけですから、今までは緊急雇用対策でPRとかいろいろなことがあったけど、これがずっとやられるわけでもないし、内容がわからない人たちが保守点検11条をやってくだ

さいということ、現場では混乱が起きているということが事実です。保守点検業者は、設置される、そして十分内容を知っておられる、そういう方々が行って説明をされる、そして11条検査受けてくださいということになれば、検査率は上がるんです。そしてそこに平等感が出てくるわけですから、今言われるように不平等感が出ているからいろんな問題が起きているわけです。部長、どうですか。

○加藤環境森林部長 おっしゃるとおり、法定検査ですから、不平等感をなくすということは、検査率を上げて、最終的にはすべての方が受けていただくということでございます。

この検査機関につきましては、いわゆる検査機関ですので、法律的にも一定の条件がございます。先ほどモデル的にとおっしゃいましたけれども、モデル的に他の機関にさせることは、当面、今の段階では無理だと思いますけれども、いろんな工夫の仕方はあると思いますので、先ほど課長が言っておりますように、保守点検業者等との連携といった仕組みは検討してみたいと思っています。

○押川委員 保守点検業者との仕組みづくりということになると、ある程度すみ分けをしていかないと。業者さんとの連携は、部長の考え方としてはどういう形を想定されているんですか。

○加藤環境森林部長 例えば、検査機関、これまで14%なり22%ということで、台帳は整備しましたけれども、個々の家のことまではまだ知りません。先ほど福田委員もおっしゃったように、検査機関が巡回指導するほうが効果があるということもありますので、保守点検業者は設置者の場所とか状況とか知っておりますので、そういった意味では連携すれば何らかまたいい仕組みができるんじゃないかと思っております。

○押川委員 保守点検業者に案内を下さいということだろうと理解しますが、現状で、例えば科学協会に近い宮崎市以外のところと遠隔地、どれだけの件数ができているかという比較が出ていますか。高千穂に行って何件できますか。そこらあたり、おのずから不平等がそこに出ているんです。検査機関が1つで手が足りないというのがわかっているわけでしょう。そこを何とかしていかないことには、これは絶対上がってきませんよ。

受検する人は一緒。6年も7年もしない人はしない。そして8年目に来て適格とされたら、それが通ってしまうということです。全然検査をしないのが何で適格になるんですか。法定検査というのは検査を受けて初めて適格と認めができることであって、設置して6年も7年もたつて1回も受けていない人が何で適格になるのかと思うんです。そういう不平等が実際発生をしております。それと、宮崎から出ていったら検査件数もおのずから違うと思うんです。そこらあたりを、今言われるようにはがき一本出しても、清掃をしているからおれたちはいいよということで、保守点検をしない人はそれで済む、受ける人は受ける、だから不平等があるということなんです。そこらあたりをもう少し何らかの形で取り組んでいかないとおかしいんじゃないかと思います。

○中野委員 今の件に関して、私は当事者なんです。一県民として、ある日突然紙が来て、そういう仕組みになっていますから受けてくださいと。受ける方はそこに電話して予約、日程を決めて検査に来る日を決めてください。今までずっと保守点検して何のためにしている、そんなのはほっとけと。今までずっとしておいて……。また次、督促状が来ました。結局、保

守点検は何のためにしておるのかという話です。年に何万か出してね。その上になおかつ、法定で受けんといかんから環境科学協会に電話して日にちを決めて何とかしてくださいでね。そこまではせん。今、急にやりだしたのは雇用対策で出てきた人間でやっておるわけでしょう。あれがなくなったらどうするかということです。その分また補助金出してやるかという話。それよりか、保守点検に毎月1回ずつ来てくれておる。そこに委託して、そこで3,500円取って別にやれば済む話。そこ辺を合理的にするためには、今の雇用助成金が続けばいいけど、それがなくなるときはどうするかとなると、我々としては一々電話したりせずに、保守点検している人たちに委託してもらえばいいわけです。

○橋本環境管理課長 法定検査機関につきましては、先ほど部長のほうからも答弁されましたように、検査の結果によりましては、法律によります勧告など法的な措置を講じるということにもなりかねませんので、責任の持てる機関におきまして公平、公正に行われるべきということで、現在、国のほうの法律によりまして、県が指定する機関によつての検査ということになっております。法定検査をやれる能力がありましても、的確性を判断しなければならないということでございます。

先ほど来、中野委員のほうから、自分で申し込まなければ検査を受けられないというお話ございました。保守点検業者さんとの連携ということを考えます上で、申し込みなどにつきまして、例えば保守点検業者さんあたりで仲介ができないとか、私どもが今考えておりますのは、管理者の方と保守点検業者の方々との常日ごろからの関係を活用させていただくような仕組みができないかということございまして、今後

そのあたりをもっと具体的に検討していきたいと考えているところでございます。

○押川委員 課長から今、ありがたいお言葉を聞いたんですが、そこです。ちょっと勘違いされているんですけども、保守点検業者が正しい水質検査をしているかということが11条検査ですから、それでいいんですけども、そしてさっき部長に聞いたけど、課長が言われるように、保守点検業者とそこらあたりのすみ分けをしながら検査率を上げる努力をするということであれば、お願いをしたいというふうに思います。そして平等性を、私は受けてます、こちらは受けてないということですから、議会でも不平等が出ているわけです。こういうことを是正することがいい水を河川に流すということですから、ぜひお願いしておきます。

○田口委員長 ほかに質疑はございますか。

それでは、以上をもって環境森林部を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後2時56分休憩

午後3時0分再開

○田口委員長 委員会を再開いたします。

農政水産部の審査は、あす午前10時から行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 それでは、そのようにいたします。

その他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 何もないようですので、以上をもちまして本日の委員会を終了いたします。

午後3時0分散会

平成23年9月15日（木曜日）

午前9時59分再開

出席委員（8人）

委員 長	田口 雄二
副委員 長	二見 康之
委員	福田 作弥
委員	坂口 博美
委員	中野 廣明
委員	押川 修一郎
委員	新見 昌安
委員	岩下 斌彦

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

農政水産部

農政水産部長	岡村 巖
農政水産部次長 （総括）	緒方 文彦
農政水産部次長 （農政担当）	押川 延夫
農政水産部次長 （水産担当）	那須 司
畜産・口蹄疫 復興対策局長	永山 英也
農政企画課長	郡司 行敏
ブランド・ 流通対策室長	鈴木 大造
地域農業推進課長	奥野 信利
連携推進室長	工藤 明也
営農支援課長	山内 年誠
農産園芸課長	加勇田 誠
農村計画課長	三好 亨二
畑かん営農推進室長	宮下 敦典
農村整備課長	宮川 賢治

水産政策課長	鹿田 敏嗣
漁業・資源管理室長	成原 淳一
漁村振興課長	神田 美喜夫
農業改良対策監	戸高 憲幸
消費安全企画監	上山 伸二
漁港整備対策監	与儀 新二
復興対策推進課長	日高 正裕
畜産課長	児玉 州男
家畜防疫対策室長	岩崎 充祐
工事検査監	中尾 正史
総合農業試験場長	串間 秀敏
県立農業大学校長	井上 裕一
畜産試験場長	税田 緑
水産試験場長	山田 卓郎

事務局職員出席者

議事課主幹	阿萬 慎治
総務課主任主事	押川 康成

○田口委員長 委員会を再開いたします。

初めに、今回、当委員会に付託されました補正予算関連議案等について、部長の説明を求めます。

○岡村農政水産部長 農政水産部でございます。よろしく願いいたします。

それでは、座って説明させていただきます。

お手元の環境農林水産常任委員会資料を1枚お開きいただき、説明項目をごらんください。本日、農政水産部からは、議会提出議案5件、議会提出報告1件、委員会報告事項3件の説明を予定しております。

まず、委員会資料の1ページをごらんください。議案第1号「平成23年度宮崎県一般会計補正予算（第2号）」及び議案第2号「平成23年度宮崎県就農支援資金特別会計補正予算（第1号）」

についてであります。今回の補正は、口蹄疫復興対策や国庫補助決定等に伴う補正でございます。補正額につきましては、平成23年度歳出予算課別集計表の中ほどの列、一般会計の合計の欄にありますように2億108万円の増額補正をお願いしております。また、特別会計の補正額につきましては、下から2段目の合計の欄にありますように3,614万9,000円の増額補正をお願いしております。この結果、農政水産部全体の補正後の予算額は、一番下にありますとおり39億382万5,000円となります。補正内容の詳細につきましては、後ほど関係課長から説明させていただきます。

次に、資料の2ページをごらんください。繰越明許費についてでございますが、農村整備課の公共土地改良事業の1カ所につきまして2,139万7,000円の繰り越しをお願いしております。これは、関係機関との調整に日時を要したことによるもので、現時点で繰り越しが見込まれるものでございます。

次に、飛びますが、6ページをお願いいたします。議案第6号「公の施設に関する条例の一部を改正する条例」及び7ページ、8ページの議案第19号、議案第20号、土地改良事業執行に伴う市町村負担金の変更につきましては、関係課長から後ほど説明させていただきます。

続きまして、9ページからは、農政水産部所管の県出資法人につきまして、①から⑦まで7つの法人の事業概要等を記載しております。こちらにつきましては、地方自治法第243条の3第2項及び宮崎県の出資法人等への関与事項を定める条例第4条第3項の規定に基づき、経営状況等を御報告するものでございます。

最後に、委員会報告事項でございますが、資料の20ページから早期水稻の生産状況など3つ

の項目につきまして資料を整理しております。あわせて関係課長から説明させていただきますので、どうかよろしくお願いたします。

私からは以上でございます。

○田口委員長 部長の概要説明が終了いたしました。

初めに、議案に関する説明を求めます。

○奥野地域農業推進課長 地域農業推進課でございます。

お手元の歳出予算説明資料の63ページをお開きください。地域農業推進課の9月補正予算額は、一般会計で3,614万9,000円の増額、特別会計で同じく3,614万9,000円の増額、合わせまして7,229万8,000円の増額補正をお願いしております。この結果、9月補正後の一般会計予算額は、右から3番目の欄にありますように27億7,762万円、特別会計を合わせた全体の予算額は、その上の30億828万3,000円となります。

それでは、主な内容について御説明いたします。65ページをお開きください。一般会計でございます。(事項)青年農業者育成確保総合対策事業費3,614万9,000円についてであります。説明欄のところにありますが、1の就農支援資金対策事業につきましては、認定就農者が新たに農業経営を開始するために必要な無利子資金の貸し付けを行い就農の促進を図るものでございますが、この資金は、昨年度まで農業改良資金とあわせて農業改良資金特別会計において経理しておりましたけれども、国の制度改正がありまして、農業改良資金の貸し付け業務が県から日本政策金融公庫のほうに移行されたことに伴いまして、県では就農支援資金を単独で経理する必要が生じたということで、今年度の4月から新たに就農支援資金特別会計を設置して経理をしているところでございます。そういう経緯

がございますけれども、今回の補正は、昨年度末で廃止されました農業改良資金特別会計に就農支援資金分の決算剰余金を、今年度設置した就農支援資金特別会計に繰り出すものでございます。

続きまして、66ページのほうですが、今度は就農支援資金特別会計になります。これの（事項）就農支援資金対策費でございますが、先ほどの一般会計にて繰り出した剰余金を就農支援資金特別会計に繰り入れて貸付金等の増額を行うものでございます。説明欄にありますように、貸付金、保証制度円滑化対策費補助金、取扱手数料補助、合わせまして3,614万9,000円となっております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○山内営農支援課長 営農支援課でございます。

同じく歳出予算説明資料の67ページをお願いいたします。営農支援課の9月補正額は、一般会計で2,000万円の増額補正をお願いしております。したがって、9月補正後の最終予算額は、上段右から3番目の欄にありますように26億5,854万4,000円となります。

それでは、補正の内容について御説明いたします。69ページをお開きください。（事項）協同農業普及事業推進費の農業改良普及センター運営事業、（1）普及センター防疫機能向上事業の2,000万円の増額についてであります。この事業につきましては、口蹄疫に伴う本県畜産の再生・復興を進めるに当たり、二度と口蹄疫を発生させないためにもしっかりと防疫体制を構築することが大変重要であることから、県内8カ所の農業改良普及センターに車両用消毒装置を設置し、必要な消毒を行うことにより防疫体制の強化を図るものであります。

営農支援課は以上でございます。よろしくお

願いいたします。

○加勇田農産園芸課長 農産園芸課でございます。

同じく、お手元の歳出予算説明資料の71ページをお開きください。農産園芸課の9月補正予算額は、一般会計で4,108万5,000円の増額補正をお願いしております。この結果、9月補正後の予算額は、右から3番目の欄でございますが、12億382万4,000円となります。

それでは、補正の内容について御説明いたします。73ページをお開きください。まず、（事項）みやざき米政策改革推進対策支援事業費の778万5,000円についてであります。説明の欄にあります戸別所得補償制度導入円滑化対策事業でございますが、この事業は、戸別所得補償制度の円滑な推進を図り、需要に応じた計画的な米の生産や地域振興作物の生産拡大などを図るもので、国庫補助決定に伴います推進指導費の増額補正であります。

次に、2つ目の（事項）青果物価格安定対策事業費の新規事業、産地構造品目転換促進支援事業につきましては、別冊の環境農林水産常任委員会資料で御説明いたします。

常任委員会資料3ページをお開きいただきたいと思います。まず、1の事業の目的でございますが、口蹄疫からの再生・復興に当たり、畜産と耕種のバランスのとれた産地構造への転換を推進するため、ハウレンソウなどの土地利用型野菜を対象といたしまして、大雨や低温などの天候不順等による生産リスクを軽減し、畜産からの円滑な参画と生産農家の経営安定及び産地の育成強化を図るものでございます。

事業の概要につきましては、右側、4ページのフロー図をごらんいただきたいと思います。まず、左上の囲みでございますが、畜産と耕種

のバランスのとれた産地構造への転換に向けましては、特に畜産経営の中止等により使用しなくなった飼料畑や、新たに整備されました冷凍加工施設の活用等を推進するといった視点で、また畑かんの利用促進も図りながら、土地利用型野菜の導入拡大を図ってまいりたいと考えているところでございます。しかしながら、右側の囲みでございますように、技術不足や生産リスクへの不安、気象災害のリスクによる継続した安定生産への不安といった問題がございます。このため本事業では、天候不順等によるリスクの軽減のための支援対策を構築し、品目転換や土地利用型野菜の生産拡大に取り組みやすい環境づくり、いわゆるセーフティーネットの構築を目指すこととしたものでございます。

事業の仕組みでございますが、その下、中ほどの図のとおり、契約取引による予定収入、これは契約価格に取引予定数量を掛けた額になります。この予定収入に対しまして実収入が減少した場合に、予定収入の90%から50%の範囲内で補てんするものでございます。したがって、この補てんに要する資金につきましては、補てんが発動する90%から下限の50%を引いた40%分が必要となりますので、その造成額を予定収入の40%に設定し、青果物価格安定資金協会において造成することとしております。また、資金造成の負担割合につきましては、県が2分の1、出荷団体と生産者がそれぞれ4分の1としております。なお、2つ目の黒丸、対象品目でございますが、キャベツや里芋、ホウレンソウなどのうち、既存の価格安定対策などほかのセーフティーネットの対象となる品目は除外することにしてございます。

本事業の活用によりまして、一番下でございますように、生産者の不安の軽減や、再生産可

能な農業経営への移行、加工・業務用野菜の原料の確保等の効果が見込まれると考えております。

左側、3ページにお戻りいただきまして、2の事業の概要にありますように、予算額は3,330万円で、事業期間は平成23年度から3カ年を予定しております。なお、本事業の予算につきましては、口蹄疫復興対策基金を活用するものでございます。

農産園芸課は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○鹿田水産政策課長 水産政策課でございます。

お手元の歳出予算説明資料の75ページをお開きください。当課の補正予算額ですが、一般会計で387万1,000円の増額補正をお願いしております。この結果、9月補正後の予算額は、一番上の段の右から3番目の欄にありますが、一般会計と特別会計を合わせまして18億6,071万円となります。

それでは、補正の内容につきまして、77ページをごらんください。下の欄の(事項)水産業試験費の387万1,000円の増額補正についてでございます。補正理由につきましては、受託決定に伴う補正となっております。この相手方は独立行政法人水産総合研究センター及び宮崎県産業支援財団となっております。

説明欄(1)の沿岸漁業調査試験費287万1,000円でございますが、内容につきましては、日向灘におきますシラス漁業につきまして、漁模様の推移と水温や塩分濃度、潮流等の海況の変動の関連性を明らかにするとともに、漁場形成に関係します海況情報を利用者に提供するシステムの構築、またその情報をもとに効率的な漁場探索を可能とするための指針の開発につきまして取り組む内容となっております。

次に、説明欄（２）の水産加工試験費100万円の補正でございます。こちらにつきましては、現在、加工残滓として廃棄されております魚の皮に含まれますコラーゲン成分を有効活用するために、その抽出・精製技術の実用化、また用途開発、事業化調査等に大学や民間企業と共同で取り組む内容となっております。

水産政策課は以上です。

○児玉畜産課長 畜産課でございます。

歳出予算説明資料の79ページをお開きください。畜産課の9月補正額は、一番上の行、一般会計で9,997万5,000円の増額補正をお願いしております。その結果、右から3列目の補正後の予算額は30億9,692万1,000円となります。

それでは、主な内容について御説明いたします。81ページをお開きください。まず、1番目の（事項）畜産団地整備育成事業費の2,249万円の増額でございます。肉用牛の繁殖から肥育に至る地域的な一貫生産体制を確立するために、肉用牛の飼養管理施設等を整備するものでございまして、国庫補助決定に伴うものでございます。

次に、中ほどの（事項）家畜防疫対策費の7,368万5,000円の増額についてであります。1の家畜伝染病リスク管理体制強化事業の4,599万2,000円につきましては、高病原性鳥インフルエンザの発生予防に万全を期すため、養鶏場での野鳥の侵入防止に必要な防鳥ネットを整備するものであり、国庫補助決定に伴うものでございます。

2の新規事業、家畜防疫体制強化事業の2,769万3,000円につきましては、後ほど別冊の常任委員会資料で御説明します。

次に、一番下の（事項）家畜保健衛生所費の380万円の増額についてであります。新規事業、口蹄疫等初動防疫対応備蓄庫整備事業であります

が、口蹄疫等の蔓延防止につきましては、初動防疫の迅速な実施が重要でありまして、未整備となっている都城家畜保健衛生所に資材を保管するための備蓄庫を整備するものでございます。

次に、別冊の環境農林水産常任委員会資料の5ページをお開きください。新規事業の家畜防疫体制強化事業についてであります。

1の事業目的にありますように、口蹄疫からの再生・復興を推進するに当たりまして、二度と同じ事態を引き起こすことのない防疫体制を構築することは、畜産農家や産業界が安心して事業を展開するための最優先の課題でございます。家畜伝染病の防疫上最も重要なことは、発生の予防と早期発見、早期通報、さらには初動対応ですが、このうち発生予防につきましては、現在、国において家畜伝染病予防法に基づく飼養衛生管理基準の見直しが行われておるところでございます。このため本県といたしましては、飼養衛生管理基準の遵守の徹底を図るため、畜産関係職員を家畜防疫員に任命し、全戸巡回指導を現在実施しているところでありますが、さらなる体制強化を図るため、家畜防疫員としての民間獣医師の活用や、県職員獣医師確保対策を講じる必要があります。今回、支援策をお願いするものでございます。

2の事業概要をごらんいただきたいと思います。予算額といたしまして2,769万3,000円をお願いすることとしております。事業期間は平成25年までの3カ年といたしまして、事業主体は県と宮崎県畜産協会を予定してございます。

具体的には、（４）の事業内容にありますとおり、①の民間獣医師活用事業では、民間獣医師を県の非常勤職員として任用いたしまして、家畜伝染病予防事業等の業務に従事していただくための予算として2,129万3,000円、②の民間団

体獣医師活用事業では、NOSA I等の団体獣医師を任用いたしまして、家畜保健所で継続して業務に従事していただくための予算として400万円、③の獣医師確保対策事業では、本県へ就業を希望いたします6年生の獣医学部学生2名に対し修学資金を給付いたしまして、獣医師確保対策の強化を図るための予算として240万円を計上してございます。

続きまして、6ページをごらんいただきたいと思っております。議案第6号「公の施設に関する条例の一部を改正する条例」についてでございます。延岡家畜保健衛生所の移転に伴いまして、住所が延岡市小野町4234番地に変更になったものでございます。

畜産課につきましては以上でございます。

○三好農村計画課長 農村計画課でございます。

引き続き、お手元の常任委員会資料7ページをお開きください。議案第19号「国営都城盆地土地改良事業執行に伴う市町村負担金徴収についての議決内容の一部変更について」御説明いたします。

これは、平成23年2月定例県議会において議決をいただきました、国営都城盆地土地改良事業執行に伴う都城市外1町からの負担金徴収についての議決内容について、国の負担金の確定によりまして市町村負担金を変更するものであります。平成22年度に完了いたしました国営都城盆地土地改良事業につきましては、関係市町から負担金の全額繰り上げ償還の申し出があり、2月定例県議会で負担金と徴収期間について議決をいただいたところでありまして、今回、1の負担金につきまして、国の負担対象事業費の確定に伴い関係市町の負担金の変更があり、国営都城盆地土地改良事業負担金徴収条例第3条第3項の規定に基づきまして議決内容の変更を求

めるものでございます。

なお、今回、合計で51万3,189円の増額となりますが、負担金の変更につきましては、既に関係市町に対し意見を求め同意を得ております。

2の徴収期間については、変更はございません。

次に、8ページをごらんください。議案第20号「国営綾川二期土地改良事業執行に伴う市町村負担金徴収についての議決内容の一部変更について」御説明いたします。

国営綾川二期地区につきましても、先ほどの議案第19号と同じく、今回、1の負担金につきまして、国の負担対象事業費の確定に伴い、関係市町の負担金が合計で292万4,258円の減額となることから、条例に基づき議決内容の変更を求めるものでございます。

なお、負担金の変更につきましては、既に関係市町に対し意見を求め同意を得ております。

2の徴収期間については、変更はございません。

農村計画課は以上でございます。よろしくお願いたします。

○田口委員長 ありがとうございます。議案に関する執行部の説明が終了いたしました。

議案についての質疑はございませんか。

○福田委員 3ページです。産地構造品目転換促進支援事業の青果物の価格安定事業、これは非常に時期を得た事業のスタートと思います。加工野菜に対する価格安定事業というのは少なかったんですが、これがスタートできたことによって、かなり生産者に思い切って推進ができると考えておりまして、評価をしたいと思いません。

そこで大事なことは、これは県単でスタートするわけでありまして、この後の継続が大事

なんですね。本県は青果物の価格安定事業では全国屈指の積み立て造成なんかやっているわけでありまして歴史もあります。国関与あるいは県単ありまして。ぜひ加工野菜についての県単青果物価格安定事業の継続性を求めたいと思いますが、この内容についてもう少し詳しく説明をしていただきたいと思います。

○加勇田農産園芸課長 この事業は口蹄疫の基金を使うということで、3カ年間というふうに設定をしております。右側の4ページの大きな四角囲みの対象品目、黒丸2つ目にございます。その後ろのほうに契約野菜収入確保モデル事業（PQ事業）というのがあるかと思えます。これは国が、加工野菜等契約取引によるものの収入安定対策といたしまして、本年度から新たにモデル事業として始めたものでございます。我々としましては、国の事業にのせたいといったこともございましたが、このモデル事業につきましては過去に契約取引の実績がないとすることができないといったことがございます。したがって、本年度から特に西都・児湯地域においてハウレンソウ等に取り組むといった場合についてはなかなかこれにのりづらいということがございますので、まずは県単事業において実績をつくりながら、国の事業は恐らく来年度から本格的な実施が始まると思えますので、そちらのほうにできるだけ移行できるように実績づくりをしていきたいというのが一つございます。そういった仕組みで、この事業そのものにつきましても国のモデル事業に準じた形でつくっているところでございます。

○福田委員 そういう方向で移行できれば大変望ましいと考えております。

そこでもう一つ、負担割合で、青果物価格安定事業の場合、産地市町村も関与するケースが

多かったんですが、今回はスタート時点では市町村は入っていないようでありまして。これはどういう考えですか。

○加勇田農産園芸課長 実は国のモデル事業につきましては、出荷団体にも負担を求めていない、国と生産者直接といったことになっております。それは、資金を造成する負担を生産者以外に求めたときに、場合によっては、出資できないということで取り組むことができない場合も想定されるといったことで、国と生産者と2分の1ずつにしていると伺っております。しかしながら、県におきましては産地づくりを行うといった意味では、きちっとコントロールしていくといった意味でも、最低限、JAについてはこの事業に間に入っていただきたいといったこともございますので、この場合は県と出荷団体と生産者の3者で設定したところでございます。

○福田委員 青果物価格安定事業のスタートは、生産者サイドの価格安定を念頭にスタートした事業であるように思い違いするんですが、実は消費者の皆さん方の消費価格の安定化のために東京都からスタートしているんです。群馬県の嬭恋村。それを考えますと、消費者、生産者両方に関係する市町村行政の関与も、将来の安定した価格安定事業の資金造成から取り組むべきではないかと、要望しておきたいと思えます。

もう一点、次は土地改良事業の負担金支払い方法であります。これは今、本県の市町村はほとんど全部を一括償還しているんですか。

○宮下畑かん営農推進室長 市町村の地元負担金等につきましては、一般的な事業には2つ償還方法がございます。まず基本的には、据え置き2年の17年で償還する元利均等年支払いという方法がございますが、全部もしくは一部につ

きまして一時支払いする繰り上げ償還が認められておりまして、近年は、利子負担の軽減等のために繰り上げ償還を求める市町村が多くなってきております。

○**福田委員**　そこでお聞きしたかったんですが、今、国民があまねく享受しています住宅ローン等の金利、35年、フラット35の金利が1%台から2%ちょっと乗せるぐらいですか、そのときの金利変動によりますが。期間も半分以下で年利5%という設定は、今の時期にそぐわないのではないかという感じがします。過去、5%という金利は安かったんです。私どもは綾川の土地改良事業に関係してまいりましたが、当時10%を超える金利もございましたから、5%という金利は安かったと思いますが、それから随分たっていますし、今、市中金利がゼロ金利時代ですから、この5%という金利は国に見直しを問うぐらいの時期に来ているのではないかとずっと考えていましたが、きょうはあえて発言をいたしました。今、一括償還、繰り上げされているから実害はないと思いますが、将来、財政状況が窮乏化して分割支払いになった場合、負担になると思います。どうでしょうか。

○**宮下畑かん営農推進室長**　この金利につきましては5%ということで、現在の市中金利等に対しまして非常に高い利率となっていると思います。そのようなこともありまして、過去、国のほうに利子の軽減等求めたこともございましたけれども、これが財投資金を活用しているということもございまして、なかなか難しいという回答でございました。ただ、国営の事業負担の県の支払い分等につきましては、最近1.2%等と、低い現在の金利に近いものとなっているところでございます。

○**福田委員**　ぜひ、大事な問題ですから、きの

うも林務のほうで同じような案件が出ましたが、粘り強く国に要求をしていただきたいと思います。以上です。

○**中野委員**　説明資料の3ページ、産地構造品目転換促進支援事業、これを見るとさらっと見えるけど、この中身を見ると……。1つずつ聞きます。出荷団体というのは、具体的に言うと何社もあるわけですか。

○**加勇田農産園芸課長**　一応JAを想定しております。

○**中野委員**　それと、再度確認ですが、対象農家というのは、児湯・西都地域の畜産をやめた人が対象になるわけですか。

○**加勇田農産園芸課長**　口蹄疫からの再生・復興ということで西都・児湯地域をメインには考えておりますが、加工原料用の野菜を生産して出荷するのは西都・児湯地域だけではございませんので、対象は全県ということにしております。

○**中野委員**　全県と言われると、今、葉たばこをやめる人とか、6次産業を全体的に広める中で、はっきり言うと、JA西都と取引する人以外でもできるわけね、冷凍施設なんかは。その辺はどうなりますか。

○**加勇田農産園芸課長**　それは可能になると思います。

○**中野委員**　農家としては、JA組合員以外でもできるということでもいいわけ。

○**加勇田農産園芸課長**　加工原料用野菜の産地の育成といった観点からは、個々の生産者だけではなかなか推進ができない、取り組めないといったこともございますので、そういった意味で出荷団体、JAの役割は非常に大きいと考えておりますので、個々の農家につきましては、ぜひJAのほうから指導いただきましてこの事

業にのっていただきたいと考えておりますが、そのほかJAを通さないケースとしては法人が考えられると思っております。農業生産法人につきましては出荷団体を通すことがございませんので、出荷団体の分と生産者4分の1、合わせて2分の1を負担いただくという形で、運用の中で考えていきたいというふうに考えております。

○中野委員 私もJAさんといろいろ話はしていますけど、今までの価格安定制度とか、結局、JAの組合員だけが対象になるような話なんです。今からは、周りを見てみると、みんな農業法人、農商工連携とか、6次産業にしてもいい。今、大きいところはみんなやりよる。そういうところをしっかりと対象になるようにしないと、これは大事なことから、しっかりとそこは頑張ってもらいたいと思います。

それから、私は埋却地にこだわっていますけど、畜産課長、5ページの説明、初動捜査という言葉。初動といたら口蹄疫が発症した後の1週間ぐらいを初動捜査というんですよね。私は素人だから確認するけど。

○児玉畜産課長 先ほど御説明いたしました家畜伝染病予防のための重要な点ということで、発生予防と早期発見・通報、さらに初動対応ということでお話ししましたが、まさに発生していかんにか1例目で抑えるか、そういった最初の対応を言っております。

○中野委員 具体的に言うと何ですか。初動捜査の大事なこと。

○児玉畜産課長 まず、消毒ポイントの設置、それから防疫を行うための資材の準備、人員の確保、埋却地の確保、そういったことが初動になってこようかと思っております。

○中野委員 埋却地の確保はどうするわけ。

○児玉畜産課長 埋却地の確保につきましては、現在、飼養衛生管理基準の巡回指導をしていく中で確認をしておりますが、10月を目途にその辺の確認をしていきまして、不備な部分につきましては、飼養衛生管理基準の指導で回る間に確保していきたいと考えております。

○中野委員 今、一生懸命防疫体制やられているのはわかるけれども、絶対発生しないということはないでしょう。

○児玉畜産課長 近隣諸国の発生状況等を見ますと、日本以外のアジアはほとんど汚染国になっておりますので、いつ何どきまた国内に入ってくるか予断を許さない状況だと思っております。

○中野委員 去年のやつは24時間以内殺処、72時間埋却、これが大前提だったんです。今、全然そんなことを言わんやろ、畜産課長も含めて。あの時点は、くどいようだけど、あれだけ拡大したというのは国と県の責任だと思っている。部長、今の法律で、仮に発症した、ああいうふうに埋却地が手に入らなかった、その場合は県の責任はないですか。

○岡村農政水産部長 たとえ確保していても、そこが水が出るとかいろんなことで埋却できない場合がありますので、そういうものに備えてちゃんと県としても公有地等の確保をしておきなさいという規定になっていますので、そこは県も十分にバックアップしながらやっていく義務があると考えています。

○中野委員 義務。責任はない。

○岡村農政水産部長 防疫については、国また県、市町村等の協力を得ながら全体で抑え込むようにやっていくというのが、改正後の法律の趣旨だと思いますので、そういう意味では全体的に県としての責任は大きいと考えております。

○中野委員 法律では努力義務ですか。最終の、

個人的に埋却地が確保できなかった場合の、3番目ぐらいに協働で行政が云々と書いてある、あれは努力義務ですか。

○永山畜産・口蹄疫復興対策局長 10月1日に定められます防疫指針の中では、まずは農家が確保していただくことになっていますが、それが使えない場合に備えて県としてはしっかり備えなさいということになっておりますので、県有地、市有地、あるいは国有地も含めてになりますけれども、公有地をしっかり確保することは県の責任だというふうに認識しています。

○中野委員 起こらんほうが一番だけど、万が一そういうのが発症して、埋却地——前回だって最初の分はうまくいっておったんです。だけど後からどんどん埋却地の話が出てきてできなかった。だからそこに備えて、今一生懸命防疫して——この間テレビで出ておったけど、種牛のところに入るときにITなんかの企業が——そこから先行ったら野天だからね。この間種牛のところを見に行ったら、人間だけいるところはみんな消毒して入りよる。木があったら、ヒヨドリかムクドリかがわんわん群れて飛んでおった。人間ばかり一生懸命消毒しておるけど、人間が100%うつすという確証は何もない。何がうつすかわからん。これはかなり長い時間、感染ルートの解明というのは難しいと思う。それと同時に、前回の教訓を生かして、埋却地をしっかり鹿児島みたいに、これはインターネット情報だけど、それを確保するべきだ。県が責任があるというのは——ここは議事録は残らんけど、もう一回本会議で確認するけど（「議事録に残るそうです」と言う者あり）。もしそういうのがそこ辺で出らんかったら、私は責任を絶対追及していきますよ。

○永山畜産・口蹄疫復興対策局長 埋却地に関

しましては、疑似患あるいは患畜の場合にはどうしても農家の近くでないと運搬できないという問題がありますので、やはり農家においてしっかり確保してもらうのが原則ではありますが、今回、それができない場合をしっかりと防疫指針に定められたわけですから、現在、10月末を目途に、各農家における確保状況の集約とあわせて、県有地、国有地、市町村有地のリストアップという作業を進めておまして、10月末時点で不足している部分があれば、3月に向けてさらに塾度を高めていくというスケジュールで真剣に取り組んでいきたいと考えております。

○坂口委員 関連してですけれども、3ページの民間獣医師活用事業というのがありますよね。これは非常勤で一応県職の立場になる、そして家畜防疫員に任命するということ。これは口蹄疫が発生した場合ですね。常時、防疫員としての立場で任用になるんですか。

○児玉畜産課長 この民間獣医師活用事業につきましては、民間獣医師は団体、開業含めて350名程度おりますけれども、その中の1割強、40名の方を月4回程度任用したい。計算しますと毎日8名ぐらいの方を家畜防疫員として業務についていただくということで、主に飼養衛生管理基準の指導についていただきたいと考えております。

○坂口委員 ということは、口蹄疫発生時じゃなくて常時ということでもいいんですね。

○児玉畜産課長 はい、そのとおりでございます。

○坂口委員 家畜防疫員というのは、一つには、今、定数の中で定める県職の防疫員がいますよね。定数とここの関係ですけど、僕も認識不足かわからんけど、家畜防疫員については定数で持っていて、それは各自治体の考えるところ

によって。本県は基準的な部分で3人の家保の所長とか獣医師何名、防疫員何名を常時……。それで家伝法の中では、万が一足りないときには知事は獣医師の資格を持っている人を任命できませんとなっていますね。そこらとの家伝法とのこれを、常時それだけの数を防疫員として持つということとはどんななんですか。飼養衛生管理基準の遵守についての指導とかは防疫員じゃないとできないのか、委託でやれるんじゃないのか。これの根拠はどんなになっているんですか。僕の常識では、家伝法では足りなくなったときに知事が任命できると、知事にその権限を持たせてある。それはあくまでも口蹄疫対応で足りないときということだったような気がするんですけど、ここらは根拠はどんなになるんですか。

○岩崎家畜防疫対策室長 家畜防疫員の任命につきましては、いわゆる有事の際の家畜防疫員が足りない状況の中での任命じゃなくて、これは、ある一定の知識等があれば県知事が家畜防疫員の任命ができると。その際に、例えば31条の農家への立ち入りの際のいろいろな権限等ございますので、それにつきましては家畜防疫員の証というのを発行しまして、それに基づいて立ち入りすると。当然それは病気等の知識をある程度持った人間に対してですので、今回、県職員の畜産職を対象に任命しますけれども、当然畜産職の方はある程度の防疫の知識を持っていらっしゃいますので、その人たちを任命して農家巡回等に当たらせるということでございます。

○坂口委員 一つには、それは何のためかというのと、もちろん病気を出さないというのがあると思うんです。今度は出たときの対応というのが。優先的に県職にある人が実態を知る、常に

現地を知る、現場を知る、状況を知るためには、まずそこを優先してきて、足りないときに必要な分だけを任命していくというのが本来あるべき姿じゃないかと思う。これは判断の分かれるところだからいいです。

それで、今の関連ですけれども、改正家伝法ばかり前面に出す、そして従来の家伝法の中では対応できなかったから法が改正されましたと、今度はしっかりやっていきますと言うけど、今の家畜防疫員と、24時間、72時間の殺処理の件ですけれども、前の家伝法では、農場で発生した。そしたらまずそこに24時間防疫員を張りつけなさいとなっていたでしょう。その防疫員は何をするかという、感染拡大を防ぐという業務と、殺処理とか埋却をやっていくということがあった。これには対応されたんですか。防疫員を発生農場に1人ずつつけていって24時間寝泊まりさせる、そして指導させる。

○岩崎家畜防疫対策室長 改正前の家伝法の中で24時間の家畜防疫員を張りつけるという……。

○坂口委員 違う。マニュアル、指針。

○岩崎家畜防疫対策室長 防疫指針におきましては、72時間の農場の閉鎖、封鎖等の規定がございます。そういう中では家畜防疫員が立ち会って、いわゆるウイルスを蔓延させない対応はしております。

○坂口委員 それは張りつけられたんですね。発生農場に。

○岩崎家畜防疫対策室長 今回、全農家できたかと言われればですね。

○坂口委員 最初です。全農家になる前に、最初発生した時点での確にやられたかどうか。

○岩崎家畜防疫対策室長 農場内に24時間家畜防疫員が寝泊まりはしておりません。

○坂口委員 そこらが一つ反省材料、何のため

に寝泊まりするかというと、殺処、埋却、感染拡大防止のため。そのときに、今、土地の問題も出たし人員の問題も出たけど、人も土地もなくてどうしようもない。しかし、生体の中でこそウイルスは増殖していくわけですから、そこで殺処理が終われば増殖は終わっちゃうわけです。呼吸とかで毒素分を出すこともない、そこでシールドできれば。そのときは旧指針はどういうことを言っていますか。

○岩崎家畜防疫対策室長 とにかく24時間、殺処分を急げということが明記されております。

○坂口委員 だから急げないときです。まず患畜をやりなさいと。そして、決めたような4メートルの、水がどうの何ので適地が見つからない、運び出せないときは、仮の埋却をやりなさいということもあるでしょう。

○岩崎家畜防疫対策室長 防疫指針の中に具体的に、例えば発症家畜を優先して殺処分しなさいという規定は明記されておられません。

○坂口委員 じゃ、指針じゃないかもわからん。何かわからんけどそういうのがあるでしょう。殺処理が間に合わないときは、まず患畜をやりなさい、仮埋却しなさい。もう1年以上前のことだから指針だったかマニュアルだったか知らんです。家伝法に基づいた系統的な中であつたはずです。

○岩崎家畜防疫対策室長 昨年の有事の際は、国のほうからいろんな通達、緊急のマニュアル等が発出されております。その中では疑似患畜を優先すべきというようなことで対応しております。実際、1日に15件出たときもございました。そういうときには疑似患畜を優先して殺処分をした事例がございます。

○坂口委員 だから、15件、20件になる前に、的確に感染を拡大させないための対応を、あら

ゆることを想定して、それは急に国が指導したことじゃないですよ。家伝法に基づいてのマニュアルとか指針の中で、その当時の中から、それを目にした、そこにあったことを言っているわけですから、それは必要なら探してきます。とにかくそういうことをやられなかったところというのは反省しなきゃだめだということをお願いなんです。

例えば、感染が拡大する前に、豚なんかでもどんどん子ができてどうだこうだで飛び出したのもありましたね。そういうときも淘汰的殺処理というのが任せてあるじゃないですか。国の検査で疑似患畜だ、患畜だということが証明される前に、飛び出すようなときは淘汰的な殺処理ができます。そういうイロハを守らなかったということは——これは責めるんじゃないんです。そういうことがかなり落ちていたということもここで認めて、そしてその反省に立っていかなくちゃ、説明が家伝法のせいみたいに聞こえるんです。今度は改正されたからうまくやります。前は法律がだめだったんです。そうじゃなくて、法律に基づいたマニュアルなり指針なりに沿って忠実にやらなかった。初動体制の判断ミスとおくれがあったということを、今の指摘みたいに認めてスタートしないと、同じことを繰り返すんじゃないかと思うから聞いているんです。そこらはどんな総括されましたか。

○岩崎家畜防疫対策室長 今回の口蹄疫を経験しまして、いかに初発を見つけ、いかに初発の中で迅速な防疫措置をするということが——口蹄疫は非常に感染力が強いということは頭の中ではイメージしておりましたけれども、実際に飛び火したえびのなり都城市含めて、初動を迅速にやれば、1例で、あるいは1頭だけで抑えられる病気でもあるのかなというのは痛感して

おりますので、委員が言われましたように、その部分は十分反省しながら今後の防疫の強化に対応していきたいと考えています。

○坂口委員 もしあのときというのは、過ぎたことは証明できないですよ。よくあれでとめたということにつながっていたかもわからないんですけど、常識的に考えると、もっと早くとめられたんじゃないかということをお反省すべきだと思うんです。それで、入ってきたら対応、もう一回そういった反省に立ってやってもらうだけ。

どういうルートで、どこの国から、どの地点から、だれがどう持ち込んで、どこに落としたんだという感染経路が全くわからない中で、この前一般質問でもありましたように、今度、宮大のセンターが宮崎の第1農場以降は徹底してやってくれるんでしょうけど、第1農場にどこからどういうルートで来たというのがわからない限りは、「入ったらやりましょう。農家は頑張れよ」と言っただけで、入った農家はたまったものじゃないですよ。県のこれまでの説明を見た、海外からの水際作戦、ことごとくが人さま任せですよ。消毒マット、空港にもお願いしました。港にもお願いしました。それでもどうしてもいかにときは、今度はいよいよ東南アジアあたりが蔓延がひどいと思ったときは旅館とかそんなところもお願いするんですよ。こんなんで水際作戦と言えますか。

○岩崎家畜防疫対策室長 国の疫学調査チームの中間取りまとめの中では、少なくとも東アジアの口蹄疫発生国から人あるいは物を介して日本に入ってきたと。確かに、例えばあの人がこうやって持ち込んだという特定はできておりませんが、少なくとも東アジア、いわゆるOタイプの遺伝子の相同性からいけば、香港あ

るいは中国大陸との相同性がございますので、少なくとも人あるいは物が持ち込んだ可能性は非常に高いということが言われておりますので、そういう意味では水際防疫というのは非常に重要なことかと。その水際防疫の象徴としては、やはり空港あるいは港湾等であまり入れさせないかということがございますので、我々としては直接空港に行って水際を徹底できませんけれども、国が所管しております動物検疫所のほうで水際についてはお願いせざるを得ないのかなというふうには考えております。

○坂口委員 今、東南アジアのOタイプと言われたけど、あのときは、僕の記憶では4つ国の名前が挙がりましたよね、香港、ミャンマー、韓国、中国。その中で香港、ミャンマーについてはいろいろ株を調べて類似性、共通性を見出したと。O型の7つのタイプの中の同一タイプだ。韓国、中国は返事もくれない。イギリスの研究機関でもその株に係る情報を持っていない。だからわかりませんでしたじゃないですか。今の対策監の説明では、大体この国だと特定できたというけど、この2つと似ているというところで、この2つのものがより類似性があるか何かもわからないわけです。だから、いつ入ってきてても上等だ、やってやろうじゃないか、ここでぴしゃっととめてやろうじゃないかという水際。そのためには港あるいは空港というのはわかります。そこに消毒をお願いしました。飛行機の中でこちらに来るお客さんに、あなたは口蹄疫のウイルスを付着させている可能性ないですよということに係る質問状を書いてください。飛行機の中で紙配ります。イエス、ノー、〇〇と。それに本当に正直に書いてくれて、消毒液を浴びたり徹底した検査を受けて日本に行こうとする観光客が果たして100%期待できるか

どうかということです。だから、お願いしますじゃなくて、我々がやりますというものをやらないと。ウイルスは靴の裏についているばかりじゃないです。それこそ体に付着する、髪の毛、たちの悪いのは口の中とか鼻の中、目の中、話せば飛んでいく。だから、ここらをもうちょっと責任持って。限界はあると思うんです。限界はあるだろうけど、お願いしたからもう大丈夫なんだ。農家は土地を買え何をやれ、密度を下げろと言ったって、それで本当に防げるかどうかです。ここらはやっぱり、この家畜防疫体制強化の中で徹底して県が責任持って取り組むんだという、感染経路、あるいはもうちょっとしっかりした県が直接責任持つ水際対策、こういったものの予算を持ってこない、民間獣医師活用、これは農家の責任、農家の責任と、責任をすべて農家に持っていく。だから、臨時職をふやしてでも徹底して指導をやるぞ、権限を持たせるぞ。民間の獣医師じゃない、県の権限持ってきたんです。言うこと聞きなさいよ。農家、農家、農家です。反省の上に立って、行政がやれるだけのことをやって農家を守るんだということ。

後はその他でやりますけど、この議案関係を超すといかんから。そこらです。

○岩崎家畜防疫対策室長 水際防疫が一番大事なことかと思えます。それでも抜け道といえますか入ってくる可能性は十分あります。先ほど畜産課長が言いましたように、いつどこで発生してもおかしくない状況でございます。次の段階としましては入ってきたウイルスを農家に入れない。そのためには、今回国が示しました飼養衛生管理基準を遵守する。もちろん農家の方をお願いせざるを得ない部分があります。今、家畜保健衛生所に47名獣医がいますけれども、

ほとんど毎日農家巡回をさせております。この農家巡回を、新たに10月1日に施行されます飼養衛生管理基準の周知と、今回、衛生管理区域というのを設けることにしましたけれども、その衛生管理区域の周知等含めて、家畜保健衛生所も含めて、家畜防疫員、日夜指導に当たっている現状でございます。

○坂口委員 大事なことです。入ってきたらですね。入らないという保証がない。それでも入らないという保証に近い努力をしてくださいということ、入ってきた後のこと、その前のこともやりましょうということ。後でまたその他でやります。

○押川委員 坂口委員と同じですけども、民間獣医師をいかに使うかということが、去年の口蹄疫発生の中であったと思うんです。今回、そういう事業に取り組んでいただくということですから、これは本当にありがたいというふうに思います。なぜなら、やっぱり民間獣医師の方々が農家個々を十分認識されている、そして連携の中でそのことができる。疑似患畜、患畜、早く発見をして殺処分、埋却でありますから、そういう方向の中でこれもやってほしいというふうに思います。もう回答は要りません。

3ページの今回のモデル事業の中で、これは例でありますけれども、それぞれ品目ごとに契約をしていくわけでありまして。そして量というものが過剰になればおのずから下がってくるわけでありまして、最初はいいとしても、皆さん方がどのような価格設定の中でこの事業あたりを今後推進されていかれるというのがあるのか、考え方があれば聞いておきたいと思えます。

○加勇田農産園芸課長 価格設定でございますけれども、それにつきましては一番想定してお

りますJAフーズさんがございます。それ以外にもこれまでに加工用野菜等に取り組んでいらっしゃる法人等もございますので、そういったところ辺の情報を踏まえまして、価格設定はハウレンソウでキロ当たり60円ということでこの予算組みはしたところでございます。

○押川委員 ハウレンソウはわかるんですけども、生産性がとれないとだめなわけでありますから、ここらあたりはどういう考え方の中で計画があるのかなのか、どういう設定でしていくか、この対象品目の中で。ハウレンソウは60円とこの契約の中でありましてけれども、里芋とか大根とかニンジン、こういったものもある程度目安があるのかなのか。

○加勇田農産園芸課長 23年度につきましては、9月補正ということでございますので、対象となりますのは、11月中旬から3月ぐらいまで出荷されますハウレンソウのみという想定でございますので、今回はハウレンソウだけで想定しております。24年度以降につきましては里芋とかも出てくると思っておりますので、その辺につきましてはまたいろいろと情報等集めまして価格設定等を詰めていきたいと考えております。

○押川委員 わかりました。これはあくまでも西都に今回稼働を始めました冷凍野菜工場の分ということで理解します。大事なことは、ことし明けてから作付が始まっていくわけですから、そのことをきちんと契約を決めながら、そしてある程度バランスをとっていかないと、偏ってしまうと、幾ら契約でも、1年はよかったにしても次の年に継続ができないというようなことも出てくるでしょうから、そこらあたりを相手方との価格設定の中で十分やって、早目に値段あたりを出していただくと、農家の皆さん方も

助かるんじゃないかと思っておりますので、要望しておきたいと思っております。

○坂口委員 関連して、そういうのを十分調査した上での計画と思うんですけど、まず、西都にできた工場の稼働能力、どれぐらいの作付面積まで対応可能なのか。ハウレンソウなりですね。

○加勇田農産園芸課長 ハウレンソウで見ますと、現在計画されているのは11月中旬からでございますが、日量20トンというふうに聞いております。これは1日8時間ぐらいの稼働と伺っております。実際に動かしていませんので動かしてみないとわからないところでございますが、見通しとしては最大で日量30トンぐらいいけるのかなというふうに伺っております。それで、出荷期間等を勘案してみますと、23年度では2,500トンぐらいの処理をしようとしていますが、フルに稼働すればこの倍ぐらいはいけるのかなと、計算上そういった見通しだと伺っております。ハウレンソウの反収を10アール当たり1.5トンとして見た場合に、単純計算で370ヘクタールぐらい、400ヘクタール弱ぐらいの能力はジェイエイフーズの工場ではあると見ております。

○坂口委員 1日8時間プラス4時間ぐらい、朝1時間余計、5時以降3時間ぐらいということでフル稼働ということになるんですけど。それと4～5カ月間続くという勘定になりますか、ハウレンソウならハウレンソウが入ってくるのが。

○加勇田農産園芸課長 そうですね。それぐらいは続くと思っております。

○坂口委員 問題は、フル稼働しないとトン当たりのコストがどうしても高くなる、当たり前のお話ですけど。ですから、最終的にはフル稼働

で極力コストを下げていくということですね。投資コストもランニングコストも。まず、売り先ですね。価格決定のためには売り先があって有利に販売できなきゃ価格が設定できないわけですよね。売り先とかの見通しはどんなぐあいに把握されていますか。ニーズ。

○加勇田農産園芸課長 現在、販売計画としましては、これまで経済連等が加工野菜として取引のあったところを中心にと伺っております。あとは学校給食、生協とかもあると伺っておりますが、国全体としまして加工分野については輸入品が多いといったこともございますので、販売先につきましてはまだまだ確保できるものと考えているところでございます。

○坂口委員 シビアに見通していかないと、また見込み違いでもいけないんですけど、今ちょっと気をつけたいのは、輸入品がふえているのも含めてそう理解していいんでしょうけど、ハウレンソウの場合は、例の東日本大震災での放射能イメージで、産地が遠隔地のものに今はオファーがあると思うんです。しかし、将来はやっぱり価格競争になっていく。そこらまで見据えたときにどう見通しておられるのか。今のマックスで需要を見ておられると、思わぬ不都合が出てくる。そのときにはこういったもので対応しようというものがあればいいんですけども、そこがなくて、宮崎のもの人気あるわとか、もっともってオファーがあるということだけで、余り甘いと。万が一のときの対応を考えておかないかん。伸ばさにかんけれども、いろんな条件、将来課題が出てきたときに対応できるというものをやっておかないと、契約栽培というのは将来ずっと安定させなきゃだめだと思うんです。一年一年契約料が変わって、ことしは減反を何ぼやってくれとか、だれかつくってくれ

んか、B品でもC品でもいいよと、これじゃだめだと思うんです。産地をつくって行ってブランド化していくというのは。そこらは、この場合はJAですけど、そことの協議とかさまざまなりサーチなんかやられているんですか。

○加勇田農産園芸課長 販売先につきましては、経済連系列でございますので経済連も入りながら確保されるだろうと考えておりますが、当然、ハウレンソウも需要の増減が将来的にはあるかもしれないといったこともございますので、ハウレンソウに限らず、ほかの品目等もやっていくという話の一つでございますし、産地づくりにつきましては、当然JAがかんでいただけてきちっと供給できるような体制をつくっていく。そのためには、我々が一つ考えておりますのが、西都・児湯地域においてハウレンソウの生産組織がないといったことがございます。個々の農家で対応するのはなかなか難しいところがございますので、生産の組織化を目指さなければならぬと思っています。その辺にはやはりJAさんの力が非常に必要だろうと思っています。そういった意味でも、今後とも生産体制の強化につきましてはJA系統と検討を重ねてまいりたいと考えております。

○坂口委員 当然、JAと加入農家、8割、9割、できれば100%なんですけど、一番そこが大切ですけど。予期せぬことですよ、今言われたようにハウレンソウの加工なんていうのはつい最近のことで、まだ専用の品種があるわけでもない。だから、まちまちな品種、それぞれが自分の得意に応じて栽培されていくでしょうし。それと新燃岳です。葉っぱを活用する、しかも広がる野菜ですから、こういった思わぬ課題があると思うんです。試行錯誤部分もかなりあると思うんです。それからTPPだってどんな行

方になるかわからない。JA、農家に頑張ってもらっていただくというのは当たり前のことです。ただ、そういうものをしっかり将来を見据えながらやっていかないと、今言われたように、これだけの能力を持っている、この能力をフル稼働したときに初めて利益が確保できるぐらいの厳しい競争の中にあると思うんです。これも10年、15年という償却期間も見ておかなきゃいかんということで、とにかく持続できなきゃだめだと思うんです。だから、そこをお願いしておきます。答弁は要りません。

○二見副委員長 5ページの(4)事業内容の③獣医師確保対策事業の240万についてですが、これは本県への就業を希望する獣医学部の学生に対し修学資金給付を行うということらしいんですけれども、詳しい内容を教えていただけないでしょうか。

○児玉畜産課長 この修学資金につきましては、この事業では2名を予定しております。今年度、12カ月間、一月10万円ということで240万をお願いしているところでございます。

○二見副委員長 これは修学資金の給付というふうになっているんですけれども、本県へ希望して給付をしたとして、卒業時にもし本県に来なかった場合はどうなるんですか。

○児玉畜産課長 本県に来ずに別に行かれたということになれば、返還をしていただくことになっております。

○二見副委員長 一応そういう内容で給付の契約をするということでもいいんですか。

○児玉畜産課長 はい、そのとおりです。

○田口委員長 質疑はよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 それでは次に、報告事項に関する説明を求めます。

○工藤連携推進室長 地域農業推進課連携推進室でございます。社団法人宮崎県農業振興公社の経営状況について御報告を申し上げます。

お手元、常任委員会資料の9ページをお開きください。1の公社の沿革ですが、昭和35年9月に社団法人宮崎県農業開発機械公社として設立、以後、農地保有合理化事業や畜産経営環境整備事業に取り組みまして、平成19年に宮崎県農業後継者育成基金協会と組織統合し、現公社として設立いたしました。

2の組織ですが、役員22名、職員14名の体制となっております。

3の出資金等ですが、(1)の出資金6,000万円、(2)の農地保有合理化事業基金3億3,700万円、(3)の農業担い手確保・育成基金9億3,000万円余でございます。

次に、10ページ、4の事業でございます。まず、(1)の農地部門につきましては、規模を縮小しようとする者から農地の買い入れ等を行いまして、規模拡大を図ろうとする認定農業者等に売り渡し等を行いますとともに、耕作放棄地の再生・整備に関する事業を実施しております。

(2)の担い手部門では、就農希望者への相談活動や先進農家での受け入れ研修、また、技術習得に必要な資金を無利子で貸し付ける事業を実施しております。

(3)の畜産施設部門では、草地・飼料畑等の造成整備や家畜ふん尿処理施設等の整備などを実施しております。

(4)の新農業支援部門につきましては、農商工連携の取り組みを推進するため平成21年度に設置した部門でありまして、各種連携のコーディネートや業務用農産物の契約取引の支援、また他産業と農業法人・団体との連携によるビジネスモデルの構築を支援しております。

なお、下段の参考でございますが、(1)の長期保有地につきましては、昭和63年度には56ヘクタールほどございましたが、平成22年度末の保有量は0.8ヘクタールとなっております。

(2)の一般正味財産期末残高につきましては、平成22年度の当期一般正味財産増減額が5,000万円余減少したことから、6,700万円となっております。

次に、公社の平成22年度事業報告並びに平成23年度事業計画について御説明いたします。

お手元の平成23年9月定例県議会提出報告書をごらんください。ページは99ページでございます。1の事業概要につきましては、ただいまの説明と重複しますので省略いたします。

2の事業実績ですが、(1)の農地部門関係事業では、事業費3億2,265万円余で、売買事業では、69.2ヘクタールの農地を買い入れ、34.1ヘクタールの売り渡しを行っております。貸借事業では、22年度末で33.7ヘクタールの貸し付けを行っております。以下ごらんのように、(2)の担い手支援部門関係事業、100ページになりますが、(3)の畜産施設部門関係事業を実施しております。また、(4)の新農業支援部門関係事業につきましては、みやざき発・業務用農産物生産拡大事業によります契約野菜155ヘクタールの生産拡大への支援等を行ったところです。

次に、経営状況等の説明につきまして、出資法人等経営評価報告書により御説明いたします。187ページをお開きください。上段の概要及び中ほどの「県関与の状況」の人的支援につきましては、これまでの説明と重複しますので省略いたします。

その下の財政支出等ですが、県委託料が3,600万円余、その主な内容につきましては、下の④のみやざきフロンティア農地再生事業等でご

います。県補助金は5億7,700万円余、下の①の畜産担い手育成総合整備事業等でございます。次に、県交付金・負担金・出資金が400万円余となっております。右の欄の県借入金残高につきましては、就農支援資金など8,500万円余、県の損失補償契約等に基づく債務残高は、農地保有合理化事業による農地の買い入れ資金に係るもので、9億700万円余となっております。

次に、下の表の活動指標をごらんください。3つの指標につきましてそれぞれ目標を設定したところでございます。①の農用地等の買い入れ面積が69ヘクタール、②の就農相談件数が404件、③の農商工連携・六次産業化の取り組み数が5件となっており、それぞれ目標を達成したところでございます。

次に、188ページをお開きください。上段の財務状況でございます。左側の正味財産増減計算書ですが、22年度の経常収益は10億6,600万円余、経常費用は10億2,400万円余で、当期経常増減額は4,200万円余となっており、これに退職金引当などの経常外増減の部を加味した当期一般正味財産増減額はマイナス5,000万円余となっております。これは、本年度中の公益社団法人への移行を目指し、財務状況の健全化を図るため、退職給与引当金を一括して計上したことによるものでございます。また、下から4行目の出資金や基金等の当期指定正味財産増減額はプラス3,700万円余となっております。これらの結果、一番下の正味財産期末残高は14億9,300万円余となっております。

次に、右側の貸借対照表でございます。資産は、一番右側の欄でございますが、41億4,900万円余で、主なものは、中間保有しております農地や事業基金でございます。3つ下の負債につきましては26億5,500万円余で、畜産施設等整備

などの工事が年度末までかかったことによる3月末時点での事業未払い金や、農地の買い入れ資金残高などであります。この結果、資産から負債を引きました正味財産は14億9,300万円余となっております。

その下の財務指標でございますが、①の県補助金等比率は、目標値90%に対し実績値109.6%となりました。②の管理費比率につきましては、経費の節約等によりまして達成度150%と、目標を上回る結果となっております。

次に、総合評価の右上の県の評価についてです。公社につきましては、みずから5年間の経営改善計画を作成し計画的、効率的な事業運営に努めているとともに、公益社団法人への移行の検討など経営改善に向けた取り組みに対する評価は高いと考えております。財務面につきましては、管理経費等の経費節減に積極的に取り組んでおりますが、さらなる財務の適正化に向けた取り組みが必要であると考えております。組織面につきましては、事業規模に応じた職員の配置となっておりますが、年齢構成などを配慮した体制への取り組みも必要であると考えております。なお、農地保有合理化事業を活用した口蹄疫埋却地の確保について、計画的な防疫措置の一翼を担ったことは評価できると考えております。

平成22年度の事業報告は以上であります。

続きまして、23年度の事業計画につきまして御説明いたします。114ページをお開きください。平成23年度の事業概要、事業計画は記載のとおりでございますが、公益社団法人への移行を見据えまして、公益事業としての農地集積や耕作放棄地の再生整備、さらには担い手対策や農商工連携を総合的に推進していくこととしております。

次に、115ページの3の収支予算書ですが、収支は、(1)の総括表、右端の合計欄の下から3行目でございます。当期収支差額は514万円余のマイナスとなっております。

なお、116ページから119ページにつきましては会計別の収支予算書となっておりますが、説明は省略させていただきたいと存じます。

以上で、社団法人宮崎県農業振興公社の経営状況についての報告を終わります。よろしくお願いたします。

○成原漁業・資源管理室長 水産政策課漁業・資源管理室でございます。財団法人宮崎県内水面振興センターの経営状況等について御報告させていただきます。

常任委員会資料の11ページをお開きください。財団法人宮崎県内水面振興センターの概要についてでございます。

1の沿革についてでございますが、内水面振興センターは、県内の内水面における漁業及び養殖業の振興を図るとともに、水産動植物の保護培養等を行い内水面の振興に資することを目的として、平成6年11月に設立をされております。

2の組織につきましては、役員が理事長以下計18名となっております。また、職員数は11名で、管理班、業務班、警備・監視班の3班体制でございます。

3の出資金等につきましては、総出資額が3,000万円で、このうち県の出資額は1,500万円、出資比率は50%となっております。

4の事業についてでございますが、当財団では、ここに示しております4つの事業を実施しております。詳細につきましては議会提出報告書で御説明させていただきたいと思っております。

それでは、地方自治法第243条の3第2項及び

宮崎県の出資法人等への関与事項を定める条例第4条第3項の規定に基づき、内水面振興センターの経営状況等について御報告いたします。

お手元の平成23年9月定例県議会提出報告書121ページをお開きください。内水面振興センターの平成22年度の事業報告書についてでございます。

1については先ほどの説明と重複いたしますので、2の事業実績について御説明します。(1)の内水面の増養殖用種苗の採捕・供給等に関する事業では、右端の事業実績の欄にありますように、大淀川と一ツ瀬川でウナギ種苗の採捕を行い、ウナギ種苗111キロを供給し、採捕収入6,542万円余でございました。

(2)の内水面における秩序維持対策に関する事業では、河川の巡回パトロールによる河川環境の監視及び河川利用秩序の指導に努めたところであります。

(3)の内水面における水産動植物の違法な採捕及び流通の防止に関する事業では、大淀川と一ツ瀬川を主とする県内河川におきまして、県が行う取り締まりの補助的業務や「うなぎ稚魚の取扱いに関する条例」に基づきます書類及び現地調査による情報収集を行ったところでございます。

122ページに移っていただきまして、(4)の内水面の水産動植物の保護培養及び環境保全に関する事業におきましては、アユやウナギの放流等を行い、資源の保護・培養に努めたところでございます。

次に、経営状況等の詳細につきまして、出資法人等経営評価報告書により御説明いたします。

報告書の195ページをお開きください。中ほどにあります「県関与の状況」の欄から御説明したいと思います。人的支援の状況についてでござ

いますが、平成23年4月1日現在、役員は18名で、そのうち2名が常勤でございます。いずれも県の退職者でございます。残る16名は非常勤でございまして、うち4名が県職員となっております。常勤職員数は11名でございまして、うち2名が県職員となっております。

その下の県財政支出等につきましては、県委託料が4,300万円余、県補助金が2,800万円余のほか、その下にあります経営基盤強化対策資金1億4,300万円余となっており、詳細につきましては、その下の表「主な県財政支出の内容」のところに示してあるとおりでございます。

次に、活動指標についてでございますが、①の県内で採捕されるウナギ稚魚全体に占めるセンターの採捕量の割合につきまして、目標値を30%としておりましたが、実績は26%ということで、達成は86.7%となっております。全国的な不漁となったことから目標の達成には至りませんでした。②の県内各河川の監視・指導回数につきましては、目標値200回に対して実績が291回、達成度は145.5%となりました。③の稚魚放流量につきましては、目標値12万尾に対し実績は19万尾、達成度は158.3%となっております。

続きまして、196ページをごらんください。平成22年度の財務状況について御説明いたします。左側の正味財産増減計算書の平成22年度の欄をごらんください。内水面振興センターの事業活動による経常収益は1億3,800万円余、経常費用は1億4,400万円余で、当期の経常増減額はマイナス551万円余となっております。経常外増減はございませんでしたので、当期一般正味財産増減額はマイナス551万円余となり、期末残高はマイナス9,766万円余となっております。指定正味財産増減の部につきましては、増減はございませんでしたので、指定正味財産期末残高は、期首

残高と同様の8,000万円となっております。その結果、一般正味財産期末残高と指定正味財産を合わせまして、正味財産期末残高は1,766万円余のマイナスとなっております。

次に、右側の貸借対照表をごらんください。一番右側の欄でございますが、資産につきましては1億4,800万円余でございます、その主なものは基本財産や経営安定対策積立金でございます。負債につきましては、短期借入金などで計1億6,500万円余となっております。この結果、資産から負債を引いた正味財産はマイナス1,766万円余となっております。正味財産の内訳ですが、指定正味財産として8,000万円、一般正味財産としてマイナス9,766万円余となっております。

次に、財務指標でございます。①の自主事業収入の確保につきましては、平成22年度目標値9,700万円に対しまして実績は6,542万円余となり、達成度は67.5%となりました。②の短期借入金の縮小につきましては、平成22年度目標値2,000万円に対して、事業収入が伸びなかったことから借入金の縮小には至りませんでした。

なお、一番下の総合評価の枠の右上、県の評価につきましては、採捕量が過去最低となる中、経費の圧縮等により正味財産赤字の増加を最小限に抑えるなど努力は認められるものの、不漁による自主事業収入が不安定化の中で、事業の実施体制の見直し等による一層の経費の節減など、財務状況の改善に向けた取り組みが求められると考えてございます。

平成22年度の事業報告につきましては以上であります。

続きまして、平成23年度の事業計画について御説明いたします。

同じ報告書の128ページをごらんください。今

年度の事業計画につきましては、そこに示してありますように、昨年と同様の内容を実施する予定でございますが、一層の経費節減などの取り組みを進め、内水面における漁業、養殖業の振興のため事業を推進していくこととしております。

次に、129ページに移っていただきまして、3の収支予算書でございますが、事業活動収支の部につきましては、表の中ほどの欄にありますように、収入を1億6,100万円余としており、130ページの下から11行目の支出のところをごらんいただきたいと思いますが、支出を1億3,839万円余と見込んでおり、その下の欄、事業活動収支差額が2,261万円余としております。

投資活動収支の部につきましては、131ページのほうに移りますけれども、上から3行目の投資活動収支差額をマイナス261万円余、財務活動収支の部につきましては、短期借入金圧縮額となります、下から5行目の財務活動収支差額をマイナス2,000万円と見込んでおり、当期の収支差額につきましては最終的にゼロとしております。

内水面振興センターにつきましては以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○日高復興対策推進課長 復興対策推進課でございます。公益財団法人宮崎県口蹄疫復興財団の概要につきまして御説明いたします。

委員会資料の13ページをお開きください。まず、1の沿革についてでございますが、当財団は、口蹄疫により重大な影響を受けました県内経済の回復等を図ることを目的に、本年3月に一般財団法人として設立されたところであります。また、9月1日には公益認定を受けましたことから、「公益財団法人宮崎県口蹄疫復興財団」と名称を改めたところでございます。

次に、2の組織でございますが、役員は、理事長が1名、常務理事が1名、理事が4名、監事が2名の計8名となっております。なお、役員のうち、副知事が理事長に、農政水産部長が常務理事に、県民政策部長が監事に就任してございます。職員につきましては、事務局長を畜産・口蹄疫復興対策局長が、事務局次長を復興対策推進課長が務めておりまして、ほかに事務局員が1名ということになってございます。

続きまして、3の出資金等でございますけれども、(1)の出捐金は1,000万円でございます。全額を県から出捐いただいております。また、(2)の運用型ファンドといたしまして、県が地方債を発行して調達した資金1,000億円を借り受け基金を設置したものでございます。

次に、4の事業でございますけれども、まず、(1)の市町村復興支援事業でございます。西都・児湯地域の市町村が広域的な統一コンセプトに基づきまして実施する象徴的な事業を支援することとあわせて、それ以外の市町村が地域活性化に資するために実施する特徴ある事業を支援するというところでございます。

次に、(2)のみやざき観光再生事業でございますが、修学旅行などの誘客対策等の事業のほか、地域観光支援といたしまして、市町村等が実施する取り組みに助成する県域観光団体の事業を支援するというところでございます。

続きまして、右側のページ、(3)の商工業等経済復興支援事業についてでございます。地域の商工団体等が直接行う商談会の開催など販路拡大につながる取り組みや、地域の商工団体等が行う同様の取り組みに対しまして、提案公募方式により支援するとともに、金融対策支援といたしまして、経済回復や雇用創出につながる中小企業等の設備投資などに対して支援を行う

というものでございます。

次に、(4)の産地構造・産業構造転換推進事業についてでございます。農畜産業者が取り組みます6次産業化に係る施設の整備、もしくは耕種転換推進としてバランスのとれた地域農業への構造転換、農商工等連携推進といたしまして加工、製造業との連携強化や誘致等に係る施設整備等を支援するというものでございます。

続きまして、(5)の家畜防疫・経営再開推進事業についてでございますが、畜産経営再開等支援や市町村自衛防疫推進協議会等支援といたしまして、安全・安心で付加価値や収益性の高い畜産経営の推進や、自衛防疫推進協議会が行います地域防疫の充実につながる活動を支援するものでございます。

最後に、(6)その他でございますが、連携・協働復興支援や防疫・畜産振興研究等支援といたしまして、西都・児湯地域におきます「こころと身体のケア」などの取り組みなり、科学的な知見に基づきます防疫や畜産振興等に資する研究や研修・教育事業等の取り組みを提案公募方式により支援するものでございます。また、口蹄疫終息・復興アピール支援といたしまして関連イベントを支援してまいるといふことになってございます。

次に、財団の22年度事業報告及び23年度事業計画について御説明させていただきます。

お手元の議会報告書の153ページをお開きください。1の事業概要、2の事業実績につきましては、先ほど御説明したとおりでございますので、内容等重複しますので省略させていただきます。

次に、経営状況等の詳細につきまして、出資法人等の経営評価報告書により御説明させていただきたいと存じますので、211ページをお開き

ください。平成23年度宮崎県出資法人等経営評価報告書、復興財団でございます。作成年月日が7月22日時点でございますので一般財団ということになってございますが、9月1日時点で、先ほど申し上げましたように公益財団法人に移行してございます。

この中で、まず、一番上の概要につきましては、これまでの説明と重複いたしますので、これも割愛させていただきまして、中ほどの「県関与の状況」でございます。県関与の状況の人的支援のところにつきましては、先ほど御報告したとおりでございます。9月1日現在と同様の人的支援になってございます。

その下の枠の財政支出等についてでございますが、平成22年度に、財団の活動に必要な資金といたしまして県の補助金4,000万円、その下に県の出資金といたしまして財団設立の際の1,000万円の出捐ということで財政支出をいただいております。また、右側のほうになりますけれども、ファンド設置のための1,000億円を借り入れてございます。

一番下の活動指標でございます。活動指標といたしまして3つ掲げてございまして、一つは、畜産経営再開状況といたしまして農場数の状況を掲げておるところでございます。また2番目といたしまして、交流人口の回復・拡大を図るという観点から観光客数の目標を掲げてございます。さらに3番目といたしまして、事業計画に基づく適切な執行を図るために支援団体数を掲げておるところでございます。

次に、1ページめくっていただきまして、一番上の表の財務状況でございますが、22年度の実績ということで、まず左側の正味財産増減計算書をごらんいただきたいと存じます。一番上にございます経常収益は4,493万2,000円となっ

てございます。その下の経常費用は63万9,000円でございます。当期経常増減額は4,429万3,000円となっております。

また、右側の貸借対照表でございますけれども、資産といたしまして1,000億5,429万3,000円となっております。負債が借り入れの1,000億円となっております。資産から負債を差し引きました正味財産は5,429万3,000円となっております。

続きまして、その下の財務指標でございますが、管理費の額につきまして掲げてございます。これにつきましては、今後、新たに県のほうからの財政援助を受けることがないようにということで、管理費の抑制を図るというものでございます。

一番下に総合評価がございます。総合評価の右上でございますけれども、県の評価といたしまして、昨年度の活動期間は、財団が設立されました3月4日から3月末までの短期間でございますので、活動内容なり財務内容、組織運営の評価につきましてはここにお示ししているとおりでございますけれども、今後、本格的な事業の実施を行うということでございますので、さらなる事業の円滑な実施に向けた取り組みが必要だと考えてございます。

22年度の事業報告は以上でございますが、続きまして、平成23年度の事業計画について御説明いたします。

お手数ですが、同じ冊子の157ページにお戻りいただきたいと存じます。事業の概要といたしましては、これまでの記載のとおりでございます。

具体的な事業の内容といたしまして、2にございますように、委員会資料で御説明しました内容につきまして、それぞれの事業費の欄に記

載しております額を今年度の事業として予定してございます。なお、これらの額につきましては現時点での各分野での支援の考え方でございまして、現在、今年度の事業につきまして申請を受け付けている段階でございます。この事業の内容なり所要額につきましては、今後の経済情勢の変化なり各種対策の効果なりを見きわめて適宜見直しを行っていくこととしてございます。

最後に、159ページでございます。収支予算書でございますが、収支予算書の収支につきましては、右側の合計欄の中ほどでございますけれども、経常収益の合計から経常費用の合計を引きました当期経常増減額でございますように773万円余のマイナスとなっております。前年度からの繰越額でございます一般正味財産期首残高によりこの部分を充当していきたいというふうに考えてございます。

口蹄疫復興財団の説明は以上でございます。

○田口委員長 しばらく休憩します。

午前11時48分休憩

午後1時0分再開

○田口委員長 ただいまより委員会を再開いたします。

○児玉畜産課長 畜産課でございます。

常任委員会資料の15ページをごらんいただきたいと思っております。社団法人宮崎県肉用牛枝肉価格安定基金協会についてでございます。

まず、1の沿革ですが、平成8年2月に当協会が設立され、今日に至っておりますのでございます。

次に、2の組織につきましては、役員が、会長理事以下計17名でありまして、職員数はゼロとなっておりますが、これは県経済連へすべて

の事務を委託していることによるものであります。

次に、3の出資金等でございますが、総出資額は6,166万円であり、うち県の出資額は2,000万円となっております、県の出資比率は32.4%となっております。

次に、4の事業につきましては、和牛肥育農家等からの積立金により基金を造成いたしまして、和牛枝肉価格の低下時に補てん金を交付する事業を実施しておりますところでございます。

参考といたしまして、積み立て頭数と補てん頭数を示しておりますが、平成22年度は、口蹄疫での殺処分の影響を受け積み立て頭数が4,000頭余り減少いたしております。また、生産者積立金単価と補てん金単価につきましては、1頭当たり2,500円を積み立てまして、さらに、高価格時には1頭当たり5,000円を積み立てておるところでございます。一方、補てん金につきましては、枝肉価格が基準価格を下回った場合に、1頭当たり1万円を上限として交付することになっております。

続きまして、平成23年9月定例県議会提出報告書189ページをお開きいただきたいと思います。まず、中段の表をごらんいただきたいと思います。「県関与の状況」及び「主な県財政支出の内容」についてでございます。人的支援の状況といたしましては、役員17名のうち、非常勤役員として県職員が1名就任してございます。県からの補助金等の財政支出はございません。

次に、下段の活動指標についてですが、当協会は基金造成及び補てん金の交付が業務でありますので、基金造成額と補てん金交付額を指標として設定しており、平成22年度当初は基金造成を6,333万3,000円、補てん金交付額を7,371万円と計画しておりましたが、口蹄疫の影響によ

り肥育牛が処分されたために、実績は計画を下回り、それぞれ達成度は73.4%と77.1%となっております。

次に、190ページをごらんいただきたいと思えます。上段の表の財務状況についてでございます。左側の収支計算書で、平成22年度の収入が1億385万3,000円、支出が1億371万4,000円で、当期収支差額が13万9,000円、次期繰越収支差額が189万5,000円となっております。

次に、右側の貸借対照表で、平成22年度の資産が8,823万6,000円に対しまして負債が2,468万1,000円で、正味財産が6,355万5,000円となっております。なお、負債につきましては未払い金と価格差補てん準備金を計上しているものがございます。

次に、財務指標についてであります。一般正味財産の増加を指標としておりますが、当協会を適正に運営するのに必要な管理費を確保するもので、平成22年度は実績値が目標値を上回っておりますして、達成度は106.6%となっております。

最後に、総合評価でございますが、さまざまな要因によりまして枝肉価格が低迷する中、当協会の活動は和牛肥育農家の損失を補てんし経営安定に寄与していると考えております。また、補てんについても基金の範囲内で行われておりまして、財務内容は良好であるとともに、管理費も基本金の運用益の範囲内に抑えられておりまして、組織運営も良好であると考えておるところでございます。

肉用牛枝肉価格安定基金協会の説明は以上でございます。

続きまして、常任委員会資料の16ページにお戻りいただきたいと思えます。社団法人宮崎県家畜改良事業団でございます。

まず、1の沿革でございますが、昭和44年9月に前身の社団法人宮崎県家畜改良協会が設立されまして、昭和48年3月に社団法人宮崎県家畜改良事業団に改組しております。以降、資料にありますように、順次、産肉能力検定事業に着手をしてきたところでございます。

次に、2の組織につきましては、役員が理事長以下計23名となっております。職員数は22名で、2部3課で構成をされております。

次に、3の出資金につきましては、出資総額が9,800万円、うち県出資額が4,000万円となっており、県の出資比率は40.8%となっております。

次に、4の事業であります。肉用種雄牛の繋養管理、凍結精液の製造と譲渡、産肉能力検定の実施及び液体窒素の購入と配付等を実施しているところでございます。

最後に、参考といたしまして、種雄牛凍結精液ストローの譲渡本数の推移を記載しておりますので、ごらんいただきたいと思えます。

次に、9月定例議会提出報告書の191ページをごらんいただきたいと思えます。中段の表の「県関与の状況」をごらんいただきたいと思えます。人的支援の状況といたしまして、役員23名のうち、常勤役員といたしまして県退職者1名、非常勤役員といたしまして県職員が1名となっております。その下の22年度の財政支出につきましては、委託料といたしまして6,904万1,000円、補助金といたしまして2,005万6,000円を支出しております。

次に、主な県財政支出の内容であります。まず、①の事業でございます。この事業は種雄牛の産肉能力を把握するための産肉能力検定を実施するもので、平成22年度決算額は4,745万7,000円となっております。次に②の事業で

ございます。これは産肉能力検定が終了していない待機種雄牛の飼養管理業務で、決算額は1,252万円でございます。次に③の事業でございます。昨年、種雄牛5頭を西都市尾八重及び高原町にあります事業団の産肉能力検定所に分散管理をした際、凍結精液ストローの製造・供給を円滑に実施するため、それぞれに精液採精場等の整備を実施したもので、決算額は906万4,000円となっております。次に④の事業ですが、産肉能力検定候補牛の確保や産肉能力検定を実施するための交配の推進を図るもので、決算額は717万7,000円となっております。最後に、⑤の事業は種雄牛候補牛を一般雌牛に試験交配して生産された子牛の肥育を行い、種雄牛候補牛の産肉能力を明らかにし選抜の指標とするもので、決算額は1,287万9,000円でございます。

一番下の表をごらんいただきたいと思いますが、活動指標といたしましては凍結精液の譲渡本数を設定しておりまして、平成22年度当初は年間15万本の譲渡を計画しておりましたが、口蹄疫発生の影響により実績は12万7,083本で、目標に対する達成度は84%となっております。

次に、192ページをお開きください。上段の表の財務状況につきましては、左側の収支計算書で、平成22年度の収入が7億6,067万2,000円、支出が7億5,943万1,000円で、当期収支差額が124万1,000円、次期繰越収支差額が5億2,642万円となっております。

次に、右側の貸借対照表をごらんください。平成22年度の資産が8億446万7,000円、負債が1億8,004万4,000円で、正味財産が6億2,442万2,000円となっております。

財務指標といたしましては自己収入比率と管理費比率を設定しておりまして、自己収入比率につきましては目標値80%に対しまして実績

値88%、管理費比率につきましても目標値20%に対しまして実績値15%と、いずれも目標を達成しており、良好な財務状況となっております。

県の総合評価といたしましては、平成22年度は口蹄疫の発生により多くの種雄牛を失うこととなったものの、口蹄疫終息後いち早く凍結精液の製造を再開し、県内の肉用牛農家に対する供給を滞りなく実施できたことに対しては評価できるものと考えております。今後、公益法人制度改革に沿った組織体制や会計システムの見直しを行いますとともに、経営改善計画の中で、当該法人が畜産農家の経営安定に果たす役割の検証、財務状況を踏まえた県の財政関与のあり方、凍結精液ストローの需給体制等について検討を進めていくこととしております。

家畜改良事業団の説明は以上であります。

次に、常任委員会資料の17ページにお戻りいただきたいと思いますが。社団法人宮崎県畜産公社の概要についてでございます。

まず、1の沿革につきましては、昭和43年に社団法人霧島地域酪農開発公社として設立されまして、昭和53年には社団法人宮崎県酪農公社に改組しております。平成13年に社団法人宮崎県畜産公社に名称を変更しておるところでございます。平成22年4月からは、県、都城市、経済連の3者を構成員とする新たな体制での運営を開始しております。

次に、2の組織につきましては、役員が理事長以下計11名となっております。職員数は7名で、総務事務を担当する管理グループ1名と、牛の飼養管理などを担当する業務グループ6名となっております。

次に、3の出資金等につきましては、出資総額1億6,058万円で、うち県出資額が8,000万円

となっております、県の出資比率は49.8%でございます。

4の主な事業といたしまして、預託部門につきましては、県内酪農家から乳用後継牛を預かり保育・育成した後、酪農家に返す仕組みとなっております。公共牧場としての柱となる部門でございます。次に、検定部門であります、乳用牛では、高泌乳牛を選定するための乳用牛群検定を、また肉用牛につきましては、肉用牛の種雄牛を選定するための産肉能力後代検定を実施しております。生産部門につきましては、生乳や子牛、肥育牛の生産・販売を行っております。畜産公社の収益事業の中でも大きなウエートを占めております。

続きまして、9月定例県議会報告書の193ページをごらんいただきたいと思います。中段の表でございますが、県関与の状況につきましては、まず人的支援といたしまして、役員11名のうち県職員2名が非常勤で就任しております。平成22年度の財政支出といたしまして、補助金につきましては1,300万5,000円を支出しております。また、その他の県からの支援等といたしまして、畜産公社の運営強化を図るため、宮崎県畜産公社強化育成事業によりまして1億2,000万円の貸し付けを行っているところでございます。

主な県財政支出の内容につきましては、①の事業では、和牛受精卵を酪農家に供給するための供覧牛の導入経費等を助成するもので、平成22年度の決算額は448万円でございます。次に②の事業につきましては、預託牛等の保育・育成経費の一部を補助するもので、決算額は642万4,000円となっております。③の事業につきましては、施設等整備費に係る起債償還額を出資割合に応じて補助するもので、決算額は210万1,000円

でございます。

一番下の表をごらんいただきたいと思います。活動指標といたしまして、①に保育牛の預託延べ頭数を、②に育成牛の預託延べ頭数を示しております。平成22年度は保育頭数が5万3,924頭で達成率98.9%であります。育成頭数につきましては、新燃岳の噴火に伴う預託牛の一部避難等がありましたことから4万8,755頭で、達成率77.3%となっております。③の搾乳による他事業の維持でございますが、これは生乳の年間出荷量を示しております。平成22年度は夏場の猛暑や新燃岳噴火に伴う搾乳牛へのストレスなどもありまして、達成率は83.4%となっております。

次に、194ページをお開きください。上段の表の財務状況につきましては、左側の収支計算書で、平成22年度は収入が3億9,432万9,000円、支出が3億8,485万8,000円で、当期収支差額は947万1,000円でありまして、3年ぶりに単年度収支が黒字となっております。

右側の貸借対照表をごらんください。平成22年度では資産が5億4,148万5,000円、負債が5億2,755万5,000円で、正味財産は1,393万円となっております。

次に、財務指標につきましては、①の累積欠損金の解消を設定しておりまして、平成22年度は947万1,000円の黒字でありましたことから、目標を上回ったところでございます。②の自己収入比率の改善につきましては、目標値100%に対しまして達成率87.6%で、③の管理費比率につきましては、目標値20%に対しまして達成率69.5%でございました。これにつきましては、人件費の圧縮は図られたものの、口蹄疫対策として新たに整備しました牛舎などの減価償却費が増加したことが要因でございます。

最後に、県の総合評価といたしましては、平成22年度は、口蹄疫の発生や新燃岳噴火の影響などにより、預託受け入れの中断や預託牛の避難、飼料畑などへの降灰などの被害が発生しましたが、組織の見直しによります人件費の圧縮や不採算部門の縮小などによる経費の削減と、口蹄疫対策としての和牛預託の受け入れなどによりまして黒字での決算となり、累積欠損金の削減が図られたことは評価できると考えております。今後は、預託頭数の確保や生乳生産の拡大などによります収益の確保と、自給飼料生産拡大によります経費削減等に取り組むことで経営の改善を図っていくことが重要であると考えております。

畜産課は以上でございます。

○神田漁村振興課長 漁村振興課でございます。財団法人宮崎県水産振興協会の経営状況について御報告いたします。

先に常任委員会資料の18ページをお開きください。まず、当協会の概要について御説明いたします。1の沿革でございますが、昭和56年4月に、当協会は放流用の稚魚の生産といった、つくり育てる漁業の基幹を担う施設として延岡市熊野江町に設置されました。当初は県営の栽培漁業センターとして設立されましたが、平成4年4月に、漁業者参画のもと栽培漁業をより積極的に推進するため、財団法人宮崎県栽培漁業協会として法人化されました。その後、平成18年11月に財団法人宮崎県漁業振興基金を、平成19年3月に社団法人宮崎県かん水漁業協会の事業の一部を引き継ぐ形で統合を行い、平成19年4月に「財団法人宮崎県水産振興協会」に改称したところでございます。

次に、2の組織についてでございますが、役員21名、うち3名が県の職員でございます。ま

た、職員10名のうち2名は理事を兼務してございます。

次に、3の出資金等についてでございますが、基本財産3億8,600万円のうち、県が37%の1億4,300万円を、残りを沿海市町と関係団体等が出捐しております。

あけていただいて、19ページをごらんください。事業についてでございます。4つの事業を実施しております。まず、(1)の栽培漁業振興部門につきましては、マダイ、ヒラメ、カサゴ等の放流用種苗の生産・放流の実施、並びにつくり育てる漁業に関する普及啓発を実施しております。

(2)の養殖種苗供給部門につきましては、養殖用種苗の生産供給及び新魚種量産化等の技術開発に関する事業を実施しております。

(3)の魚類養殖・漁場改善部門におきましては、養殖業の健全な発展のため、ブリ稚魚の需給調整や養殖魚の生産状況、漁場の適正行使に関する指導を実施しております。

(4)の漁業振興総合対策部門では、旧財団法人宮崎県漁業振興基金の一部事業の引き継ぎに伴いまして、漁業の省エネ対策や担い手育成に対する支援事業を実施しているところでございます。

続きまして、当協会に関します県の関与についてでございます。ここからにつきましては宮崎県出資法人等経営評価報告書に基づき御説明いたしたいと思っております。

平成23年度定例県議会提出報告書の197ページをお開きください。まず、中ほどの表の「県関与の状況」をごらんください。人的支援につきましては、先ほど申し上げたとおりでございます。その下の財政支出等でございますが、平成22年度の県の委託料は、カワハギ量産化技術開発

事業等で1,746万円余、県からの補助金といたしまして、放流用のカサゴ、ヒラメ等の生産、供給に対します支援といたしまして5,464万円余となっております。このほかの県からの借入金残高等はございません。

次に、一番下の表の中ほど活動指標でございます。指標といたしましては、栽培漁業に关します3つの項目を掲げてございます。まず、①の放流用種苗生産尾数ですが、これは当協会では生産し放流されるすべての魚の尾数でございます。平成22年度の目標値を215万尾としておりますが、達成率は94.4%でございました。②のマダイの放流魚混獲状況ですが、目標値はマダイの漁獲量に占める放流マダイの割合でございます。平成22年度の目標値13%に対しまして達成率は48.1%でございました。③の栽培漁業に関する普及啓発につきましては、当協会の見学者数等とホームページの閲覧者数の合計値で設定したものでございますが、平成22年度の目標値3,450人に対しまして、達成率は41.1%でございました。

続きまして、198ページをお開きください。財務状況についてでございます。左上の正味財産増減計算書をごらんください。表の中ほどに示しております当期一般正味財産増減額は2,435万円余の減となっております。したがって、一般正味財産期首残高が1,226万円余でありましたので、一般正味財産期末残高はマイナス1,209万円余となっております。

次に、右の貸借対照表をごらんください。平成22年度の資産の合計は5億7,356万円余で、その2行下の負債の合計は5,266万円余となっております。したがって、その2行下になりますけれども、平成22年度末の正味財産は5億2,090万円余となっております。

続きまして、下の財務指標についてでございます。まず、①の1人当たりの自主財源収入金額につきましては、目標値790万円余に対しまして達成度58.4%となっております。②の収支比率につきましては、目標値104%に対しまして達成度は83.7%となっております。③の基本財産運用益でございますが、目標値180万円に対しまして達成度は74.3%となっております。

最後に、下の表にあります総合評価でございます。表右側の県の評価といたしましては、景気悪化に伴い、自主事業である種苗供給事業収入が低調傾向にあり、自助努力による改善策を見出しにくい状況ではございますが、栽培漁業の基幹を担う団体として十分な機能を発揮できるよう事業内容の整理や経費の節減を最大限実施する必要があるものと考えております。今後、公益法人制度改革による新制度への移行を迎えますことから、事業内容の整理とともに、新たな自営事業の検討等さらなる経営改善への取り組みが必要と考えているところでございます。

以上で報告を終わります。

○**田口委員長** ありがとうございます。報告事項に関する執行部の説明が終了しました。

報告事項についての質疑はございませんか。

○**福田委員** 121ページの内水面振興センターの件です。私は設立からずっと見てきたわけですが、ことしの採捕量は111キロですね。県内の池入れ量がどれくらいかつかんでいせんが、これに対する比率はどういうものでしょうか。県内の全養殖場に入ったシラスの量に対して、この111キロは何%ぐらいになるのか。

○**成原漁業・資源管理室長** 県内全体の池入れが3,114キロございまして、そのうち内水面振興センターが111キロですので、全体から見れば3.6%ということになります。

○**福田委員** 量は少ないけど価格の指標等についての公的機関の役割はあると、私は過去から見ておったんです。しかし、余りにも少ないです、ね、大きな県の資金をつぎ込んで。全面に内水面の振興ということで出ているんですが、当初設立する段階で、水産庁から出向されておった担当課長の説明では、宮崎県をテスト地として——当時、宮崎県のシラス採捕に関して暴力団の介入が非常に多かったですから、これの排除と内水面の振興ということでした。

ところが、これは自然相手にやるものですから、なかなか一定した採捕量が見込めないし、事実、近年そうとれていないんです。これは大事な組織ですから継続して置く必要があると思いますが、できるだけ県の関与を薄くしていった、業界団体も、小さな生産者から、企業体の大きい、県内の生産量の3～4割を占めるような業者から、個人でも経営体がしっかりしたものに残った人が限られてきましたから、そういう方々を中心に運営するべき時期に来たのではないかというふうに見ております。表面上の数字からは余り県の関与が認められないようにありますが、先ほど説明いただきました数字からしますと、県の委託料の4,500万とか補助金の2,800万円、この辺はつかみ出しです、さらに毎年1回返還はなりますが、2億円の貸し付け等もされているわけですから、非常に厳しい状況からしますと、ぼつぼつ民間への移行が大事になってくるのではないかと考えておりますが、どのようにこれはお考えでありますか。詳しい方が説明してください。

○**成原漁業・資源管理室長** 御指摘のとおり非常に厳しい経営ではございますけれども、平成11年から鋭意経営改善に取り組んでいるところでありまして、そのときの整理というのは、唯一

の収入であります採捕収入で採捕経費及び内水面振興経費を賄うということと、秩序維持に関する部分については、県の委託補助を支援として使いながら経営改善を進めていくという基本原則を定めて鋭意取り組んできたところでありまして、その原則は今も変わっておりません。したがって、採捕収入自体では非常に低迷をしておりますけれども、警備その他秩序維持に関する部分については、県の取り締まりとの連携という部分もございますので、しっかりと県が支える部分は今後ともあると認識しております。御指摘のように、受益者である養鰻業者の皆さんや河川の採捕の皆さんも含めて、一緒になって支えていただくような組織というものもあっていいというふうに考えますので、これから関係者の皆様との協議も十分にさせていただいて今後の方向性等決めてまいりたいと考えております。

○**福田委員** 大事な組織ではありますが、限られた関係者になりましたから、そういう方向がいいと思いますし、河川も一ツ瀬と大淀2河川ですから。しかし、暴力団排除等につきましては、やみ採捕等はほかの河川でたくさんありまして、その辺からしますと、排除対策も全部機能しているわけではありませんから、この面は私は非常に有効だと思います。全国に先駆けて。お願いをしておきたいと思います。

続きまして、農業振興公社、187ページです。先ほど設立の経緯を御説明いただきましたが、スタート時点では非常にまだ農機具等の個人所有が難しかったです。僕らが中学生から小学高学年でした。トラクターがあるのは県の公社しかなかったんです。そこをお願いして深耕、田すきや畑の耕うんをお願いしておったわけがあります。時代とともに姿を変えてきたんですが、

内容を見ますと、離農した農家から農地を一時買い受けて、それを今度は中間所有して買い受け農家に移行する期間をお手伝いされるわけですが、これは農業委員会や農業団体で十分できる仕事かなと思っています。そこに農業振興公社が介入してきていまして、私は実務を見てきているんですが、これは屋上屋を架す作業だなというふうに見ております。これは数件の売買事例を見ました。

それから、2、3等については市町村行政やJAあたりでかなりできる仕事でありますから、そういう面では農業振興公社については、国との絡みもありますが、もう少し規模等もスリム化されて、県全体の農業振興に必要な組織に改編をしていく時期にこれも来ておるのではないかという気がするんですが、この数字から見まして。どのようにお考えですか。

○工藤連携推進室長 公社でございます。農地保有合理化事業、いわゆる農地の利用集積につきましては、経営基盤強化法に基づきまして、県全体の区域をエリアとします農地の利用集積ということで現在取り組んでおります。市町村、農業委員会、またJAが合理化法人になっておりますが、市町村、JAにつきましては、区域内での非常に集中的な農地の集積というところで重点を置いて取り組んでいらっしゃると認識しております。公社につきましては、市町村エリアを超えた広域的な中での農地情報をもとにした農地利用集積を積極的に推進するという意味では、一定の成果を上げているのではないかと考えております。

また、最近、宮崎県の農業後継者育成基金協会と統合しまして、19年以降、新規就農の相談窓口ということで、県全体の本部の相談窓口としての役割を担っていまして、*年間900件程度

の新規就農なり就農相談を受けております。非常に相談件数もふえていまして、新規就農の相談をしっかりと受けとめて担い手の育成につなげていくという意味では、担い手の部分も非常に重要な役割を果たしていると思います。当然、地域の農業改良普及センター、市町村の皆さんと情報を共有する中で、農地のあっせんなり、いわゆる農地部門と一体的な担い手の確保というところで取り組んでいると認識しております。

それと一昨年に、農商工連携、6次産業化の推進の窓口ということで新農業支援課が設立されております。国の6次産業化法が3月に施行されまして、その法律に基づきまして、7月には支援事業体ということで取り組んでおります。現在、20件程度新たな計画もありますので、しっかりフォローしたいというふうに考えております。

○福田委員 重要性を強調されるのはよくわかりますが、私が言うポイントは、行政や関係団体で屋上屋を架す仕事をするんじゃなくて、もっとスリム化したコストの安い仕事をやってください。もう回答は要りません。お願いしておきます。

続きましてもう一点、家畜改良事業団、これも極めて大事な事業でありまして、恐らくこれからも非常に畜産農家が頼りになる組織であろうと考えておりまして、さらに内容の充実をお願いしておきたいんですが、そこで、192ページの県の評価に書いてございますが、これは完全な公益法人として今後とも非課税団体で運営されることが確定をしているわけですね。その辺をちょっと教えてください。

○児玉畜産課長 このたび新公益法人の移行につきましては、事業団のほうは一般社団のほう

※次ページ左段に訂正発言あり

を選んでおります。と申しますのが、精液の販売事業は恐らく公益事業としてみなしていただけないだろうということになりますと、公益事業での収益が50%に満たないということがありまして、公益法人としていくのは難しいだろうという判断でございます。それから類似の団体が、国の家畜改良事業団、北海道のジェネティクス北海道というのがございます。その辺ともいろいろと情報交換をしながらやっているんですけども、やはり同様に、精液の販売事業が収益事業とみなされるであろうということで、今のところは一般公益法人のほうで申請したいというような状況です。

○福田委員 その辺が判断の分かれ目なんです。しかし、国のほうが認可しなければおっしゃるとおりになってしまうんです。私は、努力されて公益法人としての認可を、全国の類似施設と共同して頑張ってもらおうほうが、将来——フリーハンドは少し奪われますよ——本県の畜産農家のためになるのではないかと考えておまして、これぐらいは公益法人として認めてほしいなという気がするんですが、それは不可能に近いということですね。

○児玉畜産課長 今、一般社団のほうで動いておるんですけども、事業団のほうにこのための特別委員会というのを設置しておまして、協議を重ねながら進めておるわけですが、いろいろ話を聞きますと、やはり公益社団のほうにはかなり難しいといった状況でございます。

○工藤連携推進室長 先ほど私、就農相談900件と申し上げましたが、400件の間違いでございました。申しわけございません。

○坂口委員 内水面振興センターですよ、なかなか厳しくなっているけど、自己矛盾にあると思うんです。これだけ採捕量が少ない、

一方では資源の維持とかを目的にということと、これだけ資源が少なくなったのにさらに採捕していくということの自己矛盾とか、二足のわらじに限界があるんじゃないかという気がするんです。秩序の維持とか河川環境、資源の維持も含めたですね。こういった公的なものをしっかり保全していくという役割、また監視とか指導、ここらのところは整理する必要性とか感じられませんか。

○成原漁業・資源管理室長 資源の問題がなお一層厳しくなっているからこそ、採捕秩序、それから必要量がとれたら直ちに採捕を中止するというようなルールの遵守をきちっとやる体制が、これまで以上に重要になってきていると認識しておりますので、内水面振興センターという形式でいうと、収入が一定程度ないと組織が維持できないということで採捕をやっておりますけれども、センターの目的の主眼というのは、安定供給と言いつつも秩序の維持というところが大きい要素だと考えていますので、そういったことを中心にセンターの役割を果たしていけるように今後ともやっていきたいと考えております。

○坂口委員 だから、それが果たせるかということを知っているんです。適正な資源の維持でしょう。少なくなって、池に入れるのが111キロですよ。3トン入ったわけでしょう。どこから来たシラスかわからないけど、とにかく袋網でとれないということはないということです。入れないのに漁期を延ばしてまで確保するというのは、本来の目的の資源の維持というところと相矛盾しないのかということです。

だから、一方では種苗の確保という役割をしっかり持つところと、しっかりその環境を守っていく、資源の保護もしていく。そのために附属

する取り締まりとか指導をやっていくんだというのを分離して、公的な部分と、養殖業者さんが種苗を確保するんだという営利の部分と分けなくて大丈夫かということを行っているんです。できればいいですよ。できないじゃないですか、ずっとじり貧で来て。資源の維持からいったら、ことしはほとんどいないと。そしたら採捕するのを早くやめようというのが本当でしょう。根こそぎはやめようというのが。とれないから、とれないから、最後の1匹まで確保しようというやり方を一方ではやっていて、それで本当に自己矛盾を感じませんかということを知っているんです。このままずっと行きますか、それともしっかりここで役割を——やっぱり攻めと防ぐというのはあるんです。開発と環境とか、しっかりそれぞれが専門性を前面に出して、検討し合いながら折り合いを示していくところまでもう来ているんじゃないかということを知っています。大丈夫ですか。

○成原漁業・資源管理室長 シラスの資源というか漁模様については、世界的な不漁であるというようなことで。

○坂口委員 そんなのはわかっているから、自己矛盾を感じていなくて、今後とも責任持ってやるから心配するなど言えるのか。それとも心配持っているのか、悩み持っているのかということを知っているんです。

○成原漁業・資源管理室長 採捕期間については、従来から変えず105日というラインをずっと守っておりますので、そういったことを原則としてきちっとその辺を維持できるように頑張っていきたいと考えています。

○坂口委員 それじゃ、僕の判断では守られていないということです。もうこれは、川に行ってみて魚も何もいないぞとなったときは早くや

めよう、たくさんいるときは希望者がいる限りは供給してあげよう、それが資源を保全していくということだと僕は理解しています。じり貧で来ているでしょう。年々資源が厳しくなってきたときに、何かを考えないと、本当に資源を守っていくことがやれるのかということを知っているんです。内水面振興センターが種苗を確保して運営していくんだといったようなことをやっていなかったら、委託とかでやっていくんだとなったときは、本当にこれだけまでとらせますか、何かを考えるんじゃないのかということです。養殖業が成り立たないじゃないかとなったときは、種苗をどこかのルートに求められないのかということです。そういうことを知恵を出すんじゃないのかということです。本当に大丈夫なんですか。シラスの採捕期限を延ばしたことは一度もなかったですか。

○成原漁業・資源管理室長 105日というのは基本原則として*守っていると思います。一たん短い期間で採捕期間を決めておいて、それから少し延長した部分はありましたけれども、原則105日ということを守っていると考えております。

○坂口委員 それじゃなぜ、105日だか何だか知らんけれども、何月何日から何月何日まで採捕期間ですよと決めて、事前になってもっととらせてくれという要望が上がってきて、じゃ今回延ばそうということをやったんですか。最初から105日なら105日ですって、必要な量が確保できたら、県外には出さないとなっているんだから、自動的にとまるじゃないですか。資源がふえてくるのはいいんです。足りなかったときにどう判断しているかです。ウナギ資源がどうなっているのかということ。そんなことまでして、徹底してとることだけに工夫せざるを得ないんじ

※90ページ左段に訂正発言あり

やないですかというんです。こういうやり方をやっていたら。それよりも堂々と、必要なのは、事業費を組んで公的にやるべきことはやって、そういうことに仕分けしたほうがいいんじゃないのということを言っているけど、本当に大丈夫ですか。これに関しては最後にします。今後ともその方向でいけるんですか。議会の承認なんかも今後難しくなると思うんです。いろんな観点から、養鰻業者の育成という観点からもやらにゃいかんし、資源はもっと大事だと。

大体ウナギというのはどういうことで採捕できるんですか、本当はできないんでしょう。できないということは何をもってできないようにやっているんですか。なぜとったらいけないんですか、このシラスというのは。

○成原漁業・資源管理室長 やはり資源の保護ということで稚魚はとらないと、基本原則として規則で決まっているということでございます。

○坂口委員 なぜですか、ほかの魚はとっていいのに。

○成原漁業・資源管理室長 重要な資源であるということが言えると思います。

○坂口委員 希少資源だからですよ。これが邪魔になるぐらいいけばそんな法律できないです。だから特採許可というのが出るんです。ということは、あくまでも根底にあるのは資源の保全、種の存続です。ということは、実際種が存続できるかどうかということ判断して特採許可というのは出さなきゃだめなんです。それを必要な量をとろうと思うと、二足のわらじを履いていって本当に大丈夫なの、もう深刻な事態に来ているんじゃないのということ。

○成原漁業・資源管理室長 採捕を禁止しているというところではございますけれども、同じ規則の中でなぜ解除できているかということですが、

要するに養鰻業という養殖業種苗の供給に限って許可を出しているということでございまして、やはり産業振興という側面は否めないところがあるので、先ほどから委員御指摘のように、資源の状況もしっかりと情報収集しながら、そのところは我々として管理をしていきたいと考えております。

○坂口委員 特採はそれだけじゃないんですよ。試験研究用に必要なときも特採許可出せるんです。種苗だけじゃない、試験研究用も。試験研究用にとるシラスでさえそれだけ厳しいんです。知事の許可もらわなきゃとっちゃだめなんです。大学校でも試験場でも。やっぱり資源をしっかり守っていく、これは特異な資源だ。たどれば日本のウナギ文化だということです。そこに由来するから資源というものはしっかり持つておかなきゃいかん。その中でどうしても産業としても成り立たせにゃいかん。これは振興のほうです。そんなにやってたら資源足りないじゃないかというときは、状況を見ながら、あるいは別なルートから確保しながらでも池に入れてあげる。111キロしかとれなくても3トン入っているんですから。3トンといたらフル状態です。宮崎の池入れ能力の限界です。だから、もうちょっと知恵を出していかないとだめなんじゃないの。

じゃ、ウナギの監視とか流通の指導とかに数千万かけてますよね。具体的にどんなことをやったんですか。何をそこから得たんですか。毎年これをやっている。

○成原漁業・資源管理室長 密漁の取り締まりの部分については、毎年県と一緒にあって、大淀川、一ツ瀬川中心ですと。それから極めて悪質な違法採捕が行われているような県北地域、そこにまで足を伸ばしていただいて補助的業務

をやっただいております。これはウナギの特採シーズンの前のほうを含めてやっております。流通調査については、御存じのように「うなぎ稚魚の取扱いに関する条例」、立入権限はないので、立ち会いという形とか書類の検査という形で、しっかりと記帳されているとか、流通の監視を行うというところをやっただいております。

○坂口委員 だから具体的に、何人がどこに行って、どういうことをやって、どういう成果を上げたの。2,000万と言ったけど、どういうことをやったのと今聞いているんです。そういうことが記してあるから。

○成原漁業・資源管理室長 流通調査については、延べ人数で404人をかけて、特別採捕許可者とか協同組合、集出荷業者、養鰻業者、いわゆる登録されている方々を網羅的に調べております。

○坂口委員 対象の養鰻業者とか流通業者は何ぶぐらいあるんですか。

○成原漁業・資源管理室長 採捕漁協は、採捕団体というのも一部ありますので。

○坂口委員 流通の調査に限って。監視とかややこしくなるとわからなくなる。1つずつ聞いていくから。

○成原漁業・資源管理室長 漁協については21漁協ございます。これを記帳はちゃんとされているかということ調査しています。

○坂口委員 400何人で21の漁協の記帳を見るのにどのぐらい時間がかかるんですか、何人編成で行くんですか、どういった帳簿なんですか。

○成原漁業・資源管理室長 2人がペアになって大体行動していますけれども、登録業者については集出荷ごとに、引き受け、引き渡しとか、譲り受け、譲り渡しごとに記帳することになっ

ておりますので、その帳面を逐一チェックするというをやっております。

○坂口委員 それに22年は2,800万、23年2,200万かかっているんですね。195ページ、うなぎ稚魚流通等対策指導事業2,048万1,000円というのが今のやつの経費でしょう。

○成原漁業・資源管理室長 主な財政支出のところの2番目の「うなぎ稚魚の取扱いに関する条例」に基づく流通調査という事業の流通監視強化対策事業1,496万3,000円。

○坂口委員 下のは何ですか。

○成原漁業・資源管理室長 これは、一般的に、ウナギだけじゃなくて、周年にわたってさまざまな採捕行為が河川で行われていますので、そのようなことも含めて秩序維持の指導に回っているということでございます。

○坂口委員 それは具体的に、何人ぐらいが、どんなこと、どの河川やっていますか。

○成原漁業・資源管理室長 大淀川、一ツ瀬川については、それぞれ76回、80回の監視に回っております。その他の河川については、ウナギシーズンを除く時期でございますけれども、95回で、すべて合計しますと251回巡回をやっているということでございます。

○坂口委員 中身がどうかわからんけど、1チーム2人で出しますよね。どういうことをやっていくのか知らんけど、1日に何回こなせるんですか。実際そこにどれぐらいの人間が、どんな調査をやって、どういう成果が上がったのか、費用対効果を見てみたいんです。監視と指導で余りにも大きいような気がするからですね。これがこんなに大きいのであれば、本当にそれだけのものをしっかり出してくれるというものをやって、結果として内水面振興公社が何を残したというのが必要と思うんです。シラスを確保

できました。でも、シラスがいなくなるとれなくなりまして終わりじゃだめと思うんです。どこの河川も何か変わったところがあるかという、僕らは感覚的にそれがないと思うからです。

じゃ、ほかの角度から聞きますけど、アユとかコイの放流をやってますよね。大淀のことはわからんから、一ツ瀬はどれぐらい放流されていますか。ほかも含めてどれぐらいの稚魚が川に放流されているのか。

○成原漁業・資源管理室長 平成22年の実績で言いますと、ウナギが357キロ、アユが935キロでございますが、河川ごとの手元に資料がないので、申しわけありません。

○坂口委員 アユの935キロ、そのアユが資源としてどれぐらい成長したかということです。

○成原漁業・資源管理室長 センターの放流も含めて、各漁協でも同じように放流がされますので、我々としては、評価するためには漁獲統計の整備が不可欠だと考えまして、国の統計が少し後退しているといえますか、なかなかない状態になっていますので、改めて一昨年からは、すべての河川における採捕量の調査を掛けていまして、その調査で今度はセンターも含めて放流の評価をやっていきたいと考えていますので、現状では評価できていないんですが、しっかりとやっていきたいというふうに考えております。

○坂口委員 だから、そこらが感覚的に理解できないんです。資源の維持培養だということでは放流事業をやってると書いてあるんです。930キロ、わかりやすく1トンとしましょう。仮にキロ当たり30尾の稚魚を1トン放流した。100グラムに1匹が成長するぐらい、半分と見て50グラムとしてもキロ20尾にはなるわけでしょ

う。1.5倍には太らんといいかん。実際はそんなばかな小さい数字じゃないんですよ。けた違いぐらい太るんです。でも1.5倍と見たときに、1トン放流したら、1トン半のアユの資源が漁獲できたか、あるいは川の中でそれだけのものが生息したか、そんな調査もせずに——例えば口蹄疫なんか一生懸命勉強されて、密度をしっかりとしなきゃだめなんだ。ちょっと過密だから減らしていこうと言ったけど、アユというの縄張りが必要なんです。牛以上に縄張りとか自分の生息域というのを必要とするやつなんです。そういったこともやっておらずに、国が始めたから、それに相乗りしてから、だからまだ今やっていないんだと言われるけど、もうそんな生っちょろいことで資源だ何だと言ってられないんじゃないの。特にウナギは厳しいんじゃないんですか。

だから、そういう役割を別個に持って、しっかりそこは責任持った仕事をしながら、シラスウナギを採捕して養鰻業者の種苗を確保してあげるといふ役割はもう一回見直して、だれがどういう形でやるべきか、それが一番いいのかというのを検討する時期に来ているんじゃないんですかということを使うけど、かたくなに自信を持っておられるから。僕はそんなに成果が出ていないと思ったから、くど過ぎてちょっと嫌かもわからないけど、そんなに金をかけているんですよ。そういったものを調査している。2,000万やった、幾らやったと言っているけど、この川に何ぶ入れて何ぼとれるかわからない。何が原因かわからない。水がないのか、濁っているのか、それとも種苗が悪かったのか、あるいはさらに密漁がそこに横行しているかわからない。そんなことでこれをやれるのということを使っているんです。

○成原漁業・資源管理室長 委員の御指摘の部分も含めてしっかりと、これからセンターはどうあるべきかということも考えてまいります。

○坂口委員 ぜひそこは役割分担しておかないと、今後きつくなっていくと思うです。両方とも必要だと思うんです。そこはぜひ内部でしっかり検討して行って、納得ができるようなものを出してほしいと思います。僕が間違いかもわかりませんが、見てきている範囲ではじり貧に向かっているような気がしてならんとです。

○中野委員 資料13ページ、口蹄疫復興財団、大きな財団ができます。口蹄疫からの復興・復旧、あれを見ると、最初、商工の250億のファンドとか、いろいろ変わっている。今後、この中身の数字、いつごろから事業を始めるか、その資料をお願いします。できたら議会中に。

○日高復興対策推進課長 後ほど持って上がります。

○押川委員 関連で、口蹄疫復興財団でありますけれども、県の評価の中で、4行目から「本年度以降について、本格的な事業実施」云々ということであるんですが、特に事業の(1)から(6)をこの1,000億の中で5年をめどにやられるということでもありますけれども、特に(1)と(3)について、進捗状況があればお聞かせ願いたいと思います。

○日高復興対策推進課長 事業内容の(1)と(3)、市町村の復興支援事業と商工業等の経済復興支援事業、この2つということですが、いずれの事業につきましても、現在、事業の募集というものを実施しているところでございまして、特に市町村の復興支援事業について、西都・児湯地域の広域復興支援につきましても、西都・児湯地域が統一的なコンセプトに基づいて上げてくる事業について、今後上がっ

てくるものというふうを考えております。また3番目の商工業等の経済復興支援事業につきましても、これは地域の商工団体が直接行う事業なり、地域の行うものにつきましても公募型でとっているところもございまして、公募の状況なりを見ながら、できるだけ早く、10月以降の可能な限り早い段階で事業実施していくことで進めていきたいと考えております。

○押川委員 特に口蹄疫で地域経済は相当冷えておりますから、早目にこの事業というのは取り組みをやっていただかないといけないし、1市5町1村から上げるものと、3番においては県内域でありますからそれぞれの商工団体と一緒にやってやられるということでありましょうから、これもやはり皆さんのほうからも、せかせる意味ではありませんけれども、早目にそういうもので上げていただきたいというようなことでの促しをお願いしておきたいと思います。

それから、(4)の耕種転換でありますけれども、特に畜産と耕種のバランスのとれた地域農業の中での、例えば施設園芸あたりを畜産と絡めてやられる。(4)の施設整備等というのはハウスあたりの補助とかそういうことでの理解でよろしいですか。

○日高復興対策推進課長 基本的には、畜産から耕種への転換を促進するために必要な施設等の支援ということでございます。例えば畜産が持っております農地を有効に活用していくためには、土地利用型の農業品目がまず第一に上がってこようかと考えてございます。ただ、今御質問ありましたように、耕種とのバランスを図る上でどのような取り組みが出てくるのかということも今後見ながら支援をしていきたいと考えております。

○押川委員 地域によっては、先ほど福田委員

のほうからありましたが、後継者であれば後継者育成資金あたりでそういう制度を活用して施設園芸をやりたいという方もいらっしゃるかもしれませんが、ある程度中堅になってくるとそういう支援制度がないということで、特に今回、口蹄疫が発生した地域においては、幾らか集約的な農業の取り組みをしたいという方もいらっしゃるみたいですから、できればそこらで検討していただくとありがたいと思いますので、よろしく願いをしておきたいと思います。

それから、先ほど福田委員からも出たんですけども、家畜改良事業団の中の種雄牛の後代検定の中で、子牛を後代検定するための試験交配をされるということで、これは頭数はどのぐらい、そしてこの判断というのは何頭ぐらいされて後代検定の基準になるのか、ちょっと教えてください。

○児玉畜産課長 後代検定につきましては、従来、現場後代検定ということで、1種雄牛に対して50頭の繁殖雌牛に種つけして、生産率8割というふうに見込んでおまして、それで後代をとってきております。23年、24年につきましては、種雄牛を早く造成するという観点から間接検定という手法をとりまして、交配する種雄牛の数は一緒ですけども、その中から8頭は間接検定という短期間で結果が出る検定方式に持っていきたい、残りは従来どおり後代検定で結果を見るということになります。

○押川委員 これは、5頭以外の種雄牛選抜をされようとしている候補牛の試験ということでよろしいんですか。

○児玉畜産課長 はい、そのとおりでございます。

○田口委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 暫時休憩いたします。

午後2時10分休憩

午後2時16分再開

○田口委員長 委員会を再開いたします。

次に、その他の報告事項に関する説明を求めます。

○加勇田農産園芸課長 農産園芸課でございます。

お手元の常任委員会資料の20ページをお開きください。平成23年産早期水稻の生産状況及び農業者戸別所得補償制度について御説明いたします。

まず、早期水稻についてであります、(1)にありますように、本年は、田植え後の低温や渇水、分けつ期以降の日照不足の影響により、もみ数が少なくなったといったことから、収量は平年を下回り、宮崎農政事務所が公表いたしました8月15日現在の作柄概況によりますと、作柄は作況指数96の「やや不良」となったところでございます。

次に、(2)の検査状況につきましては、8月末までの集計で、検査数量が1万8,735トン、1等米比率は65%となっております。品質につきましてはほぼ平年並みの水準でございます。

(3)の集荷・販売状況でございますが、8月末現在の集荷数量は*1万4,564トンで、作柄が「やや不良」となったことなどから計画を下回っておりますが、販売につきましては、御案内のとおり西日本や本県を含む九州産の米に対する需要が高まっているといったことから取引も順調で、販売先との結びつきはすべて完了しているということでございます。

次に、2の農業者戸別所得補償制度の申請状

※90ページ左段に訂正発言あり

況についてであります。7月末現在の申請件数は、昨年とほぼ同じ2万9,465件となっているところでございます。また、申請面積につきましては、一番下の表にあるとおりでございますが、助成単価の高いWCS（ホールクロップサイレージ）用稲、助成単価8万円でございますが、この面積が昨年の約1.5倍に拡大しており、二毛作助成、これは助成単価が10アール当たり1万5,000円でございますが、この二毛作助成につきましても飼料作物を中心に面積が拡大している状況でございます。

次に、21ページをごらんいただきたいと思っております。平成24年以降の葉たばこ廃作に伴う今後の対応について御説明いたします。

御案内のとおり、1にありますように、本年8月1日に開催されました第45回葉たばこ審議会におきまして、平成24年以降の廃作の意思確認を行うこと、また、廃作する農家に対しましてはJTが10アール当たり28万円の廃作協力金を支払うことが決定されたところでございます。

廃作申し込みのスケジュールにつきましては、その下の表のとおりでございますが、最終的な廃作者の決定につきましては、本年11月に予定されております次回の葉たばこ審議会以降になると伺っているところでございます。

続きまして、2の県内農家の意向についてであります。県たばこ耕作組合によりますと、本年の耕作者の約半分が廃作を希望していると伺っておりまして、大変厳しい状況にあると考えているところでございます。

また、県が行いましたアンケート調査では、②、③にありますように、廃作を希望している農家の9割以上が他品目への転換を予定しており、また、小作地を利用している農家の4割程度が地主へ返す意向であるとの結果が出ており

ます。なお、このアンケート調査につきましては、9月1日時点とございますが、8月25日から9月1日の間にたばこ耕作組合にお願いして実施したものでございまして、この時期、まだ廃作について、農家の方々も迷っていらっしゃる、結論を出していらっしゃる方もいらっしゃるかと思います。したがって、精度の高い結果を得ることは難しいと考えましたけれども、早い段階で廃作後の経営等についての大まかな傾向は把握できるのではないかと考えまして、農家の方の負担にならないように、質問事項もごくごく簡易なものとしまして無記名で実施したものでございますので、その旨御理解を賜りたいと考えております。

次に、3にあります県内の葉たばこの生産構造を見ますと、まず、(1)の栽培規模につきましては、2ヘクタール以上の農家が合わせて45%を占めるなど規模拡大が進んでおります。また、年齢構成につきましては、(2)にありますように50代が最も多く、若い世代の担い手比率が高いのが特徴でございます。さらに、(3)の農地の利用状況でございますが、小作地が53%と多く、借地による規模拡大が進んでいるということが言えます。

こういった状況を踏まえますと、葉たばこ廃作に伴う課題といたしましては、4に3つほど掲げておりますように、まず第1に、葉たばこ栽培を今後とも継続する農家の経営安定及び産地体制の再編整備、2つ目に、廃作農家の円滑な品目転換及び経営安定、さらに3つ目としまして、廃作に伴う余剰農地の流動化及び有効活用があると考えております。土地利用の問題も含めまして、継続農家、廃作農家双方において課題があるというふうに認識しております。

このため、右側、資料の22ページでございま

すが、本県における取り組みといたしまして、まず、(1)の課題解決のための体制についてありますけれども、図の上段にありますように、去る8月23日に関係機関・団体で構成する「葉たばこ廃作に伴う対策会議」を設置いたしまして、各関係機関で課題を共有し、課題解決に向けた検討を開始したところでございます。

また、関連いたしまして、農政水産部長以下関係各課長等で構成します「葉たばこ構造改革支援緊急プロジェクトチーム」を9月6日に部内に設置し、その上の対策会議と連携した取り組みを進めていくこととしております。

さらに、各地区段階におきましても同様に、各関係機関を含めて設置する「葉たばこ構造改革支援緊急プロジェクト会議」を設置し、関係農家の支援に当たりますとともに、普及センターに既に設置しております営農相談窓口も含めまして、対策の検討、推進を図る体制としたところでございます。

次に、(2)にありますJTへの支援要請等でございますが、9月1日には、農政水産部長がJT南九州原料本部へ、また9月5日には、副知事がJT本社にそれぞれ出向きまして、廃作に伴う本県の課題等について意見交換を行いますとともに、葉たばこ継続農家の経営安定対策等につきまして支援要請を行ったところでございます。

最後に、(3)の今後の取り組みでございますが、まず、①の葉たばこ栽培継続農家への支援対策としましては、葉たばこ乾燥施設など共同利用施設の運営等に支障が生じることが考えられますので、施設の再編や効率化等について検討を行いますとともに、耕作者組織の再編等につきましても同時に検討してまいりたいと考えているところでございます。また近年、品質、

収量の課題も多いということでございますので、品質向上や安定多収確保対策の推進につきましても取り組んでまいりたいと考えております。また、JTや国等に対しまして、共同利用施設運営を初めとする各種助成事業や、葉たばこ生産担い手農家の規模拡大、農家経営安定の支援等について、今後も要請活動を行ってまいりたいと考えております。

次に、②の葉たばこから経営転換する農家への支援対策といたしましては、現段階では農家の意向等がまだ十分に把握できておりません。先ほどありましたような簡易なアンケート調査でございますので、まず、各地区に設置しましたプロジェクト会議による地域別説明会を開催し、廃作農家に対する意向調査をしっかりと実施するとともに、地域における推進品目の提示や相談窓口での資金及び各種事業の紹介等も行ってまいりたいと考えております。その後の対応につきましては、農家別の具体的な対応が必要になると考えますので、個別の経営相談等を行いながら、転換品目の栽培開始に向けました準備や技術・経営指導等を進めていきたいと考えております。

今回の葉たばこの廃作につきましては、本県にとって土地利用型農業の今後のあり方を含む大変重要な問題でございますので、関係機関・団体と十分に連携を図りながら地域農業の振興に支障が生じないように対応してまいりたいと考えております。

農産園芸課は以上でございます。

○日高復興対策推進課長 復興対策推進課でございます。

常任委員会資料の23ページをお開きください。口蹄疫からの再生・復興状況についてでございます。

まず、1番目の畜産農家の経営再開状況でございすけれども、農家戸数につきましては、一番上の表の右端でございすますが、牛合計で58%、それから養豚で47%、全体で57%の農家の方々が経営を再開されている状況でございす。

次に、(2)の頭数でございすけれども、2番目の表にございすように、生産の基盤となります頭数ベース、ここで言います導入頭数では、牛合計で45%、養豚で52%、全体で47%でございす。なお、その下に全体頭数と掲げてございすけれども、殺処分いたしましたすべての牛、豚に対する、導入された家畜から生産された子牛とか子豚も含んだ全体頭数に占める割合につきましては、牛合計で申し上げますと36%、養豚で23%、全体で26%となっております。なお、肉用牛の繁殖、養豚で割合が低くなっておりますけれども、今後多くの出産が期待されるということでもございまして、この割合が徐々に伸びてくるのではないかと考えております。

参考といたしまして、口蹄疫発生前後の県内飼養頭数の変化ということで、全体の導入も踏まえた状況を記載してございすけれども、それぞれ肉用牛から豚にかけまして8~9割程度ということになってございまして、発生前と比べて県内の全体の飼養頭数が83%程度ということになってございす。

次に、右の24ページをごらんいただきたいと存じます。(3)の畜産農家の経営再開の意向についてでございす。殺処分をされました農家1,238戸の中で、「経営再開」並びに「再開予定」としておられる農家が65%程度おられます。また、「見極め中」という方が5%、経営中止の方向で検討している農家の方が27%となっております。それぞれ平均的な年齢につきま

しては、その下に平均年齢ということで記載しているとおりでございす。

なお、参考の1にございすように、「見極め中」の農家の概要といたしまして、ここに掲げてございすように、再開の時期を検討中であるとか、防疫面・価格面での不安なり、高齢等による不安というものを掲げていらっしゃる方が多うございす。また、右側の参考の2にございすように、経営中止を検討しておられる農家の方々の中では、やはり高齢等の理由を1番に挙げておられまして、その後、耕種への転換なり他の産業への就業を理由として挙げておられる方が続いてございす。

また、参考の3でございすけれども、規模別の意向状況ということで、殺処分時点での経営の規模の状況に応じましてどういう意向になっているのかを掲げたものがこの表でございす。この表につきましては、全体を見ていただきますと、見極め中なり中止の方向というところの戸数が多く上がって、意向を持っていらっしゃる農家が多いのは、肉用牛の繁殖農家では5頭以下もしくは10頭以下の小規模な農家の方々が、中止の方向なり見極め中という状況にあるということにございす。なお、逆に、再開なり再開予定というところは、一定規模以上がある方が再開が進んでいるというような状況でございす。

こういうようなことを踏まえまして県といたしましては、(4)今後の対応方針にございすけれども、地域の現地指導班の中で10月にかけてまして、巡回指導であったり、経営計画の策定支援であったり、経営転換農家への技術的な指導等を集中的に行ってまいりたいと考えておるところでございす。

次に、25ページをお開きください。消費拡大

の取り組みについてでございます。この消費拡大の取り組みにつきましては、東日本大震災並びに原発事故の影響等もありまして、消費が非常に低迷している牛肉の消費を拡大するという事で、まず、1番目でございますように、牛肉の消費拡大パックということで9月20日から発売を予定してございます。JAグループ宮崎によります発売ということで、予定数量といたしまして2万パックほどを予定してございます。3,000円相当のものを2,000円程度で販売をするということでございます。またあわせまして、(2)にございますように、プレミアム牛肉消費券ということで、JAグループと乳肥農協、それから県内の県産牛を対象といたしまして、指定店におきましてこういう牛肉を購入するなり、消費する際に使える牛肉券を発行するという事で、現在その準備を進めているところでございます。このような取り組みを通じまして、県といたしましても本県産牛肉の消費を拡大して肉用牛の経営の安定に努めてまいりたいと考えておるところです。

次に、3番目の防疫体制の強化でございます。防疫体制の強化につきましては、まず、1番目でございますように、家畜防疫員による畜産農家の全戸巡回調査を実施するという事で、9月1日から実施を開始したところでございます。巡回の内容といたしましては、ここに掲げてございますように、飼養衛生管理基準の遵守状況の調査なり、衛生指導、改正家伝法なりの周知、さらに家畜防疫情報メールの周知というところを対象に取り組んでおるところでございます。対象となる農家は県全体で9,635戸でございます。これまでに167戸の調査を終えたところでございます。調査指導者ということで、調査に当たります家畜防疫員につきましては、従

来の家畜保健衛生所の職員に加えまして、9月1日に新たに任命しました畜産職員等でございます。今後、民間獣医師等の活用も図っていきながら、3月末までには全戸巡回調査を行いたいと考えておるところでございます。

次に、26ページ、埋却地の確保に向けた取り組みでございます。これまでの把握状況として、①にございますように、家畜防疫指導強化対策事業の中で昨年から実施しておりますが、緊急雇用によります現地聞き取り等の調査によりまして、牛の飼養農家で71.5%で埋却地の確保ができていたという回答をいただいたところでございます。また、②にございますように、本年4月の特別防疫月間に行いました大規模農場の状況把握と立入調査の中で、牛では86%強、豚で74%強、鶏で83%強の農家が埋却地を確保されているという回答を得たところでございます。

また、③にございますように、家畜防疫員による全戸巡回調査ということで、鶏につきましては、先行して7月から実施している養鶏農家への全戸巡回調査の中において、現段階で調査を終えている491農場のうち83%で確保されているというような状況でございます。

このような状況を踏まえまして、今後の取り組みでございますけれども、支庁、各農林振興局単位に全市町村と意見交換会を開催いたしまして、その中で、1番目の丸にございますように、すべての畜産農家で埋却地を確保することを基本に県と市町村が連携するという事。それと2番目の丸にございますように、10月末の時点で全体的な確保状況の把握を行う。それから3番目でございますように、農家が確保した埋却地が実際に使えない場合に備えまして、公有地のリストアップを行うとともに、その活用に向けたルールづくりを行うということで確

認しているところをごさいます、現在、その確保状況について把握や助言・指導を行っているところをごさいます。

県といたしましては、②にごさいますように、市町村等とも連携しながら、3月末までに実施を予定しています全戸巡回調査の中で詳細な調査なり指導を行って、より精度の高い埋却地の確保に努めてまいりたいと考えております。

復興推進課は以上でごさいます。

○加勇田農産園芸課長 私、先ほど、20ページの早期水稻の説明の中で、(3)の集荷数量を、資料は「14,764 t」とありますが、「14,564 t」というふうに読み間違えたようでごさいます。数字は1万4,764トン、資料のほうが正しい数字でごさいます。訂正しておわび申し上げます。

○成原漁業・資源管理室長 先ほどの坂口委員の御質問の回答の中で、期間延長105日をずっと守ってきたという発言をしておりますけれども、確認いたしましたら、2回ほど延長した実績があるというふうに確認がとれましたので、訂正して、おわびさせていただきます。

○田口委員長 以上で執行部の説明が終了いたしました。

その他の報告事項についての質疑はございせんか。

○中野委員 23ページ、口蹄疫発生前後の県内飼養頭数、平成22年2月1日時点の畜産統計、これは国の数字ですよ。80%とか参考だけ。私は前から言っているように、概略でもいいから、県内の畜産農家の状況はどんげなつとるんですか。口蹄疫で児湯郡、西都以外の畜産農家の廃業した人とか。こんなのは口蹄疫になる前のもので全然参考にならん。80%ぐらいだったら回復はできるかなと思っているけど。

○日高復興対策推進課長 今御質問いただきま

した23ページの参考の表でごさいますけれども、この表の左側の部分は発生前ということで、牛つきましては平成22年の2月1日ということで出してごさいます。この表の左から2番目のところに処分数というのがございます。ここが口蹄疫によりまして殺処分を行った頭数……。

○中野委員 そんなことは見ればわかる。そんなことを聞いているんじゃない。

○日高復興対策推進課長 平成23年1月現在がまだ出ていないということでごさいますので、一応直近の22年の数字を使わせていただいたということでごさいます。

○中野委員 私の勘違いかな。口蹄疫の発生前の頭数が29万8,000頭でしょう。その後、復興してきたりしておるじゃないですか、何%とかね。その数が児湯郡管内はしっかりとれているけど、県内全体で見る必要があるんじゃないか。東諸もやめたりした人もおるしね。

○日高復興対策推進課長 表の右から2番目の直近というところがございますが、この中で肉用牛につきまして23万8,739頭と書いてございすけれども、この部分の数字が、今、先生から御質問いただきました直近ということで、個体識別データベース、いわゆる耳票のデータベースに基づいて7月末現在で上げたものでございす。

○押川委員 葉たばこの件でお願いをしたいと思ひます。ここ数年じゃなくて、7～8年ぐらい、台風とか、農薬等の使用が禁止され、あるいは熟度関係で収穫が以前とすると遅くなっているような状況の中で、今、葉たばこは大変な窮状にあるわけでありす。特に本年度は台風6号の間接的な影響によりまして、県の平均が150キロぐらいということでありましたし、平均2,000円で売れたとしても30万、とてもじゃな

いが30万いかないわけですね。そしてJTのほうから今回、廃作ということで反当28万を出されるということで今報告があったような状況であります。そういう中で特に心配なのが、高齢者の方や手が回らない方々が、たばこ農家に農地、畑や水田を貸し付けをされておられるわけでありまして、これが返還されるということが4割ということでありまして、面積を調べると相当な量だろうと思っておりますけれども、調べていられれば、後ほどまた聞かせていただきたいと思います。これは、高齢者で手が回らない方々がもしいられれば、そのまま放置すると耕作放棄地、そして午前中から引き続き——冷凍野菜とかいろんな畑作振興の中でどなたかが借りていただければ結構でありますけれども、そこらあたりまで含んだ形の中での今後協議が必要だろうと思っております。

そういう中で、一番は、共乾の今後の運営において、廃作者が28万いただいても、28万の中から本年度分は、今までの貸し付けとかいろんな運営の中で一緒に返還ということになると28万にならないわけですね。これはJTの意向もあったわけでありまして、残高においては、JTに対しても皆さんのほうからも申し入れをしていただいて、そして再編はされるわけでありまして、例えば西都で110ある今までの生産農家が、今回25名ぐらいに減るだろうという話を聞いておりますから、このことを何とかしておかないと、やめてもなかなか大変、残っても大変という中で、共乾運営が大変だろうなというふうに聞いておりますし、その旨思っております。そのような方向の中で葉たばこ廃作に伴う対策委員会が3段階ぐらいにかけて設置されたようでありまして、ここらあたりを十分検討してほしいなど。そして残った人たちを

今後、自然環境の中で、台風あるいは新燃岳の降灰——昨日、鹿児島市内で相当灰が降っているという状況であります。栽培時期に降灰等があるということになれば、この対策も必要だろうと思っておりますし、もちろんやめていかれた方々はそれぞれに自分の営農はきちんと、何をつくるかということにおいては自分たちで決めていられると思っておりますけれども、それなりのメニューというものは十分、県あるいは市町村と連携をしながらそこらあたりの対策はしていただければありがたいなと思っておりますので、これは部長初め担当の方々によるしくお願いをしておきたいと思っております。

○坂口委員 口蹄疫関係です。これから復興なんですけど、復興前の一つの区切りとして、僕は以前、口蹄疫がおさまってから議会かな、いろんな解決できん部分とか、不服、不満とかが出てくる可能性があるから、何らかそれを協議する場を設置してほしいと要望したことがあったんですけど、今まだ手当金の問題とかいろんなもので解決していない。一つは、預託なんかでの、もめごとと言っては悪いんですけど、しっかりまだ整理できていない部分があるとも聞いているんです。そんなのはどういう状況にあるんですか。

○児玉畜産課長 養豚関係で預託元との問題が発生しておったんですが、調停をされるようになりまして、県からも行きまして意見陳述はさせていただいたんですが、調停もうまくいかないということになりまして、現状としてはそのまま物別れになっておるといような状況であると認識しております。

○坂口委員 どうも僕は理解ができないんですけど、たまたま今度は副知事は消費・安全局を経験されてますよね。あそこが預託での経営再

開に向けての手当金というんでしょうか、互助基金と同じ性格のものか、金の出どころが随意で出ると基金で出るとの違いはあるんですけど、性格はそうだったと思うんです。互助基金というのは経営再開までの間の固定経費となっているような気がしたんです。しっかりそれは積算されているということで、客観的な根拠に基づいて。何でそれが成立できたかというのがどうしても理解できないんです。ぴしゃっと明確に分けられないものなんですか。

○岩崎家畜防疫対策室長 互助基金の経営再開資金につきましては経営再開のための定額の資金になっておりまして、今、金額は把握していませんけれども、牛で13万程度、豚で5～6万だったと思います。これは定額だと思います。

○坂口委員 そうじゃなくて、幾つもの折り合いがつかないものがあるんでしょうけど、当時僕らが聞いていたのは、まだそのままになっているというのが、互助基金なりが出て、それはどこが出ようというんでしょうけど、委託をしていて、その中で生活費とかが出たと思うけど、我々はもらえないということでもめているものを聞いたものですから、それが解決しているしていないがわかればいいんです。

というのが、そういったことはことごとく解決をしてスタートを切らないと、その人たちはスタートが切れませんよね、ごたごたしていたら。そういう積み残しが幾つかあれば、ほかにも、今の預託の部分と、例の種牛もまだもめてたと聞いて、随分前、半年ぐらい前です。価格の折り合いがつかないとか。それともう一つには、この中にも出てくると思うんですけど、再開したいけど、まだ悩んでいるとか再開できないという中に、次の投資の金が、手当金とかは出たけれども、負債整理の関係で、やっぱり畜

産をやりたいというところへの経営計画のお手伝いとか相談、そこがいけるとなればまた再度、後継者でもいれば、ある程度の幅を持った対応の仕方とか、そういったもろもろの解決ができていない悩みの部分、そういうのをぜひやってほしいなというのと、特に大型農場あたりが倒産したことによって、またそこで新たな問題が出てくると思うのと、法的にいろいろ問題がある、獣医師の問題、違反した、せんだという問題もまだくすぶっているらしいというのが地元にあるんです。いろんな話が。そういうものをしっかり解決しないと、今、資金の問題言いましたけど、もう一つは、また口蹄疫がはやるっちゃねっちゃろかとか、そんなのを1回すばっと整理してほしいんです。そこらに対しての取り組みをしっかりとやってほしい。これは答えはとても難しいでしょうけど、当然取り組んでおられるでしょうけど、未解決の部分全部なくしていく、新たに仕切り直してスタートするんだということで、ぜひお願いしたいと思います。

○福田委員 たばこの関係です。意外と知られていないんですが、たばこの作付の中心は昔の宮崎市郡と東諸県郡です。これで40%以上の作付面積があるんです。現場では、どう対応するかということで市町村やJAが一生懸命取り組んでいただいておりますが、幸い、中野委員の国富、あるいは旧郡の田野とか経験をお持ちで、従前からたばこ他作物、里芋とか大根とか取り組んでおられましたから、指導の仕方によっては、私ほうまく転換ができるのかなと見ております。その辺の指導を、行政や現場のJA、農業改良普及センター、今取り組んでいただいております。最前線ではしっかり努力されているなど。特に旧宮崎市郡、東諸では千切り大

根に対する取り組みがかなり広がるのではないかと見ております。私は千切り大根を長期間見ているのですが、3年周期ぐらいで価格の暴騰、暴落がありまして、大変投機的な商品であることは間違いないんです。しかし、加工、販売、貯蔵の工夫をすれば、3年ぐらいで繰り返しますから、かなりいい収益を確保できておると見ております。

それともう一つ、これは雇用を生むんです。特に御主人の扶養を離れる100万か110万以上は稼ぎたくないという主婦の千切り小袋のパート等でも何百人という非常に大きな職場を提供しています。これはJA系統も商社の系統もです。あと足りないものは、栽培とか現地の指導は市町村やJAがやると思いますが、県として、3年間にわたって長期的に収支を見なくては行かない作物でありますから、冷凍冷蔵庫とパック施設あたりが非常に大事な手当てになってくるのではないかと見ておまして、かなりふえた場合には厳しいだろうなど。当然価格が急激に下がることが予想されます。それに対しては、冷凍野菜ではございませんが、千切りは乾燥野菜ですから以前から冷凍保存ができていました。この施設を完備して需要に応じて製品化して出荷していく。また、自然食品ブームで、今引き合いも多いようですね。ですから、ぜひこの辺の後押しもやってほしいなど、私は現場の会合に出てみてそういうふうに感じました。その辺はお考えになっているかどうかお尋ねしてみたいと思います。

○加勇田農産園芸課長 特に中部管内、葉たばこの産地でございまして、今、委員の御指摘のとおり状況だというふうに思っております。特に品目を選定する場合には、我々の対策の中にも、経済連、地域ではJAに入ってもらいたい

ておりますが、販売先を確保しながらといった観点が非常に重要だと思っておりますので、そういった意味ではJAさん、特に大きな役割を持っていると思っております。今ございました千切りの冷蔵庫等施設機械の関係につきましては、JA等が取りまとめをされる中で、あるいは個別の農家の意向をお聞きになる中で、今後要望が出てくるものと考えておりますので、県単事業等含めまして検討してまいりたいと考えております。

○福田委員 ぜひ対応をしっかりとお願いしておきたいと思えます。以上です。

○二見副委員長 ひとつ確認といえますか教えていただきたいんですけれども、埋却地についてですが、1番のほうで牛の農家9,122戸のうち7,209戸を調査し、75%が埋却地を確保という回答が出ていますけれども、25ページの下段(2)のところの頭数を見れば、宮崎、都城、延岡の家保別に出していらっしゃるんですが、それぞれの確保された戸数といえますか、その割合についてはどのようになっていますか。

○岩崎家畜防疫対策室長 少しお待ちください。今手元にございませんので、調べさせて御報告したいと思えます。

○二見副委員長 もう一点、これは資料をお願いしたいんですけれども、こちらの内容を見せていただくと、戸数による確保率というのはわかるんですけれども、大事だと思うのは頭数による比率のほうも結構気になるところですが、そちらのほうの資料もお願いできないでしょうか。

○岩崎家畜防疫対策室長 頭数別につきましては、詳細は、一番上の緊急雇用で実施した分については把握しておりません。今現在、9月1日から家畜保健衛生所の職員が各農家に出向い

てまいりまして、牛でいけば1頭当たり5平米が基準になっておりますので、その確保状況について今、詳細調査をやっている状況でございます。

それから、3家畜保健衛生所の先ほどの質問でございますけれども、まず宮崎家畜保健衛生所管内が、1,577件中、埋却地ありが998、63.3%でございます。都城家畜保健衛生所が保有率でございますと78.1%、延岡家畜保健衛生所が63.1%、合計で71.5%ということでございます。

○田口委員長 よろしいですか。

それでは最後に、その他、何かございませんでしょうか。

○岩下委員 県のほうでは「儲かる農業」の推進ということで、今よく出ますけれども、6次産業ということで我々は聞きますと、どうしても冷凍加工施設で、生産、加工、販売でJAを通じて6次産業が推進されるというふうなイメージが非常に強いんですけれども、特に宮崎県の南部、西部のほうでは焼酎メーカーが非常に多いと思います。中でも霧島は全国的にも名の売れた会社だと思います。名前を出していかどうかわかりませんが、霧島酒造のほうで2,800戸の農家と契約栽培に取り組みたいということで、2,800戸といったら相当な人数になるのではないかと思います。芋の場合には、土の中だものですから天候の影響というのは野菜みたいには大きくないと思うんです。契約栽培のときに、詳しくはわからないんですけれども、会社と農家が契約する、企業が補償関係というのは考えるのかもしれませんが、県の農業支援という形の中で、不作があったりした場合に、6次産業の取り組みとして芋をつくっていらっしゃる方々への支援というのはどんなことが考えられるかお聞かせいただきたいと思

います。霧島酒造に限らず、原料調達という点では酒造メーカーはこれから取り組むんではないかと思えます。お聞かせください。

○加勇田農産園芸課長 焼酎原料用のカンショということでございますが、今ございました霧島酒造さんを初めとして非常に需要が高まっているといったこともございまして、県内でも焼酎原料用のカンショにつきましましては作付面積を伸ばしてきた状況でございます。そういった中で、一つには、試験研究の段階から取り組むといったことで、優良品種の選抜であるとか、収量を確保する、あるいは歩どまりを高めていくといったような取り組み、あるいは加工用に向くような芋をつくるといった意味でウイルスフリー化をしていくとか、そういった技術的な支援を中心に展開しておりますし、また新しい系統の芋を使う場合、焼酎メーカーに対しまして、契約段階におきまして展示圃的な取り扱いといいますか、つくってみたいと収量とかかわからないところもございまして、そういったものにつきましましての展示実証圃といった形での支援もやっているとございまして。

芋に限らず、焼酎用につきましましては、米につきましても同様に加工用米等につきましましてやっているとございまして。あわせまして、条件整備事業といたしまして、土地利用型でございまして、機械化一貫作業体系を推進するといった観点から、掘り取り機とか、つる切り機といった機械等につきましても助成を実施している状況でございます。

○岩下委員 一企業でありますけれども、都心に大きな工場ができていますし、これからの取り組みの中では農業者に対しても、ある意味では「儲かる農業」につながっていくんではないかと思えます。また県としての支援をよろしく

お願いします。

○田口委員長 そのほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 それでは、以上をもって農政水産部を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

午後3時3分休憩

午後3時10分再開

○田口委員長 委員会を再開いたします。

まず、採決についてであります。申し合わせにより、委員会審査の最終日に行うことになっておりますので、あす16日に採決を行うこととしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

休憩いたします。

午後3時10分休憩

午後3時11分再開

○田口委員長 委員会を再開します。

あす16日に採決を行うこととし、再開時刻を13時30分としたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 それでは、そのように決定いたします。

その他、何かございませんか。

○坂口委員 意見書の件ですけど、この前一般質問で上げたように、直接農水省というのはないんですけど、林野事業が例の加速度資金が直接、それと商工サイドだけど、緊急雇用創出なんていうのは、山に入れたり農村に入れたり、溝さらいに入れたりしていますよね。だから、

間接的にはその事業を使って農業とかで。調べたら、平成22年に新政権のもとで住民生活に光をそそぐ交付金とか、特に大きいのがワクチン接種の緊急促進基金ですね。これは始まったばかりで、これをまたやめるということになったら大混乱だと思うんです。そんなのがずっとあって、今、ここに整理はしているんですけど、たくさんなものですから、自民党会派の考えとしては、総務委員会にすべてゆだねて、あそこから国に対して、ことしで切れるけれども、この中にことごとく継続してやっていただかないとどうにもならないものがあるし、すごく効果が出ていたからということで意見書を出していただこうかなということだったんです。それで、各委員会の同意をとってということで、その同意を。

○田口委員長 今、坂口委員から御提案がございましたが、先ほど私も山下委員長のほうからお話を伺っております。皆さん方のほうでそれに関しまして何か。

異議なしということでよろしいですか。

はい、かしこまりました。では、そのように対応させていただきます。

そのほかになにかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 それでは、以上をもちまして本日の委員会を終了いたします。

午後3時12分散会

平成23年9月16日（金曜日）

午後1時29分再開

出席委員（8人）

委員	長	田口雄二
副委員	長	二見康之
委員		福田作弥
委員		坂口博美
委員		中野廣明
委員		押川修一郎
委員		新見昌安
委員		岩下斌彦

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

事務局職員出席者

議事課主幹	阿萬慎治
総務課主任主事	押川康成

○田口委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。

議案の採決につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか、一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 それでは、一括して採決いたします。

議案第1号、第2号、第6号、第19号及び第20号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号、第2号、第6号、第19号及び第20号については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査についてお諮りいたします。

「環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査」につきましては、引き続き、閉会中の継続審査といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 御異議ございませんので、この旨議長に申し出ることといたします。

次に、委員長報告骨子（案）についてであります。

委員長報告の項目として、特に御要望はありませんか。

暫時休憩いたします。

午後1時30分休憩

午後1時32分再開

○田口委員長 委員会を再開いたします。

それでは、委員長報告につきましては、ただいまの御意見等を参考にしながら、正副委員長に御一任いただくことで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 それでは、そのようにいたします。

暫時休憩いたします。

午後1時32分休憩

午後1時33分再開

○田口委員長 委員会を再開いたします。

そのほか何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 何もないようでございますので、以上で委員会を終了いたします。

午後1時33分閉会